

閱 覧 用

八街市障がい者基本計画
第 6 期八街市障がい福祉計画
第 2 期八街市障がい児福祉計画
(案)

令和 3 年 月
八街市

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の期間・見直しの時期及び計画の対象 2
- 3 計画の根拠と位置づけ 4

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

- 1 障害者施策の動向 5
- 2 人口・世帯数等の推移 7
- 3 障がいのある人（子ども）の推移 8

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 16
- 2 基本方針 17
- 3 施策体系 18

第2編 八街市障がい者基本計画

第1章 ふれあいのまちづくり

- 1 啓発・広報の充実 19
- 2 地域福祉活動の促進 23

第2章 であいのまちづくり

- 1 保育・教育・学習の充実 29
- 2 就労機会の拡充 33

第3章 あんしんのまちづくり

- 1 予防・発見・療育の充実 36
- 2 医療活動の促進 40

第4章 ささえあいのまちづくり

- 1 福祉サービスの充実 42
- 2 経済的支援の充実 46

第5章 ひらかれたまちづくり

- 1 生活環境の整備 48
- 2 外出・コミュニケーション支援の充実 52

第3編	八街市障がい福祉計画・八街市障がい児福祉計画	
第1章	八街市障がい福祉計画・八街市障がい児福祉計画基本目標	
		 55
第2章	八街市障がい福祉計画の実績・評価と成果目標	 60
第3章	八街市障がい児福祉計画の実績・評価と成果目標	 71
第4章	障害福祉サービス（自立支援給付）	
1	障害福祉サービスの実績値・見込量・見込量確保のための方策	.. 74
第5章	地域生活支援事業	
1	各年度における事業ごとの見込量及び実施に関する考え方	 83
2	サービス見込量・見込量確保のための方策	 86
第4編	計画の円滑な推進に向けて	
第1章	円滑なサービス提供体制の確立	
1	連携体制の確立	 89
2	情報提供体制の充実	 92
3	高齢期移行に伴う支援の方向性	 92
4	点検及び評価体制	 93
資料編		
1	策定経過	 95
2	八街市障がい者施策推進協議会	 96
3	八街市障がい者基本計画策定委員会	 98
4	アンケート調査結果の概要	101
5	用語集	116
6	障がい者に関するマーク	122

- ・「障がい」の表記については、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、法令などの名称や固有名詞等を除き「害」の文字をできるだけひらがなで表記しています。

第1編

総論

第1章 計画策定にあたって

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

第3章 計画の基本的な考え方

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法において、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとされています。

平成15年度からノーマライゼーション（障がいのある人も家庭や地域において、普通の生活を送ることができるようにする社会づくり）の理念に基づいて導入された「支援費制度」により、福祉サービスの利用の仕組みが措置制度から障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者と契約する制度へ転換が図られました。

平成18年からは、身体・知的・精神と障がいごとに展開されてきた施策を一元化して、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化、支給決定の透明化・明確化し、その安定的な財源の確保を図ることを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。平成19年12月には、法制度改正の進捗状況を踏まえて「重点施策実施5か年計画」（計画期間平成20年度～平成24年度）が策定され、施策と成果目標の拡充が図られました。

本市では、平成10年3月に「八街市障害者基本計画」策定以来、6年ごとに計画の見直しを図り、現在、平成27年度から令和2年度までの当該基本計画により、ノーマライゼーションの実現を目指した障害者施策を総合的・計画的に進めています。

また、障害者自立支援法が平成18年4月から施行後、本市では、平成19年3月に平成18年度から平成20年度までを第1期とする「八街市障害福祉計画」を策定し、これまで3年ごとに見直しを図り、平成30年3月に平成30年度～令和2年度までの「第5期八街市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等を円滑に提供していくための体制づくりを進めてきました。

併せて、児童福祉法が平成30年4月から改正され、本市では平成30年度～令和2年度までを第1期とする「八街市障害児福祉計画」を策定し、障害児支援のサービス提供体制の整備等を目的として、障害児福祉サービスなどの見込み量

についての計画を定め、進めてきました。

この度、「八街市障害者基本計画」が、令和2年度に期間満了となるため、障害者基本法に基づき、市が取り組むべき障がい福祉施策の方向性について定め、将来目標であります「手をたずさえてともに歩む福祉のまち」の実現のために、「八街市障がい者基本計画」（令和3年度～令和8年度）を策定します。

また、「第5期八街市障害福祉計画」及び「第1期八街市障害児福祉計画」が令和2年度に期間満了となるため、これまでの計画の進捗状況や目標値の検証を行うとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法や国の基本指針に基づいて、「第6期八街市障がい福祉計画」及び「第2期八街市障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定します。

本計画は、障害者施策を総合的、計画的に推進していくために、「八街市障がい者基本計画」、「八街市障がい福祉計画」及び「八街市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

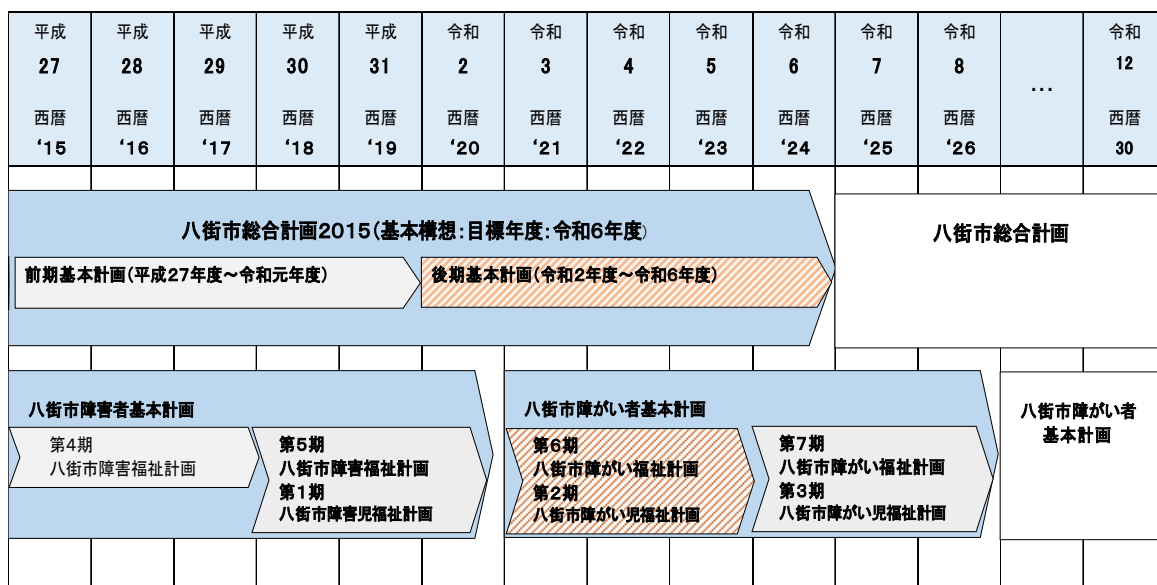
2 計画の期間・見直しの時期及び計画の対象

◆計画の期間

「八街市障がい者基本計画」は、令和2年度期間満了を受け、令和3年度～令和8年度までの6年間を計画期間とします。

「八街市障がい福祉計画」は、第5期（平成30年度から令和2年度）期間満了を受け、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

「八街市障がい児福祉計画」は、第1期（平成30年度から令和2年度）期間満了を受け、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



◆計画の対象

本計画における障がいのある人とは障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態であるもの」、また障害者総合支援法第4条第1項に規定する「身体障害者、知的障害者のうち18歳以上である者及び精神障害者のうち、18歳以上である者」並びに同法同条第2項に規定する「障害児」(満18歳に満たない者)を指しています。

なお、個々の具体的なサービス対象については、個別の法令等によって規定されていますので、その規定に準拠することとします。

3 計画の根拠と位置づけ

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者基本計画」、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたるものです。

『障害者基本法 抜粋』

(市町村障害者基本計画)

第十一条 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

『障害者総合支援法 抜粋』

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

『児童福祉法 抜粋』

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の20 市町村は、基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

- 本計画は、本市の障害者施策推進の目標であると同時に、全ての市民、家庭、地域、事業者、団体、関係機関、行政等が一体となって取り組みを進めるための指針としての性格を有しています。
- 本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「千葉県障害者計画」との連携を考慮し、本市においては上位計画となる「八街市総合計画2015」をはじめ、「八街市高齢者福祉計画」「八街市子ども・子育て支援事業計画」「八街市健康プラン」「八街市地域福祉活動計画」など関連する他の計画との整合性を図り策定しています。
- 本計画は、障がいのある人に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉、生涯学習、住宅、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的に展開を図るものです。また、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業について、計画的な基盤整備を進めるための具体的な指針となるものです。

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

1 障害者施策の動向

(1) 法制度の動向

平成24年

- 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法） 施行

平成25年

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 施行
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法） 施行
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 制定

平成27年

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法） 施行

平成28年

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 施行

平成30年

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法） 施行
- ギャンブル等依存症対策基本法の施行

令和元年

- 障害者の雇用の促進に関する法律（雇用促進法） 改正
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 施行
- 就学前の障害児の発達支援の無償化 施行

(2) 障害者総合支援法による制度改革の背景

(i) 総合支援法制定の背景（平成25年施行）

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。また、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととなりました。

《 主な改正点 》

- (1) 障害者の範囲の見直し
- (2) 障害支援区分への名称・定義の改正
- (3) 重度訪問介護の対象拡大
- (4) 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- (5) 地域移行支援の対象拡大
- (6) 地域生活支援事業の追加

(ii) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

(平成30年4月施行)の背景

障がい者が望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応を行うこととなりました。

《 主な改正点 》

- (1) 就労定着支援の創設
- (2) 自立生活援助の創設
- (3) 障害児福祉計画の作成
- (4) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (5) 居宅訪問型児童発達支援の創設

(3) 障がい福祉に係る千葉県の取組

平成18年

○障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 制定

平成21年

○障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン 制定

平成28年

○千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例 制定

平成29年

○千葉県国土強靱化地域計画 策定

2 人口・世帯数等の推移

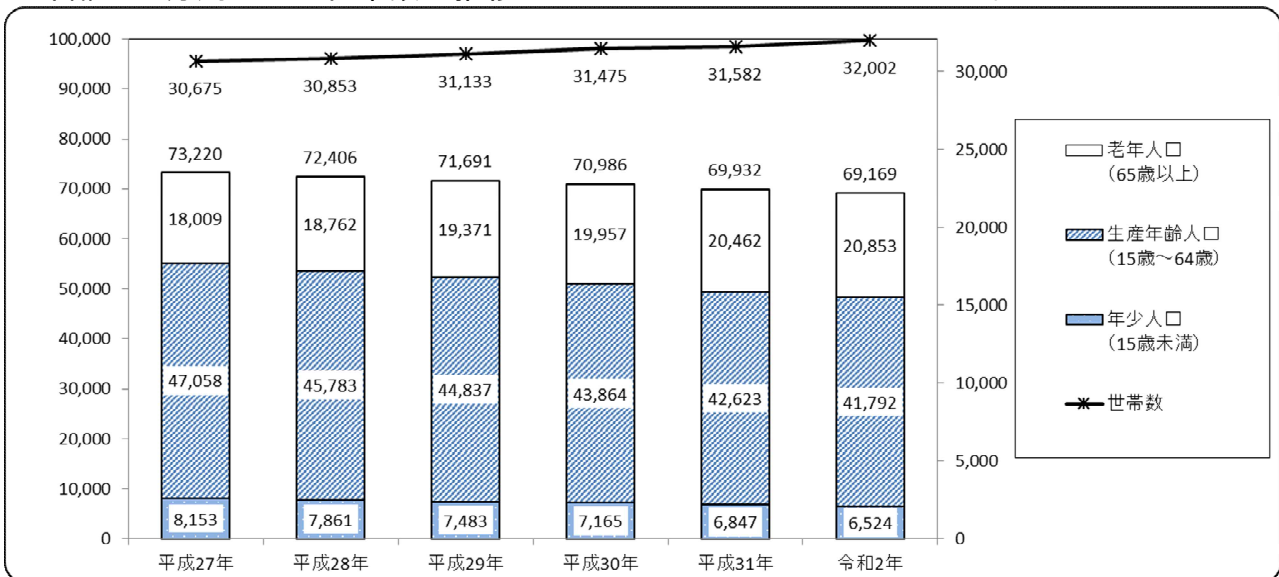
(1) 本市の人口・世帯数等の推移

人口総数は令和2年3月末現在、69,169人となっており、緩やかな減少傾向が続いています。世帯数は増加傾向にあり、令和2年3月末現在で32,002世帯となっており、1世帯あたりの人員は減少傾向となります。

また、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にありますが、老年人口は増加しています。

■年齢三区分別人口と世帯数の推移

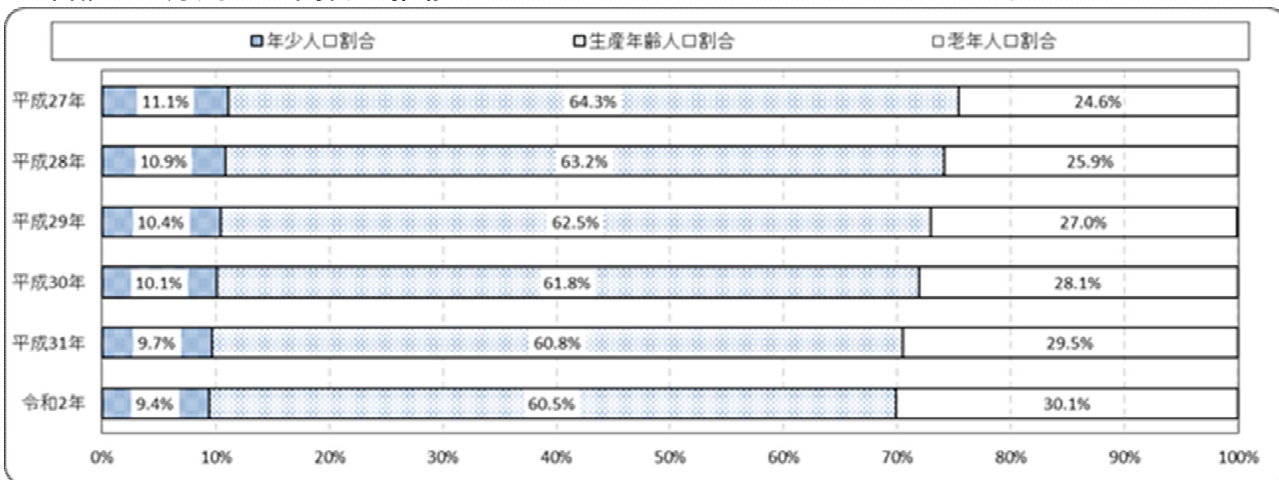
(各年3月31日現在)



資料 住民基本台帳

■年齢三区分別人口割合の推移

(各年3月31日現在)



資料 住民基本台帳

3 障がいのある人(子ども)の推移

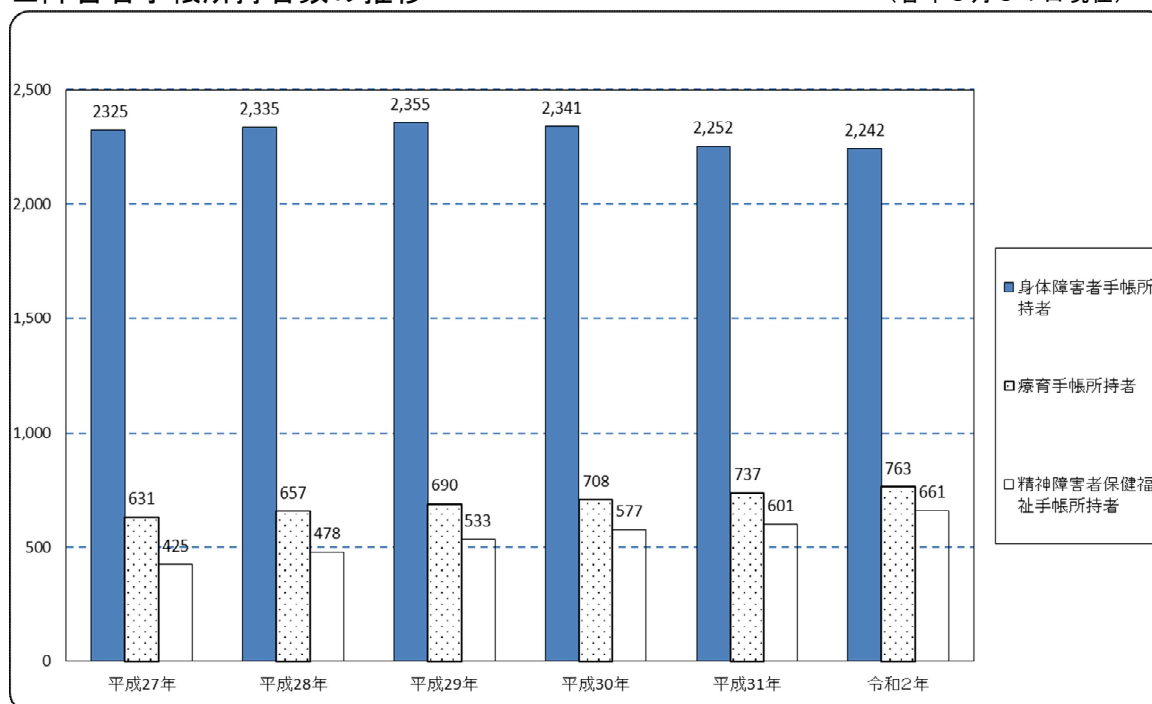
(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて、令和2年3月末現在で3,666人となっています。

また、人口総数に対する割合では、令和2年3月末現在で、5.3%（身体障害者手帳所持者3.24%、療育手帳所持者1.10%、精神障害者保健福祉手帳所持0.96%）となっており、市民の約19人に1人が身体、知的又は精神障がいがあるという状況です。

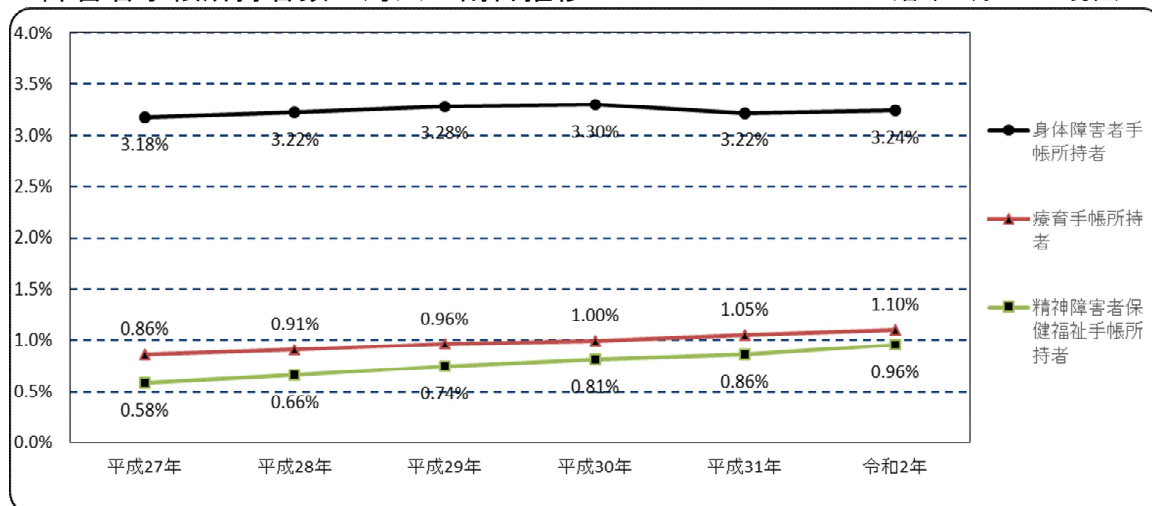
■障害者手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在)



■障害者手帳所持者数の対人口割合推移

(各年3月31日現在)



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在、2,242人となっており、平成27年度末と比較すると微減しています。障がいの種類別では、肢体不自由が1,135人で最も多く全体の半数以上を占め、等級別では、1級2級が1,101人で、重度の障がいのある人が全体の約半数を占めています。（令和2年3月末現在）

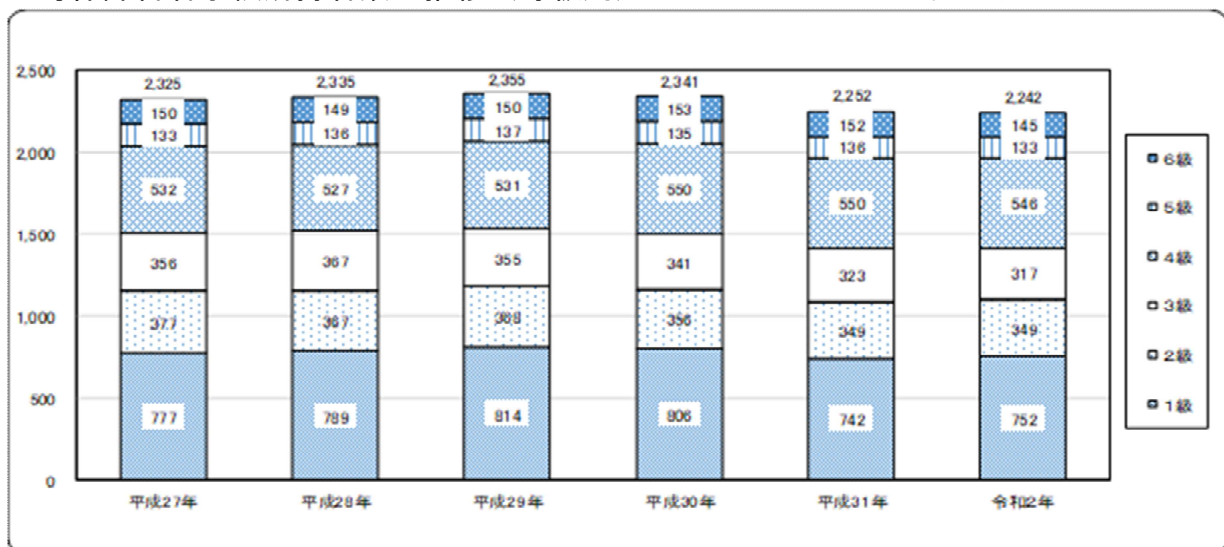
また、年齢別構成比では、65歳以上の割合が年々増加しており、令和2年3月末現在では全体の65.4%を占めています。

■身体障害者手帳所持者数（障害種類別・等級別）（令和2年3月31日現在 単位：人）

障害の種類別・等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	比率
視覚	48	36	13	11	21	4	133	5.9%
聴覚・平衡	11	57	18	30	5	66	187	8.3%
音声・言語・そしゃく機能	8	3	13	7	－	－	31	1.4%
肢体不自由	248	243	174	288	107	75	1,135	50.6%
内部障害	437	10	99	210	－	－	756	33.7%
内 臓 器	心臓	216	5	60	78	－	359	16.0%
	じん臓	204	0	12	5	－	221	9.9%
	呼吸器	8	0	14	6	－	28	1.2%
	膀胱・直腸	2	3	9	115	－	129	5.8%
	小腸	0	0	1	2	－	3	0.1%
	免疫	3	2	2	3	－	10	0.4%
	肝臓	4	0	1	1	－	6	0.3%
合計	752	349	317	546	133	145	2,242	100.0%
比率	33.5%	15.6%	14.1%	24.4%	5.9%	6.5%	100.0%	

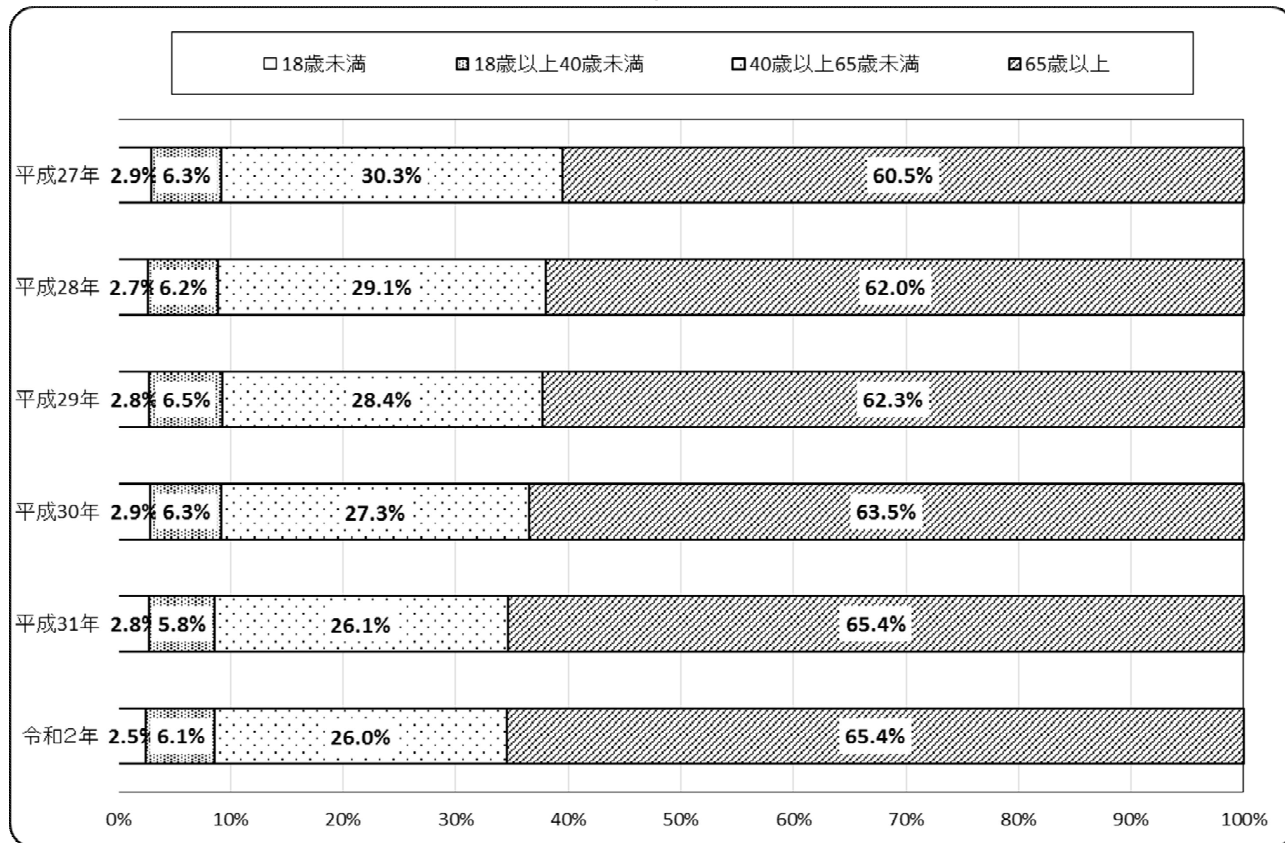
※端数調整をしていないため、比率の合計は100%になるとは限りません。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）（各年3月31日現在）



■身体障害者手帳所持者割合の推移（年齢別構成比）

（各年3月31日現在）

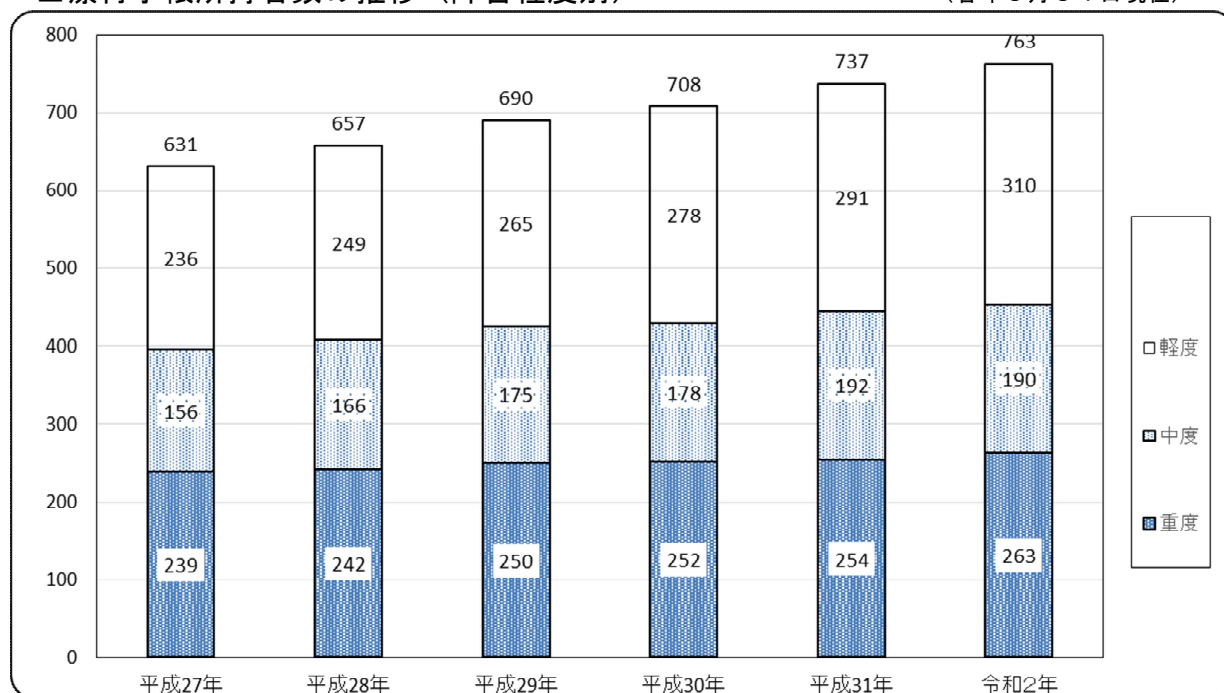


(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は令和2年3月末現在で763人となっており、平成27年度末と比較すると約1.21倍となっています。年齢別では、18歳以上の方の手帳所持者の割合が増加傾向にあります。

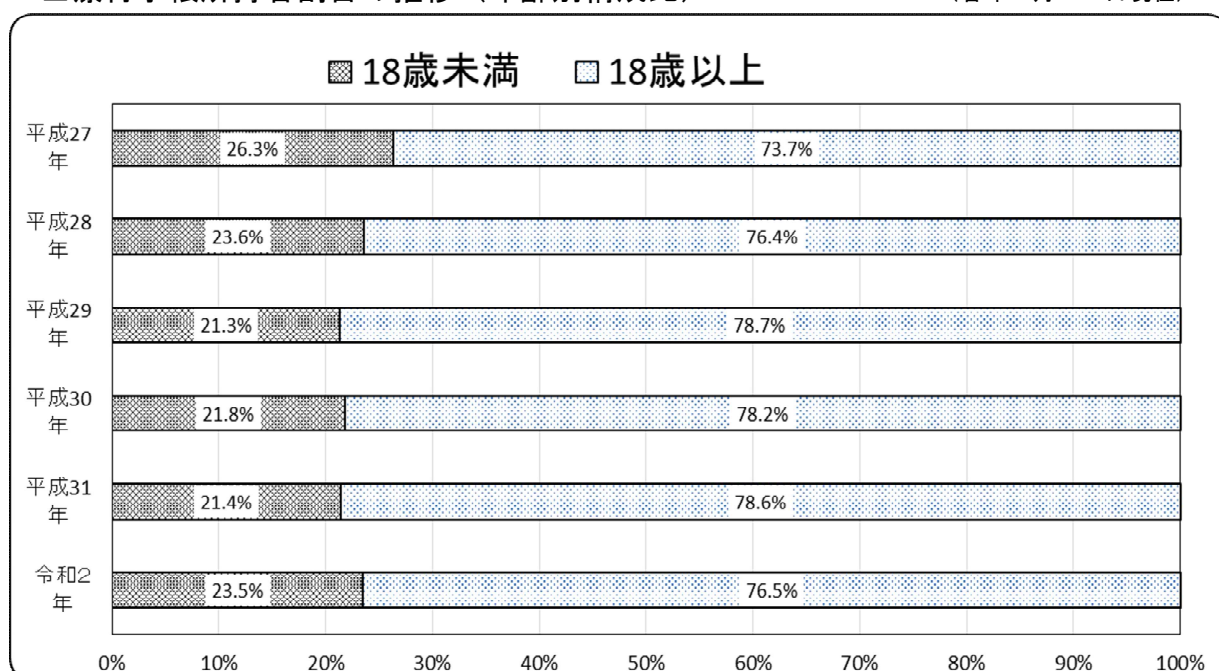
■療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

（各年3月31日現在）



■療育手帳所持者割合の推移（年齢別構成比）

（各年3月31日現在）



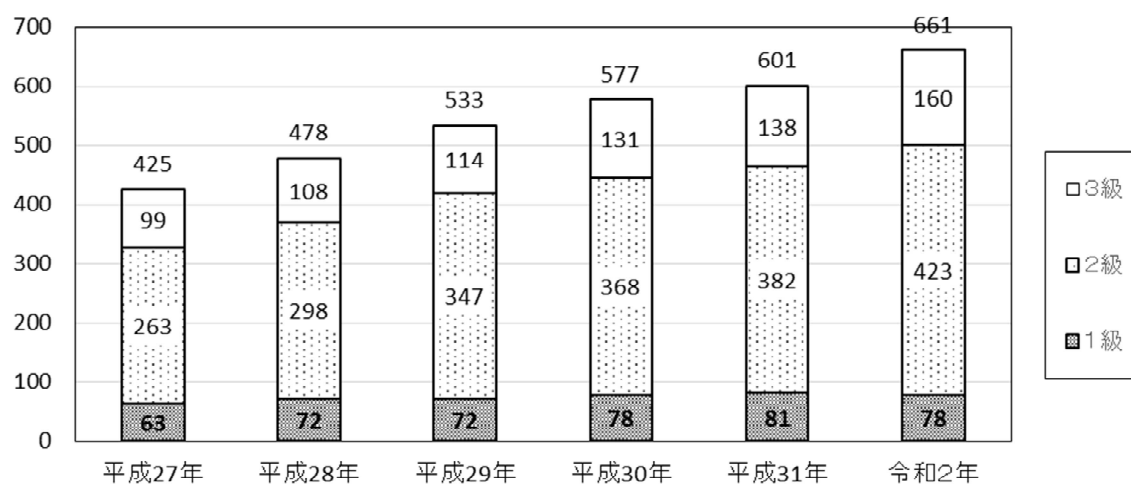
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年3月末現在で661人となっており、平成27年度末と比較すると、約1.56倍に増加しています。また、等級別にみると、2級の手帳所持者が423人で約6割を占めており、中度障がいの人の割合が増加傾向にあります。

また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和2年3月末現在で1,225人となっており、平成27年度末と比較すると約1.34倍に増加しています。

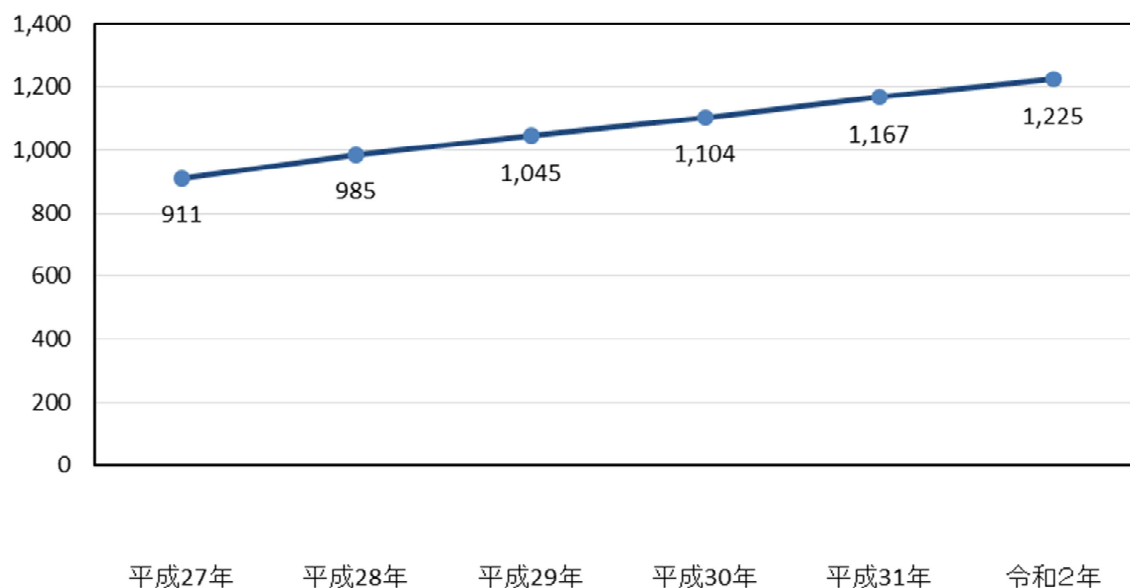
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

(各年3月31日現在)



■自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数の推移

(各年3月31日現在)



(5) 難病療養者数の推移

難病療養者数（※）は令和2年3月末現在で386人となっており、平成27年末と比較すると減少しています。

※難病療養者数は、特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者票、千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証の交付を受け、市の難病療養者見舞金を受給している数値としています。

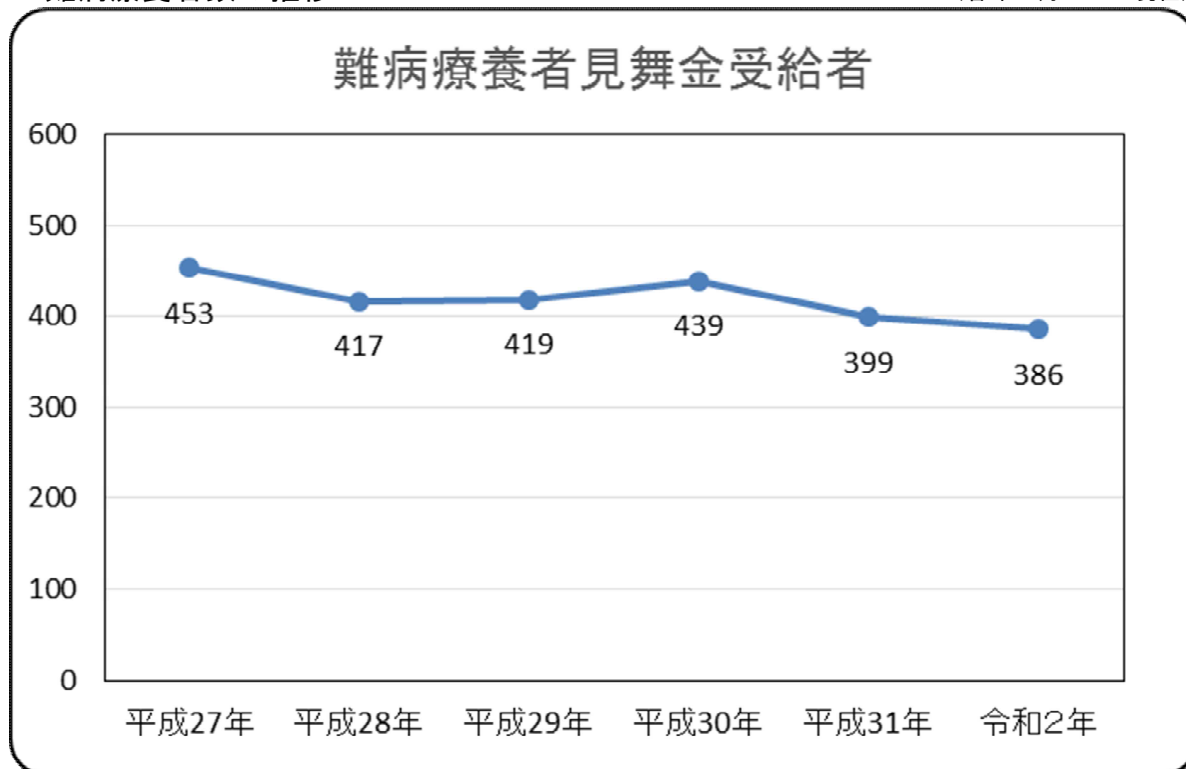
○平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい者の範囲に難病等が追加され、障害福祉サービスが利用できるようになりました。

○平成27年1月には、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、医療費助成対象疾病数が56疾病から110疾病に拡大となり、その後も段階的に拡大され令和2年4月現在は333疾病が対象となっています。

○平成29年3月末には、旧制度（特定疾病等治療研究事業）対象者に対する医療費助成継続の経過措置が終了しました。

■難病療養者数の推移

（各年3月31日現在）



（6）障がいのある児童・生徒の推移

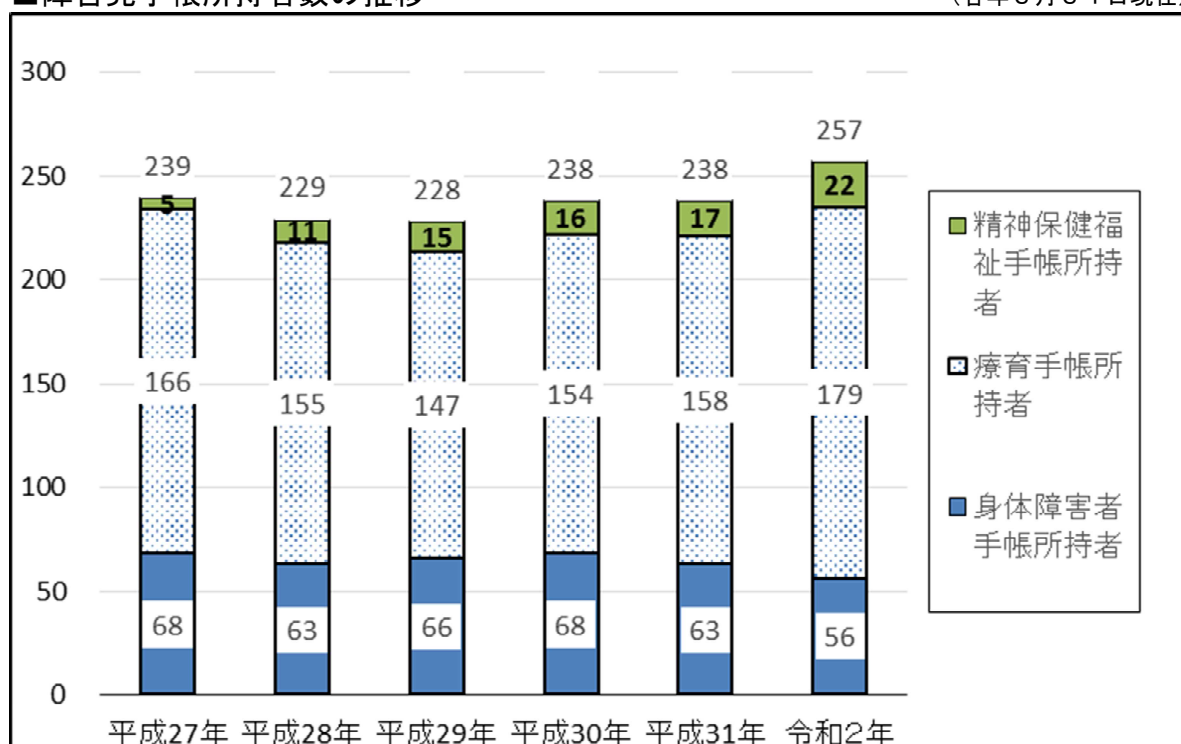
障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて、令和2年3月末時点で257人となっています。

障害種類別割合は、療育手帳所持者が大半を占めている中、精神保健福祉手帳所持者が増加傾向になっています。

また、市内小学校に通学する児童2,737人のうち、特別支援学級に在籍する児童数は191人です。市内中学校では、生徒数1,596人のうち98人が特別支援学級に在籍しています。障がい別では、自閉症・情緒障害、知的障害学級が主で沖分校を除く全ての市内小中学校に特別支援学級が設置されています。

■障害児手帳所持者数の推移

（各年3月31日現在）



■市内小中学校学級別児童生徒数

（令和2年5月1日現在）

	通常学級	知的障害	自閉症・ 情緒障害	言語障害	合計
市立小学校 9校（うち分校1）	2,546	74	101	16	2,737
市立中学校 4校	1,498	36	62	0	1,596
合計	4,044	110	163	16	4,333

資料 学校教育課

■市内小中学校特別支援学級数

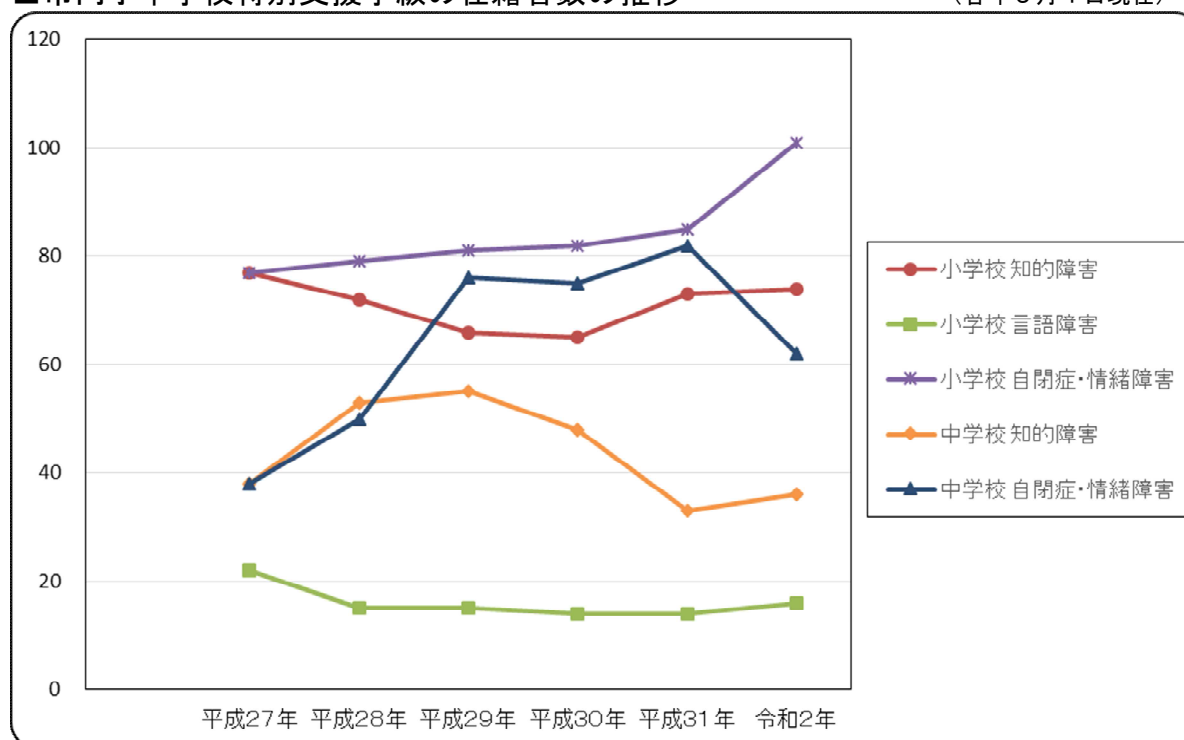
(令和2年5月1日現在)

	知的障害	自閉症・情緒障害	言語障害	合計
小学校（分校含む9校）	14	18	3	35
中学校（4校）	6	9	0	15
合 計	20	27	3	50

資料 学校教育課

■市内小中学校特別支援学級の在籍者数の推移

(各年5月1日現在)



資料 学校教育課

■市内在住者特別支援学校の在籍者数

(令和2年5月1日現在)

	知的障害	肢体不自由	病弱	視覚	聴覚	合計
小学部	21	12	1	0	0	34
中学部	18	6	1	0	1	26
合計	39	18	2	0	1	60

資料 学校教育課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

将来目標像

**手をたずさえてともに歩む福祉のまち・八街市
一ゆうあいのまち やちまたー**

この計画は、上位計画である「八街市総合計画2015」の将来都市像に示された「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」の実現を目指すため、「八街市障害者基本計画」（平成27年度～令和2年度）において掲げていた基本理念を踏襲するとともに、障がいのある人や民間団体、行政が連携し、より多くの市民の理解と協力のもと、障がいのある人やその家族がともに地域で生活できるまちづくりを進めます。

【基本理念】

- ①ふれあいのまちづくり（啓発・地域福祉活動プラン）
- ②であいのまちづくり（社会参加プラン）
- ③あんしんのまちづくり（保健・医療プラン）
- ④ささえあいのまちづくり（福祉サービスプラン）
- ⑤ひらかれたまちづくり（生活環境整備プラン）

2 基本方針

この計画は、下記の基本理念に基づき各施策を展開し、「手をたずさえてともに歩む福祉のまち・八街市—ゆうあいのまち やちまた—」の実現を目指すものです。

①ふれあいのまちづくり（啓発・地域福祉活動プラン）

地域において障がいのある人がともに生活していくことについての市民の理解を深めるため、交流イベントや福祉教育を進めます。

また、障がいのある人が地域で生活していくために必要な福祉サービス等の情報について、障がいの状況に応じた情報を得やすい提供体制づくりに努めます。

さらに、ボランティア活動など地域における福祉活動を促進します。

②であいのまちづくり（社会参加プラン）

障がいのある子どもの状況に応じた保育・教育を充実するとともに、文化・スポーツなど生涯学習活動に参加しやすい体制づくりに努めます。

また、事業所における障がいのある人の雇用の促進、地域資源を活用した福祉的就労の場の充実に努めます。

③あんしんのまちづくり（保健・医療プラン）

保健事業による疾病や障がいの予防、早期発見を進めるとともに、療育や家族への支援の充実に努めます。

また、医療費負担の軽減や地域での診療体制づくりに努めます。

④ささえあいのまちづくり（福祉サービスプラン）

障がいのある人の生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業などの福祉サービスの充実を進めるとともに、広域による専門的な支援活動の充実に努めます。

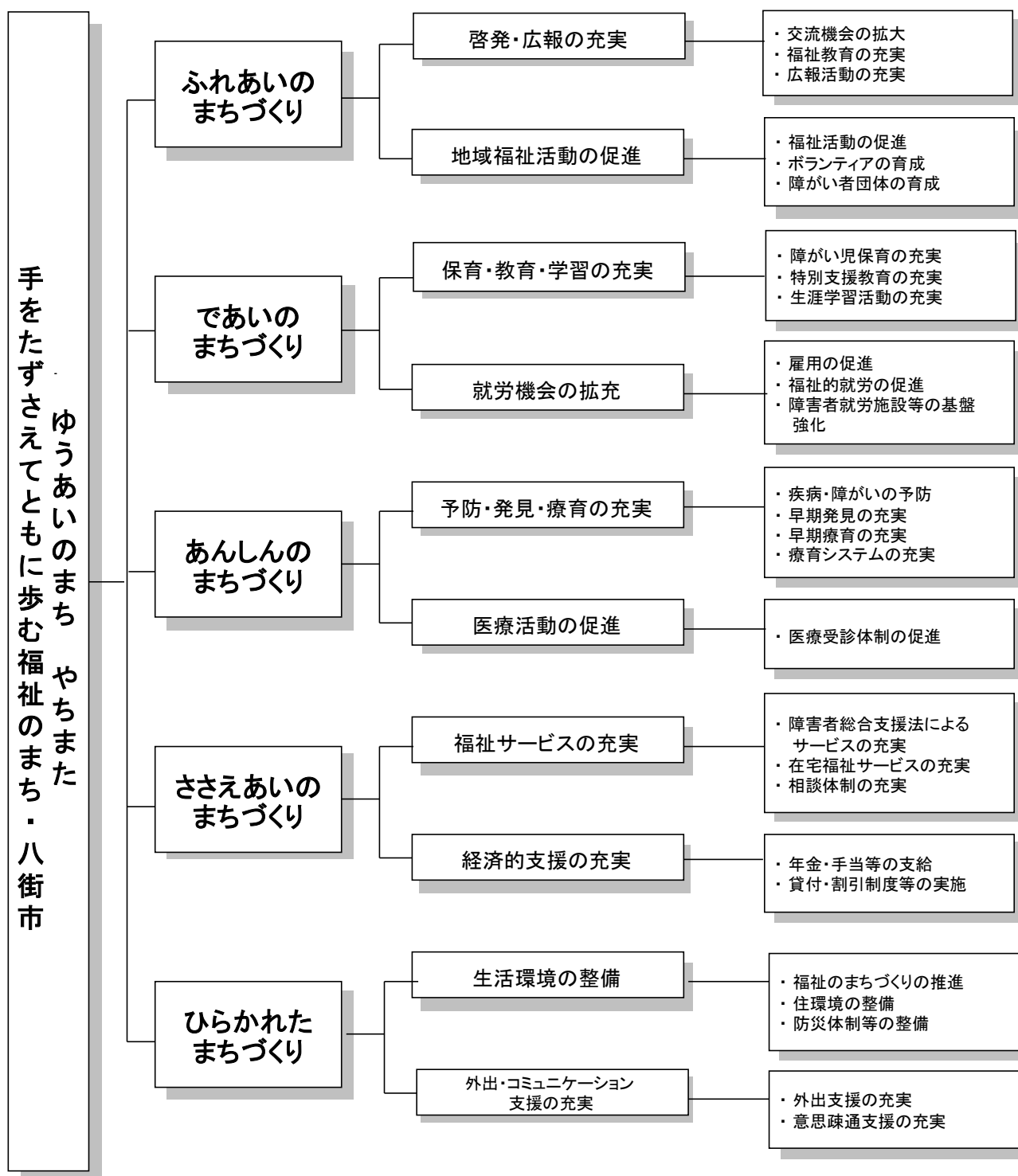
また、年金・手当等の支給、貸付・割引制度等により、経済的な支援を進めます。

⑤ひらかれたまちづくり（生活環境整備プラン）

地域での生活に安心感が高められるよう、道路環境の整備や生活の場の確保、防災対策等の充実に努めます。

また、移動やコミュニケーションを支援する活動の充実に努めます。

3 施策体系



第2編

八街市障がい者基本計画

- 第1章 ふれあいのまちづくり
- 第2章 であいのまちづくり
- 第3章 あんしんのまちづくり
- 第4章 ささえあいのまちづくり
- 第5章 ひらかれたまちづくり

第1章 ふれあいのまちづくり(啓発・地域福祉活動プラン)

1 啓発・広報の充実

【現況と課題】

◆実施状況◆

障がいのある人と市民とが交流する機会として、また、障害者週間（12月3日から9日）行事の一環として、社会福祉協議会及び障がい者団体連絡協議会の協力のもと、ふれあいスポーツ大会を開催しており、障がいのある人への関心と理解を深めています。

「障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくりのきっかけを作りたい」「誰もが取り残されることのない共生社会を目指したい」との思いから、地域自立支援協議会から派生した、やちまたふくしフェスタ実行委員会が主体となり、やちまたふくしフェスタが開催されています。取組内容が評価され、やちまたふくしフェスタ2018がちばコラボ大賞を受賞しました。

社会福祉協議会では、ボランティア連絡協議会及び障がい者団体連絡協議会等と連携して、ユニークダンスのつどいを開催しています。

幼児期からの福祉意識を育て高めるための活動として、幼稚園・保育園では社会福祉協議会からボランティア活動推進園の指定を受け、障がいのある人との交流などの活動を進めています。小中学校では、県や社会福祉協議会から福祉教育推進校の指定を受け、特別支援学級と通常学級及び学校間の交流や授業の一環として、総合的な学習の時間を活用し進めています。

広報活動は、市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページ、ツイッターで情報掲載を行っているほか、社会福祉協議会ではボランティア団体と連携して点字訳や声の広報等による情報提供体制づくりを進めています。また、公共施設窓口に「耳マーク」を設置し、聴覚障がいがある人の情報保障と障がいへの理解を求めています。

◆アンケート調査等からの意見◆

「障がいのある人への理解」は、身体障がいのある人の44.2%、知的障がいのある人の41.2%、精神障がいのある人の33.3%、難病療養者の42.8%の人が以前より

深まったと感じています。

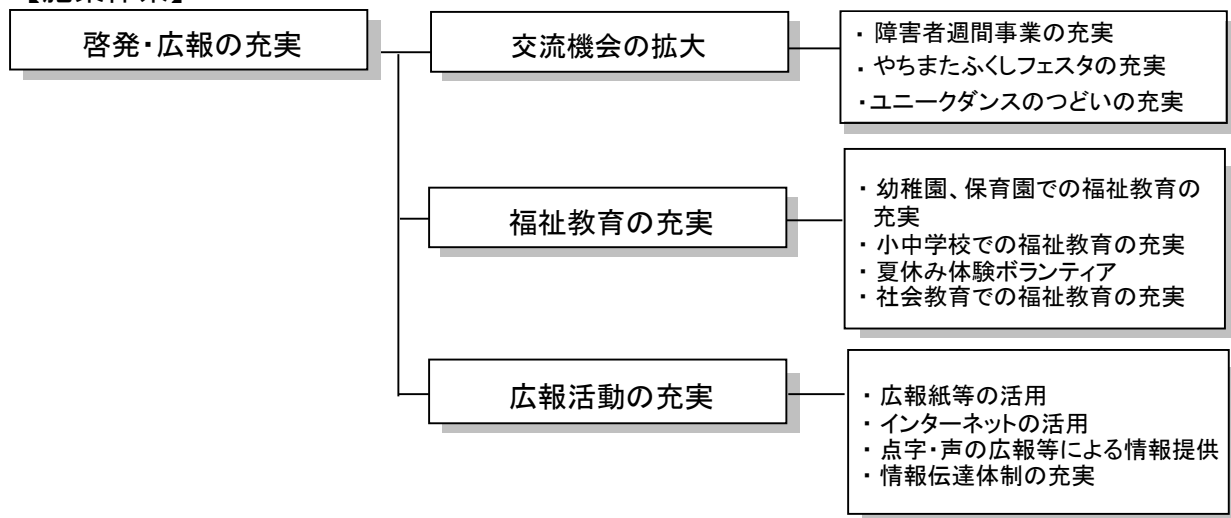
一方、「障がいのある人への差別、偏見」は、身体障がいのある人の33.0%、知的障がいのある人の55.3%、精神障がいのある人の57.1%、難病療養者の45.4%の人が差別、偏見があると回答しており、雇用・就職の際に差別、偏見を経験した人が多くいました。自由意見においても、障がいへの理解、福祉教育を求める意見がありました。また、市・社会福祉協議会・地域自立支援協議会などが主催するスポーツ大会・福祉まつり・やちまたふくしフェスタなど様々な企画があり、交流の機会が増えているように感じるとの意見もありました。

◆今後の課題◆

交流機会の拡大や幼児期からの福祉意識を育て、高めるための福祉教育が求められています。また、障がいの状況に応じた情報を得やすい提供体制づくりなどの広報活動が求められています。

地域において、障がいのある人がともに生活していくことについて、市民の理解を深めるための啓発、広報を充実する必要があります。

【施策体系】



【施策内容】

① 交流機会の拡大

施 策	内 容
障害者週間事業の充実 【障がい福祉課】	障害者週間（12月3日から9日）の周知をホームページなどで行うとともに、社会福祉協議会及び障がい者団体連絡協議会と連携を図り、参加者と共にふれあいスポーツ大会等の事業を推進し、交流機会の拡大に努めます。

やちまたふくしフェスタの充実 【障がい福祉課】	障がい福祉をテーマにした、参加型、体験型のイベントで、障がい者とその家族、支援者、地域住民が自然に居合わせ、交流できる場づくりを行っています。「やちまたふくしフェスタ実行委員会」を組織し、個人、NPO、企業、学校など様々な活動主体と連携しながら行われています。
ユニークダンスのつどいの充実 【社会福祉協議会】	ボランティア連絡協議会、障がい者団体連絡協議会、レクリエーション協会及び順天堂大学等と連携し、ユニークダンスのつどいへの市民参加を促進します。

②福祉教育の充実

施 策	内 容
幼稚園、保育園での福祉教育の充実 【学校教育課・子育て支援課】	幼稚園児、保育園児の福祉意識を育てるため、社会福祉協議会と連携し、シニアクラブ及び高齢者施設への訪問ボランティア活動等を通じた福祉教育の充実に努めます。
小中学校での福祉教育の充実 【学校教育課・社会福祉協議会】	児童、生徒の福祉意識を高めるため、県や社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、障がい者団体連絡協議会、障害者支援施設、高齢者施設等と連携し、「総合的な学習の時間」等における疑似体験、障がい児、認知症の理解といった福祉教育の充実に努めます。
夏休み体験ボランティア 【市民協働推進課・社会福祉協議会】	市及び教育委員会が後援し、社会福祉協議会の主催で、小学4年生以上を対象に実施している障害者支援施設や放課後等デイサービス事業所への訪問活動及び手話や朗読ボランティア、要約筆記体験、資源ゴミの分別体験を行う夏休みボランティアを促進します。
社会教育での福祉教育の充実 【社会教育課・市民協働推進課】	市民の福祉意識を高めるため出前講座や講演会等の開催、ボランティア活動を推進するとともに、講演会等では、手話通訳者や要約筆記者を配置するなど、参加者への情報保障に努めます。

③広報活動の充実

施 策	内 容
広報紙等の活用 【障がい福祉課・社会福祉協議会】	市及び社会福祉協議会の広報紙の活用やパンフレット等により、障がいについての理解を促進するとともに、福祉サービスや障がい者団体、ボランティア活動等に関する情報提供を推進します。

インターネットの活用 【障がい福祉課・社会福祉協議会】	市及び社会福祉協議会のホームページ、ツイッターを活用し、福祉サービスやイベント、障がい者団体、ボランティア団体等の情報提供を推進します。 また、社会福祉協議会ではホームページの運営保守の見直しと、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報提供に努めます。
点字・声の広報等による 情報提供 【障がい福祉課・秘書広報課・社会福祉協議会】	市民生活に必要な行政情報や広報紙の内容について、ボランティア団体と連携し、点訳や朗読、YouTube等による情報提供や音声読み上げできる多言語対応アプリの活用を推進します。
情報伝達体制の充実 【障がい福祉課・秘書広報課】	必要な情報を的確に伝達するため、障がい者団体、ボランティア団体等と連携し、できる限り個別のニーズに応じた多様な媒体の内容充実と情報提供体制づくりに努めます。

2 地域福祉活動の促進

【現況と課題】

◆実施状況◆

地域における福祉活動は、社会福祉協議会において、障がい者団体連絡協議会、ボランティア連絡協議会等各団体との連携を図り、研修、ボランティア講習会の開催、障がい者団体等の活動支援などが進められています。また、民生委員・児童委員による相談活動、福祉サービス等の情報提供などが行われています。

ボランティアの育成は、県や社会福祉協議会等と連携を図り、手話通訳、点訳、朗読等の講習会などの開催や情報提供を進め、各種のボランティア活動への参加者の拡大や活動技術内容の向上に努めています。

障がい者団体の活動内容の情報提供を進めるとともに、障がい者間の情報交換や交流活動を進め、障がい者団体の育成と活動を支援しています。現在、市内の障がい者団体数は7団体であり、各種の活動が展開されています。

団体名	活動内容
八街市身体障害者福祉会	・ 関係機関、団体との連絡調整 ・ 身体障害者福祉事業の推進 ・ 身体障がいのある人の相談活動 ・ 部会活動 (ボウリング、カラオケ、レクリエーション、親睦会、フリートーキング、ボッチャ、日帰り・一泊研修旅行など) ・ 県協会等の研修会及び行事に参加
八街市視覚障害者団体 あおば会	・ 親睦 ・ 各種行事、研修などへの参加 ・ 定例会の開催 ・ 千葉県視覚障害者福祉協会、日本盲人連合からの情報提供 ・ 情報交換 ・ 福祉の増進 など

八街市聴覚障がい者協会	・福祉の向上 ・情報交換 ・自立促進 ・手話指導 ・会員拡大の強化 ・レクリエーション ・定例会の実施 ・手話講習会の実施 ・全日本ろうあ連盟、関東ろうあ連盟、千葉県聴覚障害者協会からの情報提供
八街市手をつなぐ親の会	・教育と福祉の向上 ・関係機関との連携 ・千葉県手をつなぐ育成会との連携 ・旅行やお楽しみ会の実施 ・市内各種行事への参加 ・定例会の開催
八街市精神障害者家族会 きんもくせいの会	・家族会の開催 ・施設見学 ・交流会への参加 ・市内各種行事への参加 ・研修や講演会の開催 ・市行政との連携
ダウン症のある子と親の会 ジュピター	・ダンスワークショップの開催 ・お楽しみ会等交流事業の開催 ・成田メンバーとの連携及び交流 ・各種舞台やイベントへの出演及び参加
ゆめみらい	・ライフサポートファイルの周知活動の実施 ・福祉活動への参加 ・ペアレントメンター活動の実施 ※自閉症スペクトラムや発達が気になる子の親同士の交流や情報交換

資料：社会福祉協議会

○障がいに関するボランティア登録グループ

団体名	活動内容
手話サークルてのひら	・手話の学習 ・聴覚障がいのある人との交流 ・聴覚障がいのある人の社会問題の学習
点字グループともしび	・視覚障がいのある人のための点訳 ・市内小中学校の体験学習への協力
朗読グループやまびこ	・朗読による視覚障がいのある人へのサービス ・視覚障がいのある人との交流
ばらんざっく	・バンド演奏、歌、ダンスによる施設訪問
やちまたマジシャンクラブ	・マジックによる福祉施設等の訪問
運転ボランティアせいふてい	・障がい者団体定例会などの送迎
あけぼのの会	・福祉施設での活動（おむつたたみ）
おはなしの会おひさまはらっぱ	・素話、絵本の読み聞かせ
NPO法人セブンエイチ	・福祉施設での行事の手伝い
えんどうまめ劇団	・人形劇、大型紙芝居、影絵、腹話術などの演劇
傾聴ボランティアクロバーの会	・傾聴によるボランティア活動
かしの木	・人形劇
音楽体操心身さわやか	・音楽体操（ケア体操、音体療育）
わらべ会	・絵本の読み聞かせ
要約筆記サークルこだま	・OHPを使用した要約筆記
アイサウンズ	・バンド演奏、歌による施設訪問
和音	・ピアノ、ミュージックベル演奏、歌による施設訪問
八街和楽太鼓	・和太鼓演奏による施設訪問、イベント協力

資料：社会福祉協議会

◆アンケート調査等からの意見◆

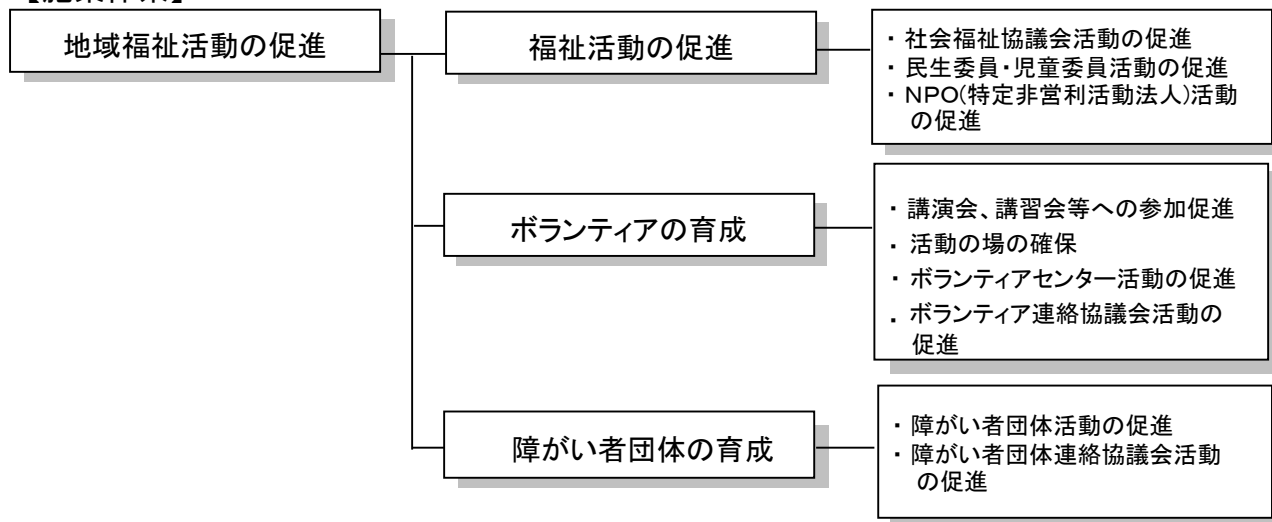
「本市が今後、特にしていく必要があること」では、経済的な援助の充実や暮らしやすい街づくりを望む人が多くいるなかで、「ボランティアの育成」は、身体障がいのある人の11.2%、知的障がいのある人の14.6%、精神障がいのある人の13.4%、難病療養者の13.8%の人が、また「障がい者団体の自立活動に対する行政の支援」は、身体障がいのある人の9.0%、知的障がいある人の23.5%、精神障がいのある人の17.6%、難病療養者の9.9%の人が求めています。

◆今後の課題◆

市民の地域福祉活動に対する理解と関心を深め、継続的な福祉活動への参加者拡大や地域での協力体制による福祉活動の促進とともに、ボランティア登録者の減少もあり、その育成が求められています。また、障がい者団体の自立活動を支援するなど、障がい者団体の育成についても求められています。

8050問題にみられるように、障がい者団体会員の減少や高齢化も深刻な問題となっています。障がいのある人が地域で生活していくため、社会福祉協議会、障がい者団体及びボランティア団体等と連携し、地域活動の促進を図る必要があります。

【施策体系】



【施策内容】

①福祉活動の促進

施 策	内 容
社会福祉協議会活動の促進 【社会福祉課・社会福祉協議会】	地域における福祉活動を進めるため、社会福祉協議会による地域福祉活動計画（八街ひまわりふれあいプラン）と関連する事業計画との整合を図り、より市民目線で計画を推進します。
民生委員・児童委員活動の促進 【社会福祉課・社会福祉協議会】	民生委員・児童委員による相談活動や福祉サービス等の情報提供など、身近な地域における活動を促進します。 また、障がい者の理解促進や地域における活動から得られた情報の共有・連携を促進します。
NPO（特定非営利活動法人）活動の促進 【市民協働推進課・社会福祉協議会】	活動目的を達成するためにNPO法人という手段で法人格を取得したいと考える団体に対して、設立支援や運営支援を行い、より多くの市民活動団体が持続可能な運営ができるように支援します。

②ボランティアの育成

施 策	内 容
講演会、講習会等への参加促進 【障がい福祉課・社会福祉協議会】	県や社会福祉協議会、社会福祉施設連絡会等と連携し、講演会、講習会等の開催や情報提供を進め、手話通訳、要約筆記、点訳、朗読、移送など各種のボランティア活動への参加者の拡大や活動技術内容の向上に努めます。 また、講座受講者が参加しやすい環境づくりに努め、活動情報を発信します。
活動の場の確保 【障がい福祉課・社会福祉協議会】	中央公民館等の市が管理する施設の無料貸し出しを行うとともに、ボランティア団体等への優先的な予約受付を行い、活動の場の確保を支援します。
ボランティアセンター活動の促進 【社会福祉協議会】	障がい者やボランティアの利用者、活動者の立場にたち、多様な意見や情報を共有し、相談援助技術並びに調整機能の向上に努めます。 また、社会福祉施設連絡会や障がい者団体連絡協議会と連携し、実践的な講座を開催するとともに、引き続き企業ボランティアと連携した広報活動を促進します。
ボランティア連絡協議会活動の促進 【社会福祉協議会】	ボランティア団体等と連携し、ユニークダンスのつどいなど福祉イベントへの運営協力を進めるとともに、ボランティア連絡協議会活動を促進します。 また、障がい者が参加しやすいように手話通訳者や要約筆記者を配置します。

③障がい者団体の育成

施 策	内 容
障がい者団体活動の促進 【障がい福祉課・社会福祉協議会】	団体活動への理解と協力のため、障がい者団体等の活動内容について情報提供を進めるとともに、地域自立支援協議会など関係機関と連携を図り、地域課題の解決に向けた活動内容の充実を支援します。
障がい者団体連絡協議会活動の促進 【障がい福祉課・社会福祉協議会】	地域において障がい者がともに生活できるまちづくりの提言や、やちまたふくしフェスタやユニークダンスのつどいなど福祉イベントへの運営協力を行うとともに、障がい者団体連絡協議会の団体や会員拡大を促進します。

第2章 であいのまちづくり(社会参加プラン)

1 保育・教育・学習の充実

【現況と課題】

◆実施状況◆

保育園においては、障がいのある子どもの保育や発育を支援するため、心理相談員による巡回指導支援を実施し、職員も専門家から指導を受けながら保育を実施しています。また、障がいのある子どもの保育に関しては、保育士を加配するなど保育体制の充実にも努めています。

一方、放課後児童の学童保育に関しては、障がいのある児童が入所を希望した場合、障がいの内容を聞き取り、できるだけ入所できるような対策をとるよう努めていますが施設整備等が難しい場合もあり、全てのニーズに応えることができない状況です。

市内には、つくし園をはじめ、児童発達支援事業所が5か所あり、総合的な発達支援を目的に、気になる未就学児の子どもが通所しており、また、平成27年度には、児童発達支援センターが開所しました。

放課後等デイサービス事業所は8か所あり、放課後や学校が長期休業日の際に利用し、生活能力の向上や社会との交流促進がより図られるようになりました。

就学相談では、千葉県立特別支援学校教諭、カウンセラー、学識経験者からなる特別支援教育専門家チームを設置して、支援を要する児童・生徒に関する相談について、保護者及び学校に対して巡回相談と派遣相談を実施しています。

教育委員会では、公立の幼、小、中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の指導計画や教育支援計画を組織的に策定できる体制づくりが行われています。

また、学校教育では、それぞれの障がいの特性に対応した学級の設置をし、全ての小学校に特別支援学級を配置し、特別支援学級の児童のみならず、通常学級の児童に対しても必要に応じて支援を行っています。今後、全ての中学校に特別支援教育支援員の配置が求められています。

生涯学習活動に関しては、各種講演会開催時における手話通訳者や要約筆記者の配置及び車いす席の設置、スポーツ活動における各種スポーツ大会への参加支援を

行っています。図書館では、郵送・宅配・ボランティア団体等による対面朗読サービスの実施やインターネットによる情報の提供を行っているほか、点字図書館などと連携し、点字図書や朗読テープを提供しています。また、館内には、拡大読書器や拡大鏡、大活字本等も備えています。

○特別支援学級への就学状況（各年5月1日現在）

（単位：人）

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	知的障害	68	77	72	66	65	73
	言語障害	21	22	15	15	14	14
	自閉症・情緒障害	80	77	79	81	82	85
中学校	知的障害	26	38	53	55	48	33
	自閉症・情緒障害	30	38	50	76	75	82

資料：学校教育課

○特別支援学校への就学状況（各年5月1日現在）

（単位：人）

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的障害	小学部	16	25	24	20	17	21
	中学部	13	14	12	14	15	14
肢体不自由	小学部	4	9	11	13	14	13
	中学部	3	2	3	1	1	3
病弱	小学部	0	1	1	1	1	1
	中学部	0	0	0	0	1	1
視覚障害	小学部	1	0	0	0	0	0
	中学部	0	1	1	1	0	0
聴覚障害	小学部	2	1	1	1	0	0
	中学部	0	0	1	1	2	1

資料：学校教育課

◆アンケート調査等からの意見◆

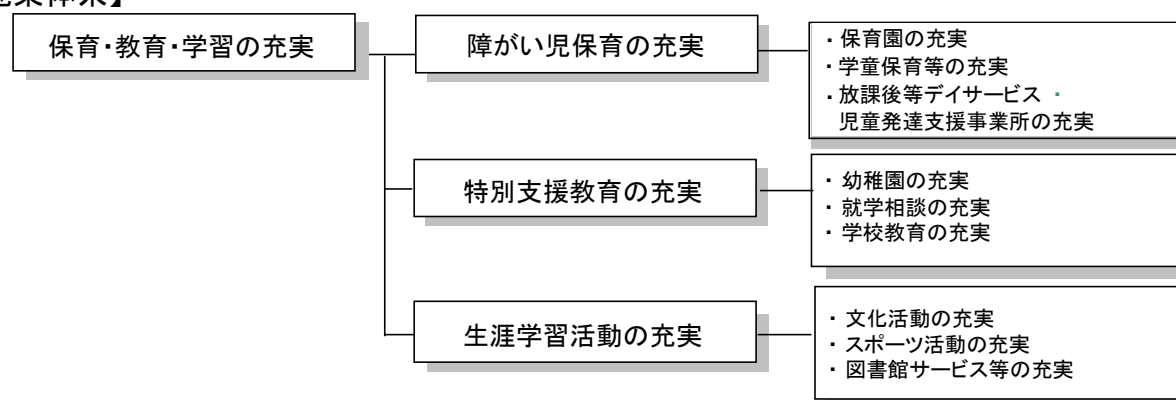
通園、通学する上での問題点は、通うのが大変、授業について行けない、トイレ等設備が不十分との回答が多くあり、また将来、学校教育終了後の進路については、就職したい、障害福祉サービス事業所に通所したいとの回答が多くありました。

◆今後の課題◆

障がいや発育の状況に応じた保育及び組織的な教育支援や就学相談による特別支援教育が求められています。また、文化、スポーツなどへの参加しやすい体制づくり等による生涯学習が求められています。

障がいのある子どもの保育、教育の充実とともに生涯学習活動の推進を図る必要があります。

【施策体系】



【施策内容】

①障がい児保育の充実

施 策	内 容
保育園の充実 【子育て支援課】	障がいや子どもの発達に応じた保育を行うため、関係機関との連携を図るとともに、加配保育士の配置や保育士の研修を実施し、心理相談員の生活指導を通して、障がいに応じたきめ細やかな保育サービスの充実に努めます。
学童保育等の充実 【子育て支援課】	障がいのある子どもからの児童クラブ利用希望がある場合、必要に応じた指導員の加配や施設整備の改善など、可能な限り受け入れに努めます。
放課後等デイサービス・児童発達支援事業所の充実 【障がい福祉課】	児童発達支援事業所では、障がいがあるまたはあると思われる子どもが、日常生活における基本的な動作や知識を身につけるための指導や集団生活への適応支援を提供します。放課後等デイサービスでは、障がいがあるまたはあると思われる児童、生徒が放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、自立が促進できるよう努めます。

②特別支援教育の充実

施 策	内 容
幼稚園の充実 【学校教育課】	特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員を配置し、組織的に教育を推進します。 また、個別の指導計画、教育支援計画の作成により、計画的な指導の体制整備に努めます。
就学相談の充実 【学校教育課】	県立特別支援学校や市内小学校との連携を図り、適正な就学が行えるよう相談支援に努めるとともに、就学後においても、県立特別支援学校、カウンセラー、学識経験者からなる特別支援教育専門家チームによる相談支援を進めます。また、特別支援アドバイザーによる関係機関の連携強化を図ります。
学校教育の充実 【学校教育課】	生徒への支援体制の強化を図るため、特別支援教育支援員の適切な配置を進めます。また、特別支援教育コーディネーターを配置し、組織的に障がいのある子どもに対する教育支援を進めます。スクールカウンセラー、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、特別支援アドバイザーを市で雇用し、児童生徒及び保護者支援に努めます。

③生涯学習活動の充実

施 策	内 容
文化活動の充実 【障がい福祉課・社会教育課】	市や関係機関が実施する講座等の情報提供を進めるとともに、イベント開催時の手話通訳者や要約筆記者の配置、車いす席の優先的配置、難聴者用携帯型磁気ループを活用するなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。
スポーツ活動の充実 【障がい福祉課・スポーツ振興課】	県や関係機関が主催するスポーツ活動等の情報提供を進め、参加を促進します。 また、障がい者団体やボランティア団体等と連携し、障がいのある人が参加しやすいスポーツ活動の検討を進めます。イベント開催時に手話通訳等を配置します。
図書館サービス等の充実 【図書館】	アクセシブルな書籍（大活字本やLLブックなど）の収集を行うとともに、郵送・宅配・対面朗読サービスの周知やインターネットによる情報提供を行い、利用を促進します。 また、県立図書館や点字図書館、サピエ図書館などと連携し、アクセシブルな電子書籍（点字図書や朗読テープ、デジタル録音図書など）の提供を促進します。児童コーナーには、児童向け点訳絵本やさわる絵本などを収集します。

2 就労機会の拡充

◆実施状況◆

障がいのある人の民間企業における雇用を促進するため、ハローワークや千葉障害者職業センター、千葉県障害者就業支援キャリアセンター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、雇用の啓発活動を行っています。また、常用雇用への移行や就労のきっかけ作りを図る障害者トライアル雇用及び就職支援だけではなく雇用後の職場適応支援を行うジョブコーチなどの支援（就労定着支援）を進めています。

障がいのある人の就労は、障害者総合支援法による体系的な就労支援体制により、一般就労への支援を行う就労移行支援事業、就労定着支援事業、福祉的就労を行う就労継続支援事業（就労継続支援A型・B型）及び地域活動支援センター事業等の就労支援を推進しています。地域生活支援事業の知的障害者職親委託は、職親、職親委託者ともに高齢化が進み、人数は減少傾向にあり、令和2年10月末現在、本市の職親委託者は2名となっています。

また、地域におけるジョブコーチは、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所において、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う体制が備えられています。

障害者就労施設等の基盤強化は、平成25年度から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体は、障害者就労施設等の提供する物品やサービス等を優先的に調達する努力義務が課せられました。本市では、障害者就労施設等からの調達方針を策定して、障害者就労施設等の提供する物品などの調達を推進しています。

また、生活困窮者自立支援事業において、困窮者の状態に合わせて生活面や福祉面を含めた包括的な支援をしています。

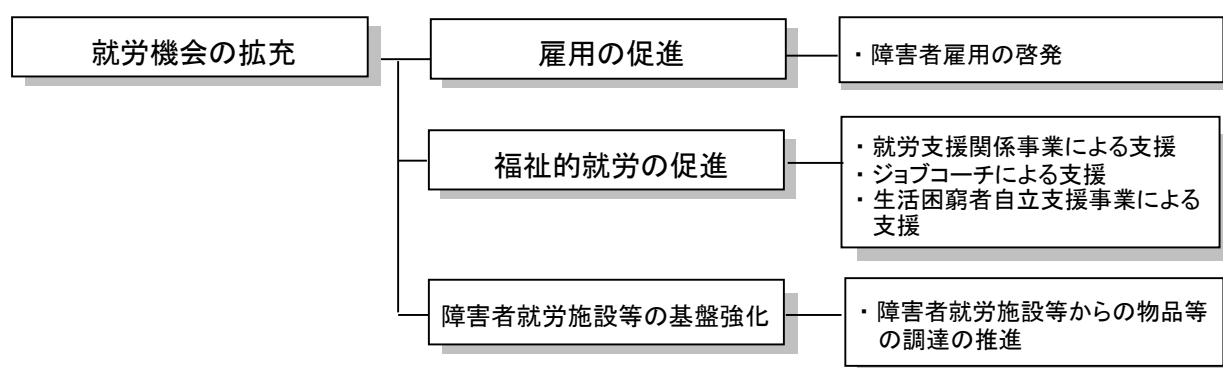
◆アンケート調査等からの意見◆

就労状況は、身体障がいのある人の23.5%、知的障がいのある人の38.5%、精神障がいのある人の35.2%、難病療養者の42.8%の人が就労しています。就労意欲は、身体障がいのある人の22.0%、知的障がいのある人の35.7%、精神障がいのある人の50.3%、難病療養者の39.0%の人が、条件が整えば働く意思を示しており、仕事の条件が整った場合を含めると、約6割の人が就労することになります。自由意見においても、職場へのあっせんを希望する人がみられました。

◆今後の課題◆

就労への様々なニーズに対応する支援や円滑な移行を行うための支援等による、雇用の促進や福祉的就労の促進が求められています。また、障害者就労施設等の提供する物品等の優先的な調達により、障害者就労施設等の基盤強化が求められています。障害者雇用の支援策とともに就労する施設等の仕事の確保により、就労機会の拡充を図る必要があります。複合的な課題を抱えた世帯が増加するなど、課題が複雑化していることから、困りごとを自ら相談することのできない方へのアウトリーチの取り組みなど、相談支援体制の一層の強化が求められます。

【施策体系】



【施策内容】

①雇用の促進

施 策	内 容
障害者雇用の啓発 【障がい福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会】	ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、雇用の啓発活動及びトライアル雇用などの状況提供に努め、雇用を促進します。

②福祉的就労の促進

施 策	内 容
就労支援関係事業による支援 【障がい福祉課】	障害者総合支援法の体系的な就労支援体制による就労移行支援事業、就労定着支援事業、就労継続支援事業及び地域活動支援センター事業等を推進し、一般就労、福祉的就労の支援を促進します。 また、インフォーマルなユニバーサル就労などについても情報提供に努めます。
ジョブコーチによる支援 【障がい福祉課】	障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡調整や地域におけるジョブコーチの人員確保に努め、就職までの就職支援だけでなく雇用後の就労継続に向けて職場適応支援を促進します。

生活困窮者自立支援事業 による支援 【社会福祉課・社会福祉協議会】	生活困窮者の状態に合わせて、認定就労訓練事業所等の関係機関との連携を図り、相談窓口や出張相談、日曜相談など多様な相談体制を構築し、生活面や福祉面までも含めた包括的な支援を促進します。また、家計改善支援事業を実施し、より一体的に支援します。
---	---

③障害者就労施設等の基盤強化

施 策	内 容
障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進 【障がい福祉課】	障害者就労施設等からの調達方針を策定し、公表するとともに、障害者優先調達法の趣旨、障害者就労施設等からの物品等の調達方法等の更なる周知を図り、物品等の調達を推進します。

第3章 あんしんのまちづくり(保健・医療プラン)

1 予防・発見・療育の充実

【現況と課題】

◆実施状況◆

各種がん検診を実施し、疾病や障がいを予防するとともに、健康相談や健康教育、保健推進員の活動を推進し、市民の健康保持増進を進めています。

乳幼児の健康診査やすくすく相談などの相談活動を行い、疾病や障がいの早期発見に努めています。

また、心理相談員による親子相談、保育士や言語聴覚士等の多職種で行うあそびの教室を実施し発育支援に努めています。

児童発達支援事業所つくし園では、基本的な生活訓練、集団適応訓練などを行い、小児神経科医、理学療法士などによる専門的な相談を実施し、幼児ことばの教室では、ことばや発達に問題をもつ、あるいはもつと思われる幼児に個別指導、グループ指導を行うなど発達支援を進めています。

○健康相談事業の推移（各年度末現在）

（単位：回、人）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	53	106	109	6	6	43
利用延べ人数	202	298	223	12	6	80

資料：健康増進課

○あそびの教室利用の推移（各年度末現在）

（単位：回、人）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	33	33	33	33	38	40
利用延べ人数	380	407	479	455	399	333

資料：健康増進課

○幼児ことばの相談室利用の推移（各年度末現在）

(単位：件、人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用件数	198	192	195	200	223	171
利用延べ人数	1,158	1,145	1,107	1,202	1,325	965

※相談室において受けた相談件数・指導人数

資料：障がい福祉課

○つくし園利用の推移（各年度末現在）

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用人数	59	52	62	58	57	49
利用延べ人数	1,684	1,484	1,587	1,645	1,561	1,208

資料：つくし園

◆アンケート調査等からの意見◆

放課後等デイサービスは、現在の利用も含めて知的障がいのある人の26.6%が利用意向を示しています。

◆今後の課題◆

がん検診や肝炎ウィルス検査などにおいて、発症率の高い年代に対する受診啓発が課題となっています。自分の健康は自分で守ることを意識付け、健康診査やがん検診などがセルフチェックの好機であることを認識してもらう必要があります。

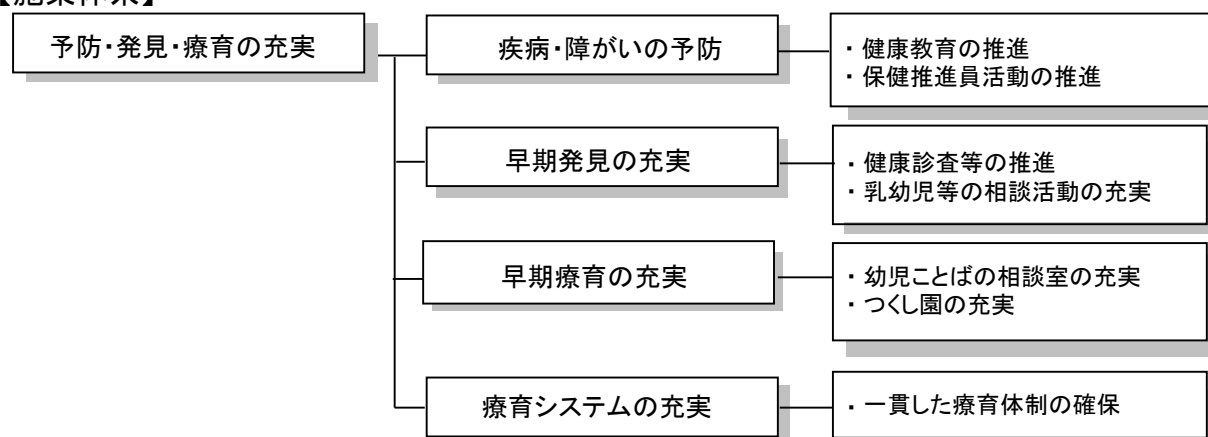
子どもの健診や相談では幼少期から発達障がい疑われる事例も多くなっており、その対応が必要となっています。

療育は、発育や発達面での継続指導を必要とする母子が増える傾向にあり、よりきめ細かな指導体制が必要とされています。

地域自立支援協議会「こども部会」を中心にライフサポートファイルの活用を検討し、平成29年4月に配布を開始しました。支援の担い手が変わりやすい乳幼児期、児童期に成長に応じた適切な支援を継続的に一貫した支援が受けることにより、家庭、教育、福祉が一体となり、相互理解の促進や情報共有することにより、地域で、切れ目のない子どもの療育、教育が実施できるため、今後、このファイルの周知、啓発、活用が更に求められています。

核家族化、地域社会の希薄化等に伴い、子育てを行う親の孤立化、育児不安や子育てのストレスを一人で抱えこむ親が増加していることも課題です。

【施策体系】



【施策内容】

① 疾病・障がいの予防

施 策	内 容
健康教育の推進 【健康増進課】	健康教室や健康相談など、保健事業を推進し、教室参加者の増加を目指し、広報啓発などによる周知を強化します。 また、重症化予防に向けた取り組み等を検討し、疾病や障がいの予防を図ります。
保健推進員活動の推進 【健康増進課】	保健推進員の研修会や市民への伝達講習会を実施するとともに、保健推進員の活動について市広報紙や市ホームページ等で周知を図ります。

② 早期発見の充実

施 策	内 容
健康診査等の推進 【健康増進課】	疾病の早期発見及び予防に関する知識の普及を目的として、各種がん検診にて、特に発症率の高い世代での受診率向上を図るため、広報啓発などによる周知を強化します。 また、乳幼児への健診活動により、発育等に遅れのある乳幼児の早期発見に努め、早期治療を促進します。
乳幼児等の相談活動の充実 【健康増進課】	乳幼児相談、親子相談、すくすく相談、遊びの教室を開催し、保育園、つくし園、心理相談員、言語聴覚士との連携により、乳幼児等の発育支援や保護者等の相談活動の充実を図ります。 また、妊娠期から子育て期に一貫した支援を提供する子育て包括支援センターの相談支援を推進します。

③早期療育の充実

施 策	内 容
幼児ことばの相談室の充実 【障がい福祉課】	ことばや発達に問題をもつ、あるいはもつと思われる幼児への指導、訓練を進めるとともに、小児神経科医、臨床心理相談員による相談支援を促進します。
つくし園の充実 【つくし園】	より良い療育を行うため、市健康増進課や幼児ことばの相談室等の関係機関との連携強化を図ります。 また、療育の専門性を高めるため、職員の研修参加や視察の実施などに取り組みます。

④療育システムの充実

施 策	内 容
一貫した療育体制の確保 【障がい福祉課】	障がいのある乳幼児に対する連続した支援体制の維持、拡充を推進し、一貫した療育体制の確保に努めます。 また、ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、成長の記録や支援内容を記録するとともに関係機関の支援の経過等を一冊にまとめたライフサポートファイルの活用を促進します。

2 医療活動の促進

【現況と課題】

◆実施状況◆

市の地域医療体制は、病院が4か所、一般診療所が17か所、歯科診療所が26か所(令和2年4月1日現在)あります。

障がいのある人の自立支援医療費などによる支援とともに、重度心身障がい者(児)に対する医療費の助成や難病療養者への見舞金の支給により、健康の保持と生活の安定の確保に努めています。また、重度心身障がい者(児)に対する医療費助成制度については現物給付化及び精神障がいがある人への対象拡大を実施しました。

◆アンケート調査等からの意見◆

健康管理や医療について困ったことの主な理由は、身体障がいのある人の20.4%、知的障がいのある人の26.1%、精神障がいのある人の30.3%、難病療養者の44.7%の人が専門的な治療を行っている医療機関が身近にないと答えており、近隣での専門医の不足がうかがえます。

◆今後の課題◆

気兼ねなく往診を頼める医療機関の確保や身近に診察してくれる医療機関の設置が求められています。

医療費の助成や自立支援医療等による経済的支援とともに、障がいの特性に応じた医療供給体制を促進する必要があります。

【施策体系】



【施策内容】

①医療受診体制の促進

施 策	内 容
医療費負担の軽減 【障がい福祉課】	重度心身障害者（児）医療費助成や自立支援医療費についての情報提供を進め、医療費負担の軽減を図ることにより、健康の保持と生活の安定の確保に努めます。
地域医療の促進 【健康増進課】	地域の医療機関への障がいのある人の受診についての理解と協力を促進します。 また、保健所等の関係機関と連携し、広域的医療体制を充実させることで障がいのある人が身近に受診できる地域医療体制の整備に努めます。

第4章 ささえあいのまちづくり(福祉サービスプラン)

1 福祉サービスの充実

【現況と課題】

◆実施状況◆

障害福祉サービスは、平成25年度に障がいのある人々の日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められ、障がい者の範囲に難病等が加えられました。また、障害程度区分が標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改められるとともに、障がい者に対する支援の推進など、新たな障害者施策が講じられました。

障害者総合支援法による障害福祉サービスは、サービス提供事業者や関係機関と連携して、利用者の希望などを考慮し、個々のケースに応じて必要とされる適切なサービス調整を進めています。在宅福祉サービスは、日常生活用具や補装具の給付、移動入浴車の派遣等により、日常生活を支援しています。また、障害福祉の対象に難病患者等が加えられたことに伴い、障害福祉サービス等の適切な支援に努めています。相談体制は、地域の障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための地域自立支援協議会を設置して、相談支援を担う人材の育成や相談支援事業の効果的、効率的な運営に努めています。また、精神障がいのある人等を対象に精神保健福祉士等の専門職による、こころの健康相談の開設や成田地域生活支援センター等の利用を促進しています。令和2年6月には、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターを設置しました。

また、障害者虐待防止法の施行を受け、障がいのある人への虐待の防止を図り、障がいのある人やその家族の救済や支援に繋げるとともに、虐待が起きない環境づくりを促進しています。

社会福祉協議会では、障害者総合支援法での障害福祉サービスや介護保険サービスの対象とならない場合に対応して、会員相互の援助サービスほほ笑み事業が実施されています。

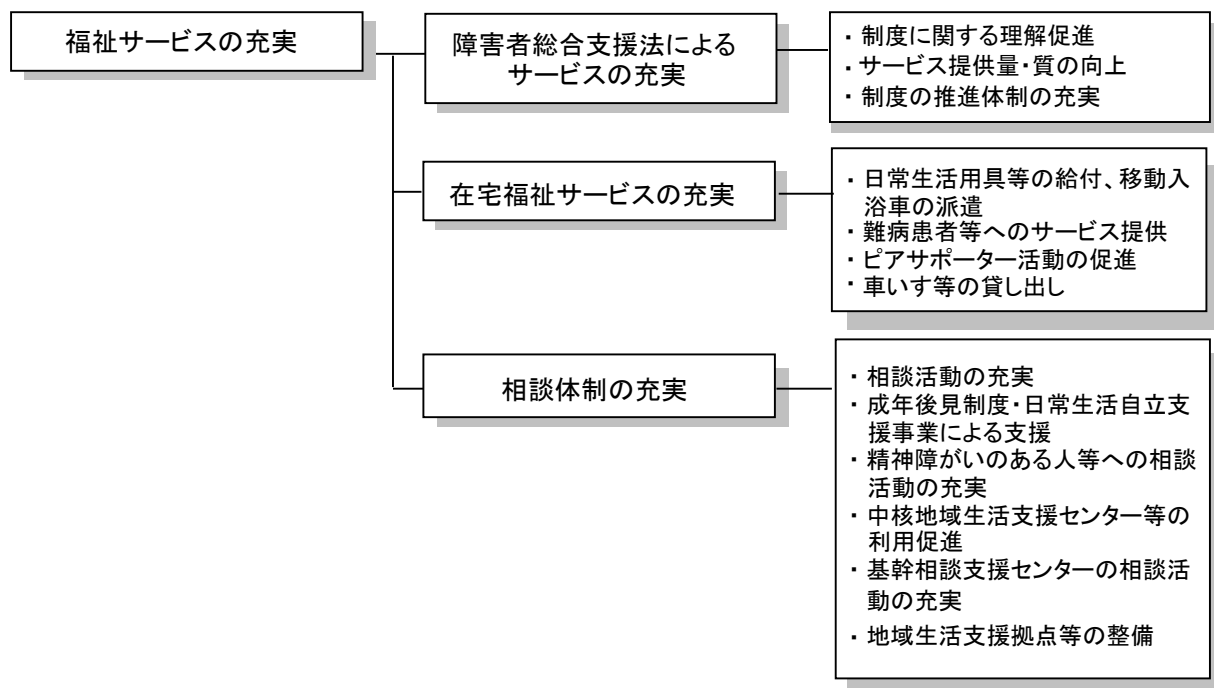
◆アンケート調査等からの意見◆

「今後、八街市が特にしていく必要があること」では、在宅福祉サービスの充実を、身体障がいのある人の28.2%、知的障がいのある人の18.5%、精神障がいのある人の27.2%、難病療養者の36.1%の人が望んでいます。また、相談体制の充実、身体障がいのある人の18.0%、知的障がいのある人の26.5%、精神障がいのある人の29.8%、難病療養者の20.5%の人が求めています。

◆今後の課題◆

障害福祉サービスは、利用者の希望などを考慮し、個々のケースに応じて必要とされる適切なサービス調整が求められています。また、障害福祉サービスの提供量の確保、質的向上とともに、効果的、効率的な相談支援が求められています。障がいのある人の日常生活・社会生活を総合的に支援するための、福祉サービスや相談支援の充実を図る必要があります。

【施策体系】



【施策内容】

① 障害者総合支援法によるサービスの充実

施 策	内 容
制度に関する理解促進 【障がい福祉課】	国の動向を見極めながら、既にサービスを利用している方には必要に応じて通知するなど制度に対する理解を深めるとともに、サービスを利用していない方に対しても、市広報紙への掲載やパンフレットの配布、ホームページ、ツイッターなどにより、できるだけ多くの方々に周知できるよう努めます。
サービス提供量・質の向上 【障がい福祉課】	サービス提供事業者や関係機関と連携し、市内特定相談支援事業所に対し、集団指導及び実地指導を行うなど、適切なサービス向上に努めます。 また、計画相談支援は、利用者の希望などを考慮し、個々のケースに応じて必要とされる適切なサービス調整に努め、計画の見直しを行います。
制度の推進体制の充実 【障がい福祉課】	制度の円滑な利用を進めるため、サービス提供事業者と連携し、サービス利用上の苦情等への対応に努め、適正なサービス利用を促進するとともに、場合によっては、千葉県運営適正化委員会等の関係機関の紹介を行います。

②在宅福祉サービスの充実

施 策	内 容
日常生活用具等の給付、移動入浴車の派遣 【障がい福祉課】	日常生活の負担を軽減するため、引き続き、日常生活用具や補装具の給付、移動入浴車の派遣を行います。 また、日常生活用具等の給付規則について実状に合わせて見直しを図ります。
難病患者等へのサービス提供 【障がい福祉課】	法改正により、障害福祉の対象に難病患者等が加えられたことに伴い、障害福祉サービス等の適切な支援に努めます。
ピアサポーター(*)活動の促進 【障がい福祉課】	こころのフリースペースの参加者等に対して、ピアサポーター養成講座の受講を促すなど、ピアサポーターの養成に努めます。
車いす等の貸出し 【社会福祉協議会】	車いすの無料貸出しを継続して行うとともに、身近な地域で借りられるよう市内の郵便局(7か所)と連携し利用促進に努めます。 また、事業を継続するために利用形態や修繕するボランティアの募集などについて推進します。

(*) ピアサポーターとは

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある方の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動(＝ピアサポート)を行う方。

③相談体制の充実

施 策	内 容
相談活動の充実 【障がい福祉課】	地域自立支援協議会への参画促進と部会の臨機応変な開催等により、地域自立支援協議会を活性化させ、地域の支援機関のネットワークが充実するよう取り組みます。 また、広報紙やインターネット等を通じ地域相談員や広域専門指導員などの周知を図り情報提供に努めるとともに、精神疾患の早期発見・早期治療を進めるため、精神保健福祉士等の有資格者を配置し、相談支援体制の充実を図ります。
成年後見制度・日常生活自立支援事業による支援 【障がい福祉課・社会福祉協議会】	地域での安心した生活や自己決定を尊重し、個人の権利が守られるよう、実施ケースの研究などを進めながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な利用や改善を進めます。
精神障がいのある人等への相談活動の充実 【障がい福祉課】	精神障がいのある人や家族のこころの悩みや不安について、精神保健福祉士による相談支援を推進します。 また、ひきこもりや依存症等について、市の関係各課と連携を図り、相談体制の整備を推進します。
中核地域生活支援センター等の利用促進 【障がい福祉課】	緊急時の相談対応や権利擁護、各種サービスの利用調整を進めるため、中核地域生活支援センターや地域包括支援センターと連携を図りながら、広域的な利用を促進します。
基幹相談支援センターの相談活動の充実 【障がい福祉課】	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、市内の特定相談支援事業所のうち5事業所をサテライトとして運営を支援します。
地域生活支援拠点等の整備 【障がい福祉課】	障がいのある人の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、地域社会で安心して暮らせるよう支援する拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。

2 経済的支援の充実

【現況と課題】

◆実施状況◆

経済的な支援は、国や県、市の制度に基づき、重度障がい者への各種手当等の支給及び医療費の助成、難病療養者への見舞金の支給、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付申請にかかる診断書料の一部助成、ふれあいバスや公共施設利用料等の減免などを実施しています。

また、税金の減免制度、有料道路通行料金や公共交通機関運賃の割引などの優遇制度、各種年金制度など、障がいに関連する助成制度について「障がい福祉のしおり」「精神保健福祉のしおり」や市ホームページ、ツイッターなどを活用し、情報提供に努めています。

社会福祉協議会では、身体障害者自動車購入資金などの生活福祉資金や障がいのある人の居宅生活を支援することを目的とした高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金の貸付などを行っており、相談支援体制の充実を図り利用促進に努めています。

◆アンケート調査等からの意見◆

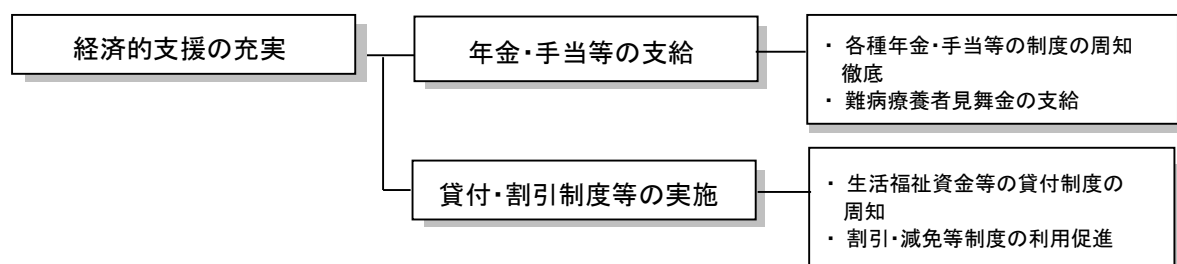
身体障がいのある人の57.2%、知的障がいのある人の51.8%、精神障がいのある人の37.5%、難病療養者の37.5%の人が、障害者年金や老齢年金等を主な収入としています。

福祉手当等を含めた一月あたりの収入は、5万円以上10万円未満の人が、身体障がいのある人で23.5%、知的障がいのある人で32.7%、精神障がいのある人で37.2%、難病療養者で22.4%となっています。

◆今後の課題◆

年金、手当等の支給や貸付、割引制度等による経済的な支援が求められています。市の財政状況を踏まえ、経済的な支援を推進する必要があります。

【施策体系】



【施策内容】

①年金・手当等の支給

施 策	内 容
各種年金、手当等の制度の周知徹底 【障がい福祉課・国保年金課】	特別障害者手当や障害児福祉手当などの各種手当制度を広報紙やインターネットなどで周知を図るとともに、障害年金等の情報提供により、利用の促進に努めます。
難病療養者見舞金の支給 【障がい福祉課】	難病療養者及びその介護者の経済的負担の軽減を図るため見舞金の支給に努めます。 また、広報紙や市ホームページなどで周知を図ります。

②貸付・割引制度等の実施

施 策	内 容
生活福祉資金等の貸付制度の周知 【社会福祉課・社会福祉協議会】	社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金や貸付制度に関する情報の周知を図ります。
割引・減免等制度の利用促進 【障がい福祉課・課税課】	交通運賃割引、税金の控除や公共料金の減免など、各種制度に関する情報提供をしおりやインターネットなどで周知を図るとともに、利用促進に努めます。

第5章 ひらかれたまちづくり(生活環境整備プラン)

1 生活環境の整備

【現況と課題】

◆実施状況◆

福祉のまちづくりでは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)や「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいのある人や高齢者等に外出や移動しやすい歩道の整備や施設整備、改修などを進めており、榎戸駅におけるエレベーターの設置や公共施設におけるオストメイトトイレの設置(8か所)などを進めています。また、児童館建設や老人福祉センター改修の際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を行っています。

住環境の整備は、グループホーム等への支援を行うとともに、介護保険制度や住宅改善事業による助成制度により、生活の場の確保、住宅改善を推進します。

防災体制については、佐倉市八街市酒々井町消防組合と連携し、障がいのある人からの通報に迅速に対応するための緊急通報登録、聴覚・言語障がいに対応した通報システム「NET119」、障がいのある人に対応した「救急医療情報シート」などを整備しています。

災害時に対する備えでは、自ら避難することが困難な人の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難の支援等を実施するための避難行動要支援者名簿を整備し、八街市避難行動要支援者避難支援全体計画において避難行動要支援者の避難支援体制について、その基本的な考え方や進め方を明らかにし、「自助」、地域(近隣)の「共助」、市による「公助」と連携して避難行動要支援者の避難支援体制の構築を進めています。

○住宅改善助成事業（各年度末現在）

(単位：件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用件数	0	0	0	0	0	1

資料：障がい福祉課

○知的障害者生活ホームの利用状況の推移（各年度末現在）

(単位：人、か所)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数	1	1	1	0	0	0
利用施設数	1	1	1	0	0	0

資料：障がい福祉課

○緊急通報装置の設置の推移（各年度末現在）

(単位：世帯)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置台数	480	493	489	494	495	459
(※) 障がい者等世帯	9	8	7	7	6	6

(※) うち65歳未満の障がい者等を含む世帯の設置台数

資料：高齢者福祉課

◆アンケート調査等からの意見◆

外出（通勤・通学含む）の際に困ることは、「道路等の段差や歩道の整備」が多く、身体障がいのある人の23.0%、知的障がいのある人の23.0%、精神障がいのある人の21.0%、難病療養者の24.3%となっています。災害時に困ると思われることは、医療体制や避難手段、避難場所のトイレ等の設備についての不安が多くありました。

◆今後の課題◆

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、生活の場の確保や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住居をはじめ、道路や商業施設、病院など地域の各種施設などが障がいがある人にとって利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。特に、強度行動障害者や医療的ケアが必要な人の生活の場については、より高度な知識と支援スキルを持った人材の育成と障がい特性に応じた多様な住まいの確保が必要です。

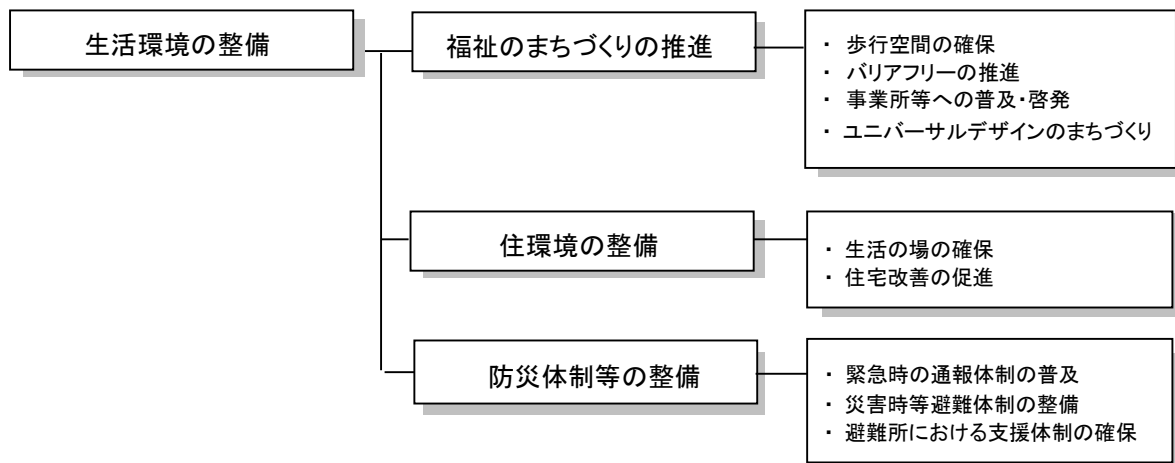
近年の自然災害発生により障がいのある人の災害対策、減災対策やコロナ禍での避

難生活の支援体制の確保などが、特に求められています。

障がいのある人が災害時に避難情報を入手し、適切に避難するためには、情報伝達、避難誘導、安否確認の仕組みが機能するようにすることが必要です。

いつおこるかわからない大規模な自然災害等から、障がいのある人を守り災害に強いまちづくりが求められています。

【施策体系】



【施策内容】

①福祉のまちづくりの推進

施 策	内 容
歩行空間の確保 【道路河川課】	道路整備にあわせ、歩道を確保し、安全な歩行空間づくりに努めます。
バリアフリーの推進 【障がい福祉課】	市内の公共施設についてのバリアフリーや安全性の確保を図ります。
事業所等への普及・啓発 【障がい福祉課】	国や県の補助動向を見定めながら、バリアフリー新法などについて事業所等への普及・啓発・情報提供に努めます。
ユニバーサルデザインのまちづくり 【全庁】	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、できるだけすべての人の利用に配慮したまちづくりを促進します。

②住環境の整備

施 策	内 容
生活の場の確保 【障がい福祉課】	グループホームなどの運営費及び入居者家賃の支援により、地域での基盤となる生活の場の確保を促進します。 また、地域自立支援協議会を活用するなど、入居希望者とグループホームの情報共有を推進します。

住宅改善の促進 【障がい福祉課】	しおりやホームページなどで住宅改修に関する改修費に対する助成制度の周知を図り、住宅改善の方法に関する相談支援により利用促進に努めます。
--------------------------------	---

③防災体制等の整備

施 策	内 容
緊急時の通報体制の普及 【障がい福祉課・高齢者福祉課】	聴覚や言語に障がいのある人を対象としてスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」や体調不良により誰かを呼ぶ場合や、救急受診する際に、救急隊や医療関係者にかかりつけ医、緊急連絡先、お薬情報等少しでも多くのご自身の情報が伝わるように、「救急医療情報シート」の利用促進を図ります。 また、緊急通報登録などの通報手段について、広報紙や各種機関紙、ホームページ等を活用して周知するとともに、障がいのある人が参加する会議など、様々な機会を通して普及に努めます。
災害時等避難体制の整備 【障がい福祉課・高齢者福祉課・防災課】	市地域防災計画、及び市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、個別計画の作成を支援します。 自主防災組織の設立を支援し、地域や関係団体と協力して、災害発生時に的確な応急対応ができるよう災害に強い体制づくりを推進します。 停電時における非常用電源の確保など整備に努めます。
避難所における支援体制の確保 【障がい福祉課・高齢者福祉課・防災課】	災害が発生した場合、一般避難所では避難生活をおくることが困難な障がいがある人や高齢の人が、安心して避難生活をおくることができるよう、福祉避難所の設置拡充を推進します。 施設や医療機関等に避難所での障がい者支援への協力を求めるとともに、特に配慮を必要とする人に応じた生活環境が確保されるよう体制整備に努めます。

2 外出・コミュニケーション支援の充実

【現況と課題】

◆実施状況◆

外出支援は、障害者総合支援法による外出や余暇活動などの社会参加のための移動支援等のほか、ふれあいバスの乗車料金の無料化、福祉カーゆうあい号の貸出し、福祉タクシー券及び平成29年度から高齢者外出支援タクシー券の交付を行い、障がいのある人の外出を支援しています。

また、八街駅南口商店街振興組合では、障がいのある人や高齢者などの買い物弱者の支援策として、商店街宅配サービスを実施しています。

コミュニケーション支援は、障害者総合支援法による手話通訳者や要約筆記者の派遣及び手話通訳者を設置して、障がいのある人の意思疎通の支援に努めています。

また、視覚障がいのある人などには、公的機関の窓口での代読や代筆等による対応を促進します。

○福祉カー（ゆうあい号）利用状況（各年度末現在）

（単位：件）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通院、施設等への送迎等	79	76	81	82	77	86
余暇活動	6	5	10	8	5	5
その他	5	4	3	1	1	2
合計	90	85	94	91	83	93

資料：障がい福祉課

○福祉タクシー等の利用状況の推移（各年度末現在）

（単位：人、枚）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請者数	378	368	407	408	380	350
利用枚数	3,240	3,257	3,537	3,697	3,209	2,731

資料：障がい福祉課

○高齢者外出支援タクシー等の利用状況の推移（各年度末現在）

平成29年10月から事業開始

(単位：人、枚)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請者数	—	—	—	1,505	2,245	2,601
利用枚数	—	—	—	13,307	44,792	52,746

資料：高齢者福祉課

◆アンケート調査等からの意見◆

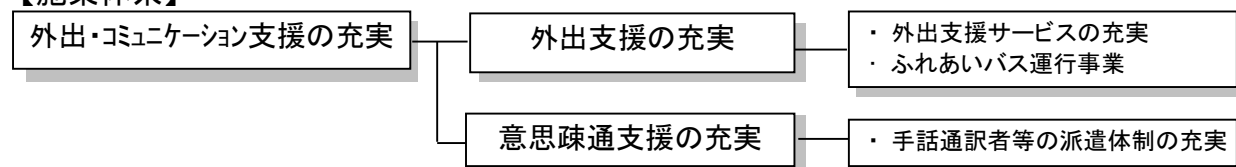
日常生活の移動(外出)の際に、身体障がいのある人の23.1%、知的障がいのある人の32.7%、精神障がいのある人の22.6%、難病療養者の20.4%の人が、一部介護を必要としています。人とのコミュニケーション支援は、身体障がいのある人の16.2%、知的障がいのある人の46.0%、精神障がいのある方の23.8%、難病療養者の9.2%が、支援を希望しています。

◆今後の課題◆

社会生活に必要な外出、余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援を行う必要があります。

また、日常生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者や要約筆記者、意思疎通支援者の養成が求められており、手話通訳者等の派遣体制の充実を図る必要があります。

【施策体系】



【施策内容】

①外出支援の充実

施 策	内 容
外出支援サービスの充実 【障がい福祉課・高齢者福祉課・企画政策課・社会福祉協議会】	障がいのある人の外出を支援するため、福祉カー(ゆうあい号)の貸し出しを行うとともに、福祉タクシー券及び高齢者外出支援タクシー券の交付や自動車改造費、自動車運転免許取得経費の助成など各種制度の利用促進を図ります。 また、NPO法人等が実施する福祉有償運送事業を支援するとともに、自立支援給付の居宅介護における「通

	院等介助」や地域生活支援事業の「移動支援事業」を重層的に提供します。
ふれあいバス運行事業 【企画政策課】	車いす対応のリフト機能を備えた市内循環バス（愛称：ふれあいバス）の運行による外出支援に努めます。

②意思疎通支援の充実

施 策	内 容
手話通訳者等の派遣体制の充実 【障がい福祉課】	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送るうえでコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者及び失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。また、近隣市町と連携し、広域での養成講座を定期的に行い、手話通訳者の担い手の養成を促進します。

第3編

八街市障がい福祉計画・

八街市障がい児福祉計画

- 第1章 八街市障がい福祉計画・
八街市障がい児福祉計画
基本目標
- 第2章 八街市障がい福祉計画の
実績・評価と成果目標
- 第3章 八街市障がい児福祉計画の
実績・評価と成果目標
- 第4章 障害福祉サービス
(自立支援給付)
- 第5章 地域生活支援事業

第1章 八街市障がい福祉計画・八街市障がい児福祉計画 基本目標

【第6期八街市障がい福祉計画・第2期八街市障がい児福祉計画基本目標】

①地域生活への移行の推進

障がいのある人が地域で自立した生活をおくることができるよう支援体制を整備し、施設に入所している人や病院に入院している人の地域生活への移行を推進します。

②総合的な就労支援の推進

障がいのある人の社会的な自立を促進するため、就労支援を総合的に推進します。

③相談支援体制の充実・強化

障がいのある人の多様化するニーズに対応するため、相談支援体制を充実させます。

④コミュニケーション・社会参加の支援の充実

日常生活における障壁(バリア)をなくすため、コミュニケーションや社会参加の支援を充実させます。特に、障がいのある人と幅広い市民との相互理解を深めるために、啓発・広報活動や児童生徒への福祉教育を進めます。

⑤地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現にむけた取り組み等を進めます。

⑥発達障がい者支援の充実

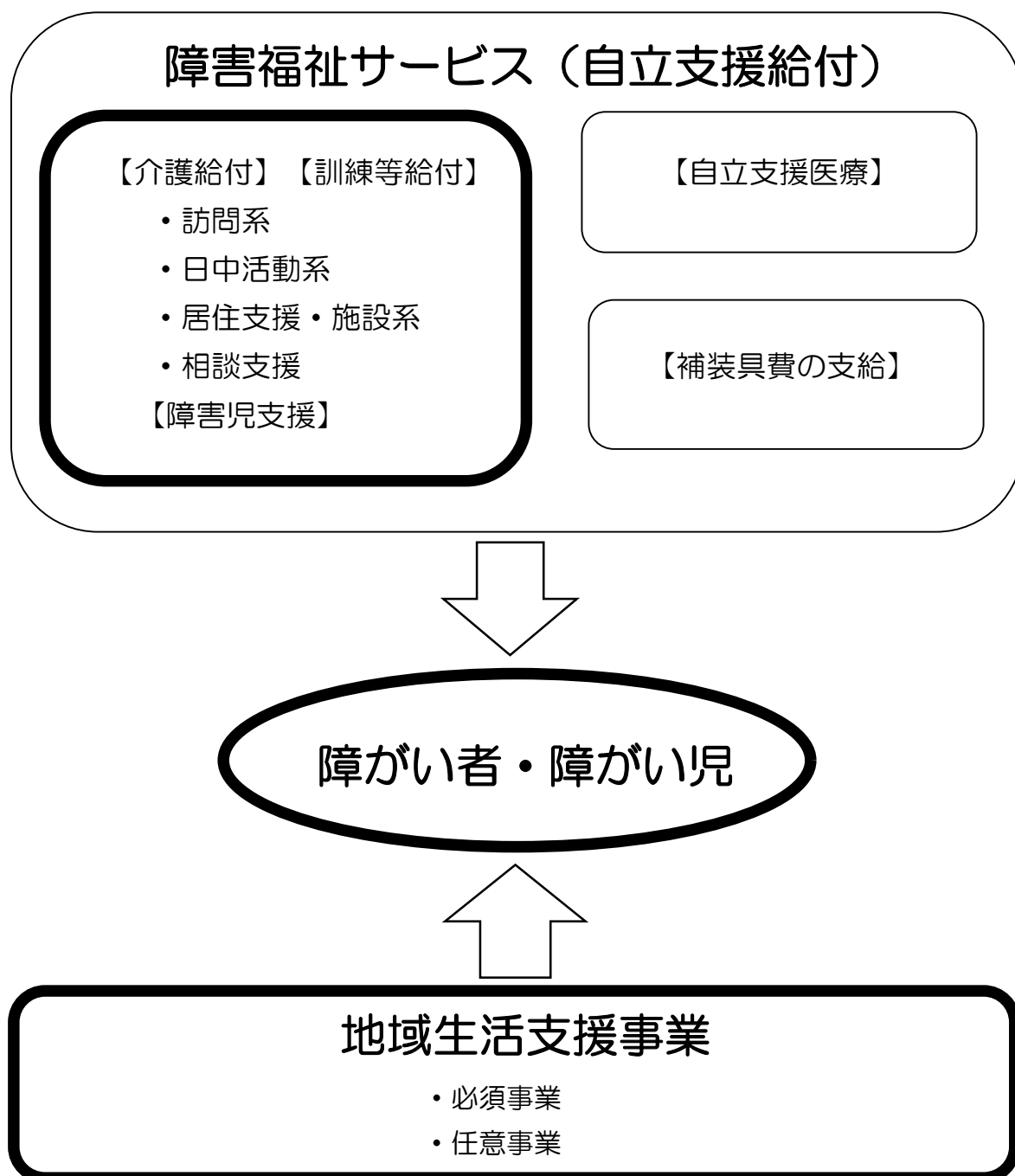
地域における発達障がい者支援について、県の関係機関等と連携の緊密化を図るとともに、相談支援体制を充実させます。

⑦障がいのある子どもに対する支援の充実

早期発見・早期支援に努め、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携強化を図り、切れ目のない支援を提供する体制の充実を図ります。

【障害者総合支援法の障害福祉サービス体系の全体像】

障害者総合支援法によるサービスは、「障害福祉サービス（自立支援給付）」及び「地域生活支援事業」で構成されています。



【サービス一覧】

	区 分	サービスの内容
訪問系	①居宅介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが自宅に伺い、食事、入浴、トイレなどの介助・介護を行います。
	②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援助等を行います。
	④行動援護	行動上、著しい困難があり、常に介助・介護を必要とする人に、外出するときの移動中の介護などを行います。
	⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系	①生活介護	常に介助・介護を必要とする人に、食事、入浴、トイレなどの介助・介護や創作的活動などの機会の提供を行います。
	②自立訓練(機能訓練)	身体の機能や生活能力の維持・向上のため、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行い、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。
	③自立訓練(生活訓練)	
	④宿泊型自立訓練	障がい者が宿泊にて家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	⑤就労移行支援	企業への就職、または技術を習得して在宅での就職を希望される人に、原則2年以内の決められた期間に事業所や企業で作業をしたり実習を受けたり、自分に合った職場探しのための支援を行います。
	⑥就労継続支援（A型）	一般企業で働くことが困難な人が施設に通って働きながら、知識や能力の向上を図ります。 「A型（雇用型）」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。「B型（非雇用型）」は、雇用契約を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
	⑦就労継続支援（B型）	
	⑧就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	⑨療養介護	医療が必要な人で常に介護を必要とする人に、機能訓練、療養上の管理、看護などの提供を行います。
	⑩短期入所(福祉型・医療型)(ショートステイ)	家族の病気などにより介助・介護が難しくなった時に、施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、トイレなどの介助・介護を行います。

	区 分	サービスの内容
居住支援・施設系	①自立生活援助	賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がい者のある人が、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により必要な助言や医療機関等の連絡調整を行います。
	②共同生活援助 (グループホーム)	世話人が、調理や洗濯などの家事の手伝いを行いながら、共同生活をします。また、食事や入浴などの介助・介護を必要とする人に、それらの介護やその他日常生活上の援助を提供します。
	③施設入所支援	施設に入所してもらい、夜間における食事、入浴、トイレなどの介助・介護を行います。
相談支援	①計画相談支援	障がいのある人の利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の策定を行い、一定期間ごとに見直しをします。
	②地域移行支援	入所施設または精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
	③地域定着支援	移行支援により、地域移行された障がいのある人が地域に定着するため、相談、緊急時の対応などを行います。
地域生活新事業（必須事業）	①理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会的生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	②自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	③相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的または精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。
	⑥意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人和其他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
	⑦日常生活用具給付等事業	重度の障がいがある人等に対して、日常生活用具の給付を行います。

	区 分	サービスの内容
地域生活支援事業（必須事業）	⑧手話奉仕員養成事業	聴覚に障がいのある人の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を取得できる人材を養成します。
	⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
	⑩地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的な活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。基礎的事業に加え、センターの機能や体制を充実強化する事業を実施し、地域生活支援の促進を図ります。この事業形態として、機能強化の内容により3つの類型（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）を設けています。
地域生活支援事業（任意事業）	①日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場（障害福祉サービス事業所等）を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに障がいのある人の家族の就労や一時的な休息ができるよう支援します。
	②訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な身体に障がいのある人の生活を支援するために、看護師、准看護師、または介護職員が、家に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供することにより身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。
	③知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人の自立更生を図るため、社会復帰に理解のある事業経営者等を職親として登録し、一定期間知的障がいのある人を預け、就職に必要な生活指導や技能習得訓練を行います。
障害児支援	①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	②医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。
	③放課後等デイサービス	放課後等や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がいのある子どもの自立を促進します。
	④保育所等訪問支援	専門家が障がいのある子どものいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
	⑤居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与等の支援を行います。
	⑥医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのコーディネーターを配置します。
	⑦障害児相談支援	障がいのある子どもの利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の策定を行い、一定期間ごとに見直しをします。

第2章 八街市障がい福祉計画の実績・評価と成果目標

本計画では、地域生活移行や就労支援といった課題に関し、国の基本指針により令和2年度までの実績及び地域の実績等を踏まえて、令和5年度の成果目標を設定することとされています。

【第6期八街市障がい福祉計画の成果目標】

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人の重度化・高齢化に対応する日中サービス支援型指定共同生活援助や自立訓練事業等の利用等により、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等に移行する施設入所者の成果目標を設定します。

【国の基本指針】

- * 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することとする。
- * 令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。

【第5期八街市障害福祉計画の実績と評価】

平成30年度～令和2年度

項目	目標値（A）	実績（B）	達成度（B/A）
【目標値】 地域生活への移行	8人 9.5%	3人 (10月末現在)	37.5%
【目標値】 施設入所者数の削減	82人 (入所者数)	83人 (10月末現在)	1.2%超過

※実績(B)は令和2年10月末現在

第5期八街市障害福祉計画の地域生活への移行は、国の基本指針に基づき目標値を8人と設定しました。令和2年10月末現在では3人のため、達成度は37.5%です。

また、施設入所者数の削減については、国の指針に基づき82人と設定しましたが、令和2年10月末現在では83人であり、目標値を1.2%超過しています。

【第6期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

令和3年度～令和5年度

福祉施設入所者の地域生活への移行を促進し、令和5年度末時点の施設入所者数については、令和元年度末時点から2人を削減した78人を目標とします。

地域生活への移行については、令和元年度末時点から6%以上を削減した5人を目標とします。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
福祉施設入所者数（A）	80人	令和元年度の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数	5人 6.3%	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値
【目標値】 令和5年度末の施設入所者数（B）	78人	令和5年度末施設入所者数見込み
【目標値】 施設入所者の削減数	2人 2.5%	差引減少見込み数（A）－（B）

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

精神に障がいがある人が、地域の一員として差別や偏見がなく、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、障がいへの理解促進等により、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組として、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【国の基本指針】

- *市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- *市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

＊市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

【第5期八街市障害福祉計画の実績と評価】

平成30年度～令和2年度

項目	目標	実績	達成状況
【目標値】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置	設置	達成

平成29年度末に精神地域包括ケアシステム検討会を設置し、定期的に保健・医療・福祉・当事者団体関係者で集まり、協議を継続しています。

【第6期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

令和3年度～令和5年度

国の基本指針に従い、地域包括ケアシステムの中で現状の把握・分析から始め、精神障がいのある人が地域で生活できるよう取組を進めていきます。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	目標	考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	6回／年	重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込み
【目標値】 保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	各1名／回	重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる関係者ごとの参加者数の見込み
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	各1回／年	重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実（継続・追加）

障がいのある人の重度化・高齢化等の対応や「親亡き後」を見据え、地域社会で安心して暮らせるよう支援する拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し目標値を設定します。

【国の基本指針】

＊令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

＊地域生活支援の拠点等の整備にあたり求められる機能

- ①相談（地域移行・親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、共同生活援助（グループホーム）等）
- ③緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力向上等）
- ④専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【第５期八街市障害福祉計画の実績と評価】

平成３０年度～令和２年度

項目	目標値（Ａ）	実績（Ｂ）	達成度（Ｂ／Ａ）
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	１か所	１か所 （予定）	１００％ （予定）

国の動向を踏まえ、本市の実情に応じた地域生活支援拠点の整備を国の基本指針どおり本市又は印旛障害保健福祉圏内で１か所整備することを目標として八街市地域自立支援協議会にて検討してきており、令和２年度中に本市単独での設置に向けて整備中です。

【第６期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

令和３年度～令和５年度

令和２年度中に整備する予定の地域生活支援拠点について、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	単位	3年度	4年度	5年度
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実	有無	有	有	有
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	回／年	1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◆一般就労への移行者数(継続)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する目標値を設定します。

【国の基本指針】

＊令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

【第5期八街市障害福祉計画の実績と評価】

平成30年度～令和2年度

項目	目標値（A）	実績（B）	達成度（B／A）
【目標値】 令和2年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人の数	27人	10人 (10月末現在)	37.0%

※実績(B)は令和2年10月末現在

第5期八街市障害福祉計画の、令和2年度における福祉施設を退所し一般就労する人の数は、国の基本指針に基づき目標値を27人と設定しました。

令和2年10月末現在では10人であり、達成度は37.0%です。なお、令和元年度では24人の人が福祉施設を退所し一般就労に移行しています。

【第6期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

令和3年度～令和5年度

令和2年10月末現在、市内に就労移行支援事業所は3事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所はそれぞれ4事業所ずつありますが、近隣の通所圏内での利用も見込み国の基本指針どおり、令和元年度の一般就労への移行実績が24人であることから令和5年度において31人を目標とします。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	24人	令和元年度の一般就労への移行者数
【目標値】 一般就労への移行者数	31人 1.29倍	就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数

◆就労移行支援事業の一般就労への移行者数(継続・変更)

福祉施設を利用している障がいのある人等の一般就労への移行を推進するため就労移行支援事業の一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

【国の基本指針】

＊令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

【第5期八街市障害福祉計画の実績と評価】

平成30年度～令和2年度

項目	目標値(A)	実績(B)	達成度(B/A)
【目標値】 令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	36人	32人 (10月末現在)	88.9%

※実績(B)は令和2年10月末現在

第5期八街市障害福祉計画の令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数は、国の基本指針に基づき目標値を36人と設定しました。令和2年10月末現在では、32人であり、達成度は88.9%です。

【第6期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

令和3年度～令和5年度

就労移行支援事業所は市内に3事業所ありますが、近隣の通所圏内での利用も見込み、国の基本指針どおり、令和5年度中に一般就労に移行する者の数を令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを目標とします。

なお、国の基本指針に従い今期から指標を利用者数から一般就労への移行者数へ変更しています。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行実績	19人	令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】 令和5年度中の一般就労への移行実績	25人 1.32倍	令和5年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

◆就労移行支援の事業所ごとの就労移行率(削除)

福祉施設を利用している障がいのある人等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所における就労移行率に関する目標値を設定します。

【国の基本指針】

第6期障害福祉計画では目標値として設定されていない。

※「就労移行率」は、4月1日時点の就労移行支援事業所の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

【第5期八街市障害福祉計画の実績と評価】

平成30年度～令和2年度

項目	目標値	実績（B）	達成度（B／A）
【目標値】 令和2年度末就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30％以上の事業所の全体に対する割合	50％ （2事業所）	0％ （0事業所） （10月末現在）	0％

※実績（B）は令和2年10月末現在

第5期八街市障害福祉計画の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30％以上の事業所の割合を50％以上と設定しました。令和2年10月末現在では、3事業所のうち目標値を達成した事業所はなく達成度は0％です。

◆就労継続支援の事業所ごとの就労移行率（新規）

【国の基本指針】

- * 令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とすることを基本とする。
- * 令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とすることを基本とする。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行実績	4人 1.33倍	就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数の令和元年度実績（3人）の1.26倍以上
【目標値】 令和5年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行実績	3人 1.5倍	就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数の令和元年度実績（2人）の1.23倍以上

◆就労定着支援事業の利用者数（新規）

【国の基本指針】

＊令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち、70％が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業利用者数	70％	令和5年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

◆就労定着支援による就労定着率（継続・変更）

【国の基本指針】

＊令和5年度において、就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数）が80％以上の事業所を全体の70％以上とすることを基本とする。

【第5期八街市障害福祉計画の実績と評価】

平成30年度～令和2年度

項目	目標値	実績（B）	達成度（B／A）
【目標値】 令和2年度末における就労定着支援事業利用者の職場定着率	80％	83％ （10月末現在）	103.8％

※実績（B）は令和2年10月末現在

第5期八街市障害福祉計画の令和2年度末における就労定着支援事業利用者の職場定着率は、国の基本指針に基づき目標値を80％と設定しました。

令和2年10月末現在では83％であり、達成度は103.8％です。

【第6期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

令和3年度～令和5年度

国の基本指針どおり、指標を職場定着率から就労定着率へ変更した上で就労定着率が80％以上の事業所を全体の70％以上とすることを目標とします。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度就労定着支援の就労定着率	70%	就労定着支援事業所のうち就労定着率が80%以上の事業所の割合

(5) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

【国の基本指針】

＊令和5年度末までに市町村又は圏域において相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

【第6期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期八街市障がい福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくことを目標とします。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	単位	3年度	4年度	5年度
【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施	有無	有	有	有
【目標値】 訪問等による専門的な指導・助言	件／年	1	1	1
【目標値】 人材育成の支援	件／年	5	5	5
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組	回／年	4	4	4

(6) 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

【国の基本指針】

＊令和5年度末までに市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【第6期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくための体制の構築に向けて取組を進めます。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	単位	3年度	4年度	5年度
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修等への市職員の参加	人／年	6	6	6
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有	有無	有	有	有
	回／年	1	1	1
【目標値】 指導監査結果の関係市町村との共有	有無	有	有	有

(7) 発達障害者等に対する支援（新規）

【国の基本指針】

＊保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。

【第6期八街市障がい福祉計画に対しての市の考え方】

発達障がい者等に対する支援への取組として、第6期八街市障がい福祉計画の基本指針においては、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保に取り組むことを目標とします。

【第6期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	単位	3年度	4年度	5年度
【目標値】 ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5
【目標値】 ペアレントメンターの人数	人	1	1	1
【目標値】 ピアサポート活動への参加人数	人	1	1	1

第3章 八街市障がい児福祉計画の実績・評価と成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等（継続）

【国の基本指針】

- * 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
- * 令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【第1期八街市障害児福祉計画の実績と評価】

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所以上	市内に1か所設置済
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施	実施	市内1事業所実施済

【第2期八街市障がい児福祉計画に対しての市の考え方】

令和3年度～令和5年度

障がいがあるまたは、あると思われる子どもが「地域」で「安心した生活」をおくるために「自立や社会参加」に向けた長期にわたる一貫した支援が必要となります。特に、乳幼児期は、対人関係や社会参加の基盤を形成する大切な時期にあたります。

重層的な地域支援体制を構築することが、早期発見、早期療育を開始することにつながり、将来、子どもが「自立や社会参加」をしていく上でも大切な役割を持ちます。

障がいのある子どもの地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進するため、市内に設置した児童発達支援センターによる保育所等訪問支援事業を引き続き実施します。

【第2期八街市障がい児福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1 か所以上	市内に1 か所設置済
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施	実施	市内1 事業所実施済

(2) 医療ニーズへの対応 (継続・追加)

【国の基本指針】

- * 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者を各市町村または圏域に少なくとも1 か所以上確保する。
- * 令和5年度末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【第1期八街市障害児福祉計画の実績と評価】

項目	目標値 (A)	実績 (B)	達成度 (B/A)
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1 か所	0 か所	0
【目標値】 関係機関等による連携、協議の場の設置	各1 か所	0 か所	0

国の動向を踏まえ、本市の実情に応じた医療ニーズへの対応体制の整備を目標としていましたが、達成することはできませんでした。

【第2期八街市障がい児福祉計画に対しての市の考え方】

医療的ケア児等が、地域において日常生活上必要とする医療的ケアの状況を考慮した上で、一人ひとりの発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各分野の支援を行う機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の整備に取り組みます。

【第2期八街市障がい児福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所	国の基本指針に従い、市内または圏域での確保に取り組む。
【目標値】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	国の基本指針に従い協議の場の設置に取り組む。
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	国の基本指針に従い配置に取り組む。

第4章 障害福祉サービス（自立支援給付）

1 障害福祉サービスの実績・見込量・見込量確保のための方策

ここでは、自立支援給付を「訪問系」「日中活動系」「居住支援・施設系」「相談支援」「障害児支援」の5つに分類して、それぞれの障害福祉サービスの第5期計画での見込量と実績の比較、令和3年度から令和5年度までの見込量を示します。

見込量、実績については、各年度の3月ひと月に必要となるサービス提供量を見込んだ数値、実利用ベースでの設定をしています。ただし、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」「障害児相談支援」の見込量については、各月の利用者数の平均を見込んだものとしています。また、令和2年度の実績は、10月ひと月の数値となっています。

訪 問 系：在宅で受けることができるサービスや介護者支援など
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援

日中活動系：日中の活動の場を提供するサービス
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、
就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、
短期入所（福祉型、医療型）

居住支援・：住まいの場を提供するサービス
施設系 自立生活援助、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、
日中サービス支援型指定共同生活援助、精神障害者の自立生活援助、
精神障害者の共同生活援助

相 談 支 援：障害福祉サービスにかかるプラン作成
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、
精神障害者の地域移行支援、精神障害者の地域定着支援

障害児支援：障がいのある子どもにかかるサービス
障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、
放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター
の配置

（１）訪問系サービス

【実績と見込量】

訪問系サービスについては、全て見込量を下回る結果になりました。特に令和元年度については、実績に伸びがありませんでした。「重度訪問介護」については、利用者はいませんでした。

第5期計画		時間／月			実人／月		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
実績	居宅介護	881	1,001	868	54	54	53
	重度訪問介護	3	0	0	1	0	0
	同行援護	109	27	30.5	11	8	9
	行動援護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
見込量	居宅介護	1,142	1,211	1,284	62	66	70
	重度訪問介護	300	300	300	1	1	1
	同行援護	95	95	95	7	7	7
	行動援護	5	5	5	1	1	1
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

* 平成30年度、令和元年度は、各年度3月ひと月の実績

令和2年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

今後の見込量は、障がいのある人の重度化・高齢化等の対応や住み慣れた地域社会で安心して暮らしたいと希望する障がいのある人が増加することが見込まれることから、サービスの増加を見込み算出しました。

第6期計画		時間／月			実人／月		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護		1,008	1,026	1,044	56	57	58
重度訪問介護		3	3	3	1	1	1
同行援護		95	95	95	11	11	11
行動援護		5	5	5	1	1	1
重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0	0

* 令和3年度～令和5年度ともに、ひと月の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

サービス見込量は、令和5年度に向けて増加する見込みですが、市内の居宅介護支援事業所等で必要なサービス提供量は確保されていると考えています。しかしながら、今後、訪問介護員の高齢化やなり手不足も懸念されることから、引き続き、継続的にサービスが提供できるよう居宅介護事業所と連携を図り、訪問介護員の確保に努めます。

また、地域自立支援協議会等の場を利用して、訪問介護員や居宅介護事業所が相互に情報交換できるネットワークづくりも継続して進めます。

（２）日中活動系サービス

【実績と見込量】

日中活動系サービスの実績としては、「生活介護」「療養介護」については、ほぼ見込量と同程度の伸びになっています。「就労移行支援」については、利用量が減少しており、「就労継続Ａ型」については、見込量に及びませんでしたが増加傾向、また「就労継続Ｂ型」については、見込量を超えています。「就労継続Ａ型」については、市内に事業所が新たに開設されたことや地域生活への移行が推進されたことに伴い増加しています。

第５期計画		延人日／月			実人／月		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
実績	生活介護	3,772	3,889	3,969	188	193	196
	自立訓練（機能訓練）	1	0	10	1	0	1
	自立訓練（生活訓練）	1	46	18	1	2	1
	就労移行支援	402	280	423	23	17	26
	就労継続（Ａ型）	554	699	831	28	38	45
	就労継続（Ｂ型）	1,945	2,146	2,346	107	121	129
	療養介護	—	—	—	10	10	10
	短期入所（福祉型）	298	281	189	27	24	14
	短期入所（医療型）	24	5	3	4	1	1
見込量	生活介護	3,800	3,880	3,960	190	194	198
	自立訓練（機能訓練）	40	40	40	2	2	2
	自立訓練（生活訓練）	40	40	40	2	2	2
	就労移行支援	680	720	760	34	36	38
	就労継続（Ａ型）	680	760	840	34	38	42
	就労継続（Ｂ型）	1,840	1,920	2,000	92	96	100
	就労定着支援	—	—	—	11	11	12
	療養介護	—	—	—	10	10	10
	短期入所（福祉型）	297	330	363	30	33	37
	短期入所（医療型）	4	4	4	2	2	2

*平成30年度、令和元年度は、各年度3月ひと月の実績

令和2年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

日中活動系サービスは、障がいのある人の増加や地域生活への移行のさらなる推進により、さらに利用量が伸びると見込んでいます。

第6期計画	延入日／月			実人／月		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	4,000	4,060	4,260	200	203	213
自立訓練（機能訓練）	20	20	20	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	40	40	40	2	2	2
就労移行支援	440	460	480	22	23	24
就労継続（A型）	760	800	840	38	40	42
就労継続（B型）	2,500	2,600	2,700	125	130	135
就労定着支援	—	—	—	13	14	15
療養介護	—	—	—	10	10	10
短期入所（福祉型）	253	264	275	23	24	25
短期入所（医療型）	15	15	15	3	3	3

* 令和3年度～令和5年度ともに、ひと月の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

現在、市内には、生活介護事業所や就労移行支援、就労継続（B型）事業所が複数ありますが、障がいのある人の重度化や急速な高齢化により、生活介護事業所や医療的な支援が必要な人の活動する場が不足しないよう、必要なサービス提供量を確保するため事業所の増加に向けて事業者と協議していきます。

また、就労を希望する障がいのある人が、就労に向けた実践的な訓練を受け、段階的に就労を進め、かつ、就労定着を図ることのできる方策について、地域自立支援協議会と協力し検討します。

（3）居住支援・施設系サービス

【実績と見込量】

施設から地域への移行を推進していくなかで、施設入所支援は、同程度で推移しています。また、共同生活援助の利用については市内に事業所が増加し、見込量以上の利用があり、地域移行が進行していることがうかがえます。

第5期計画		実人／月		
		30年度	元年度	2年度
実績	自立生活援助	0	0	0
	共同生活援助	69	83	86
	施設入所支援	80	80	83
見込量	自立生活援助	1	1	1
	共同生活援助	70	74	78
	施設入所支援	82	82	82

*平成30年度、令和元年度は、各年度3月ひと月の実績

令和2年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

国の基本指針である「施設入所者の地域生活への移行」を推進していくうえで、「施設入所支援」は、減少を見込んでいます。一方で共同生活援助は、同様に基本指針を推進していくため、利用者の増加を見込んでいます。

第6期計画		実人／月		
		3年度	4年度	5年度
自立生活援助		1	1	1
共同生活援助		90	94	104
施設入所支援		80	79	78
精神障害者の自立生活援助		1	1	1
精神障害者の共同生活援助		25	26	27

*令和3年度～令和5年度ともに、ひと月の見込み

*「精神障害者の自立生活援助」「精神障害者の共同生活援助」については、それぞれ「自立生活援助」「共同生活援助」で見込んだ数値のうち精神障害者の利用者数の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

居住支援・施設系サービスについては、国の基本指針である「施設入所者の地域生活への移行促進」からも共同生活援助のサービス提供量の確保は重要となっています。

市内でも共同生活援助（グループホーム）の事業所数は増加していますが、障がい者の生活の多様化が進み、就労先の近隣の共同生活援助を希望

する等、希望場所は市内だけではないため、中核地域生活支援センター等と協力し、サービス提供量の拡充に努めます。

また、市内には強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人を受入れできる事業所がないことから、今後、生活の場の確保に努めます。

強度行動障害のある人については、県が令和3年4月に開始する「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」の活用を図り、生活の場の確保に努めます。

国が新たに進めている居住支援機能と地域支援機能を一体的に持たせた地域生活支援拠点等の整備を推進するうえで、相談支援や緊急時の対応などの機能を強化した共同生活援助等の整備も必要になります。本市における共同生活援助の在り方を地域自立支援協議会等で研究し、事業所の協力を得ながら居住支援の在り方を検討します。

また、中核地域生活支援センター等と連携し共同生活援助等の新設の動向や運営などについての情報交換等を継続して行い、今後、重度化・高齢化した障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、適切なニーズの把握に努めます。

（４）相談支援

【実績と見込量】

実績は、市内にある相談支援事業所が増えたことにより、増加傾向にあります。市内の事業所数は、平成30年度末は6か所でしたが、令和2年10月末現在では7か所となり、1か所増となっています。

第5期計画		実人／月		
		30年度	元年度	2年度
実績	計画相談支援	52	84	69
	地域移行支援	1	1	0
	地域定着支援	0	0	0
見込量	計画相談支援	51	57	63
	地域移行支援	3	4	5
	地域定着支援	3	4	5

* 平成30年度、令和元年度は、各年度3月ひと月の実績

令和2年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

相談支援の今後の見込量は、障害福祉サービス利用者が増加しており、また、市内の相談支援事業所数も増加していることからサービス利用計画作成も増加する見込みとしました。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、施設入所者の地域移行を進めるうえで、きめ細やかな計画相談支援が必要であることからモニタリングの回数を増やし、着実に地域移行・地域定着に繋げていくことを見込みました。

第6期計画	実人／月		
	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	85	87	89
地域移行支援	2	2	2
地域定着支援	2	2	2
精神障害者の地域移行支援	2	2	2
精神障害者の地域定着支援	2	2	2
千葉県が定めた本市の令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	—	—	22

* 令和3年度～令和5年度ともに、ひと月の見込み

* 「精神障害者の地域移行支援」「精神障害者の地域定着支援」については、それぞれ「地域移行支援」「地域定着支援」で見込んだ数値のうち精神障害者の利用者数の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

サービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業所は、現在市内に7事業所ありますが、増加するサービス利用者に対応しモニタリングを通してきめ細かい支援を提供するため特定相談支援事業所の拡充に努めます。

また、県等との連携や地域自立支援協議会「そうだん部会」において、専門性を高めるための研修や事例検討や多職種間の連携を行い、相談支援専門員の育成や質の向上に努めます。

（５）障害児支援

【実績と見込量】

障害児通所支援の実績としては、医療型児童発達支援と保育所等訪問支援は、見込量を実績が下回りました。

放課後等デイサービスについては、増加していますが、見込量ほどの増加には至りませんでした。医療的ケア児支援のためのコーディネーターについては、令和元年度から配置しています。

第5期計画		延人日／月			実人／月		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
実績	障害児相談支援	—	—	—	8	16	8
	児童発達支援	450	507	405	63	63	62
	医療型児童発達支援	5	1	0	1	1	0
	放課後等デイサービス	1,392	1,237	1,565	106	104	101
	保育所等訪問支援	1	2	1	1	2	1
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	—	—	—	0	1	1
見込量	障害児相談支援	—	—	—	8	12	18
	児童発達支援	462	511	567	66	73	81
	医療型児童発達支援	5	5	5	4	4	4
	放課後等デイサービス	1,400	1,470	1,554	100	105	111
	保育所等訪問支援	6	6	6	3	3	3
	居宅訪問型児童発達支援	4	8	12	1	2	3
	医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	—	—	—	0	1	1

* 平成30年度、令和元年度は、各年度3月ひと月の実績

令和2年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

障害児通所支援の今後の見込量については、障がいのある、あるいはあると思われる子どもが、年々、増加傾向にあり、特に発達障がいの「グレーゾーン」の子どもが増えていることから、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの見込量についても増加する見込みとしています。

保育所等訪問支援事業所については、平成27年度に「児童発達支援センター」が開設され、今後、早期の療育を実施していくために障がいのある子どもが通園する保育園等と連携を強化していく必要があることからサービスの増加を見込んでいます。居宅訪問型児童発達支援については市内に事業所がないため、利用見込みはしませんでした。

第6期計画	延人日／月			実人／月		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	—	—	—	17	18	19
児童発達支援	441	448	455	63	64	65
医療型児童発達支援	4	4	4	1	1	1
放課後等デイサービス	1,365	1,391	1,430	105	107	110
保育所等訪問支援	4	5	6	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	—	—	—	1	1	1

* 令和3年度～令和5年度ともに、ひと月の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

令和2年10月末現在、市内には、児童発達支援事業所が6か所、放課後等デイサービス事業所が8か所、保育所等訪問支援事業所が1か所あります。

障害児支援については、早期発見、早期療育が必要であるため、重層的な地域支援体制の構築が重要となります。障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切なサービスの利用につなげるために障害児相談支援の活用を図ります。

支援の担い手が変わりやすい乳幼児期、児童期に一貫した支援を継続的に受けられるようにライフサポートファイルの活用 of 推進に取り組めます。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図ることにより、切れ目のない一貫した支援を提供するとともに、国の家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトに基づき、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、身近な地域で早い段階での支援ができるようサービス提供基盤の充実やサービス提供量の拡充をより一層、促進します。

さらに、地域自立支援協議会「こども部会」において、研修や情報交換を行うことにより、多職種間や各事業所間の連携を図り、支援者がより専門性を高められるよう人材育成を図ります。

第5章 地域生活支援事業

1 各年度における事業ごとの見込量及び実施に関する考え方

障害者総合支援法では、障がいのある人の地域での生活をより効果的に支援するために、地域の実情に応じて市町村が実施する地域生活支援事業を位置づけ、障害福祉サービスに加え、障がいのある人を総合的に支援することとしています。

この事業は、障がいのある人の能力や適性に応じて自立した生活を過ごせるよう、身近できめ細やかな支援を行うもので、様々な事業があります。

(1) 見込量と実績の比較

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、については、ほぼ、見込量どおりに実施することができました。

意思疎通支援事業では、見込量を実績が下回りました。

日常生活用具給付等事業では、概ね実績が見込量を上回りました。

手話奉仕員養成講座は、八街市、富里市、酒々井町の3市町による合同講座を実施し、平成30年度は酒々井町を会場に行い、令和元年度、令和2年度は、富里市を会場として実施しました。

移動支援事業では、横ばいの利用状況でした。

地域活動支援センターは、近隣市に所在する地域活動支援センターを利用していますが見込量を下回っています。

【実績と見込量】

		単位	実績			見込量		
			30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	無	無	無	無	無	有
相談支援事業								
	障害者相談支援事業	か所	6	6	7	6	6	6
	基幹相談支援センター	有無	無	無	有	無	無	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居者等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		実人／年	0	0	1	2	2	2
成年後見制度法人貢献支援事業		有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業								
	手話通訳者派遣事業	実人／年	9	10	10	13	13	13
	要約筆記者派遣事業	実人／年	5	1	1	2	2	2
	手話通訳者設置事業	設置者数／月	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業								
	介護・訓練支援事業	件／年	2	0	3	3	3	3
	自立生活支援用具	件／年	11	10	17	10	11	11
	在宅療養等支援用具	件／年	4	7	14	7	3	3
	情報・意思疎通支援用具	件／年	8	15	7	10	10	10
	排泄管理支援用具	件／年	1,782	1,728	1,877	1,770	1,780	1,790
	居住生活動作補助用具	件／年	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		実養成講習修了 見込者数	2	0	0	3	5	5
移動支援事業		実人／年	127	129	82	110	110	110
		時間／年	872	813	716	750	750	750
地域活動支援センター		か所	2	1	2	2	2	2
		実利用者見込数 ／年	3	2	3	5	5	5

* 令和2年度については、実績に見込みを加えています。

必須事業のみ掲載しています。

【見込量】

		単位	実績			見込量		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	無	無	有	無	無	無
相談支援事業								
	障害者相談支援事業	か所	6	6	7	7	7	8
	基幹相談支援センター	有無	無	無	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	無
	住宅入居者等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		実人／年	0	0	1	2	2	2
成年後見制度法人貢献支援事業		有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業								
	手話通訳者派遣事業	実人／年	9	10	10	12	12	12
	要約筆記者派遣事業	実人／年	5	1	1	2	2	2
	手話通訳者設置事業	設置者数／月	1	1	1	1	1	1
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実人／年	—	—	—	1	1	1
日常生活用具給付等事業								
	介護・訓練支援事業	件／年	2	0	3	3	3	3
	自立生活支援用具	件／年	11	10	17	13	14	15
	在宅療養等支援用具	件／年	4	7	14	15	15	15
	情報・意思疎通支援用具	件／年	8	15	7	10	10	10
	排泄管理支援用具	件／年	1,782	1,728	1,877	1,950	2,030	2,120
	居住生活動作補助用具	件／年	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		実養成講習修了見込者数	2	0	0	3	5	1
移動支援事業		実人／年	16 (127)	19 (129)	12 (82)	18 (128)	18 (128)	18 (128)
		時間／年	872	813	716	850	850	850
地域活動支援センター		か所	2	1	2	2	2	2
		実利用者見込数／年	3	2	3	3	3	3

* 令和2年度については、実績に見込みを加えています。

地域活動支援センターについては、時間／年から延人員日／年に変更しました。

必須事業のみ掲載しています。

2 サービス見込量・見込量確保のための方策

地域生活支援事業の今後の見込量は、障がい者数の増加や平成30年度から令和2年度の実績をもとに、全体的に現状を維持しながら微増を見込んでいます。

(1) 理解促進研修・啓発事業等

理解促進研修・啓発事業は、地域住民を対象にして障がいのある人への理解や偏見・差別解消を図るための研修・啓発を行います。また、地域自立支援協議会と連携し研修会などを継続して行い理解を深めます。

自発的活動支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するもので、市民協働の観点からも具体的な支援について研究します。

成年後見制度法人後見支援事業は、後見業務を適正に行うことができる法人を育成する研修等を実施し支援するものです。成年後見制度市民後見支援事業の在り方についても検討します。

(2) 相談支援事業

市の相談窓口のほか、市内の一般相談支援事業所は2か所ですが、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所は増加しています。また、基幹相談支援センターは、地域自立支援協議会とあり方について協議を重ね、令和2年度に設置しました。

障がいのある人からの様々な相談に対して、適切な障害福祉サービスや関係機関と連携して支援していくことは重要であることから、地域自立支援協議会と連携を図り、各事業所の相談支援専門員のネットワークづくりや資質の向上に努めます。

(3) 意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は、千葉県聴覚障害者協会に委託して実施していますが、市内の手話通訳者や要約筆記者の登録者が少ない状況であるため、意思疎通支援の担い手の養成、確保の促進を図ります。

平成27年度から実施している3市町（八街市、富里市、酒々井町）による広域での手話通訳者養成研修について、今後も継続して実施します。

要約筆記者・失語症者向け意思疎通支援者養成については、千葉県聴覚障

害者協会・千葉県と連携を図り進めます。

また、手話通訳者の設置事業についても引き続き実施します。

(4) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活の便宜を図ることを目的として、必要とする人に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

今後も日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、障がいのある人の実情に合わせて適正な運用を図ります。

(5) 移動支援事業

知的・精神障がいのある人が社会参加のための外出の際の移動支援を行っています。

現状では、サービスの提供量は確保されているものと考えていますが、今後も障がいのある人の外出支援を促進するとともに、移動支援従事者の養成も支援します。

(6) 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。

市内には地域活動支援センターはありませんが、近隣市の地域活動支援センターを利用することによりサービス提供量を確保します。

(7) その他の地域生活支援事業

関係機関と連携し、障がいのある人の能力や適性に応じて自立した生活を過ごすことができるよう、きめ細やかな支援に努めます。

第4編

計画の円滑な推進に向けて

第1章 円滑なサービス提供体制の確立

第1章 円滑なサービス提供体制の確立

1 連携体制の確立

(1) 市民や関係団体等と行政との連携

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、利用者本位によるサービス提供や家族等への支援など適切なサービス提供体制を確立することが必要です。相談支援事業所はもとより中核地域生活支援センターや障害者就労・生活支援センター、障害者支援事業所、社会福祉協議会などの関係機関と連携を強化しながら支援していく必要があるため、各関係機関との連携体制の確立を図ります。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心した生活をおくれるよう、障がいに関わる特性の理解を深めるための「出前講座」の開催や広報等による啓発活動、民生委員との連携を図ることにより地域での「共助」を支援します。

(2) 県及び障害保健福祉圏域市町との連携・調整

県では地域の保健医療の広域的・専門的かつ技術的拠点として16の圏域を障害保健福祉圏域として設定しており、本市は、成田市・佐倉市・四街道市・印西市・富里市・酒々井町・白井市・栄町の9市町を管轄とする「印旛圏域」に属します。

圏域において行われる中核地域生活支援センターや地域生活支援センター、就労・生活支援センターなどの広域的に推進する事業を効率的、効果的に提供する体制を整えるため、県をはじめ、近隣市町村等とも連携を図り調整を進めます。

(3) 災害時における支援と地域連携

市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人などの「災害時避難行動要支援者名簿」の作成・活用、さらに「個別計画」の策定を行い、災害発生時の安否確認や情報伝達、避難誘導などの支援体制の確立に努めます。

また、ヘルプカード・ヘルプマークも活用し、障がい等のある人が、安全に避難するための支援や障がい特性に対応した避難場所での生活の支援をしま

す。災害情報等の伝達や避難等の手助けは、地域の方々の支援（共助）が必要で重要です。避難等の支援が地域で円滑に行われるよう民生委員・児童委員、区（自治会）や自主防災組織等の協力を得ながら、社会福祉協議会、佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察等の関係機関とさらなる連携に努めます。

（４）地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるために障害福祉サービスを利用している障がいのある人全てに計画相談支援によるケアマネジメント制度が導入されています。

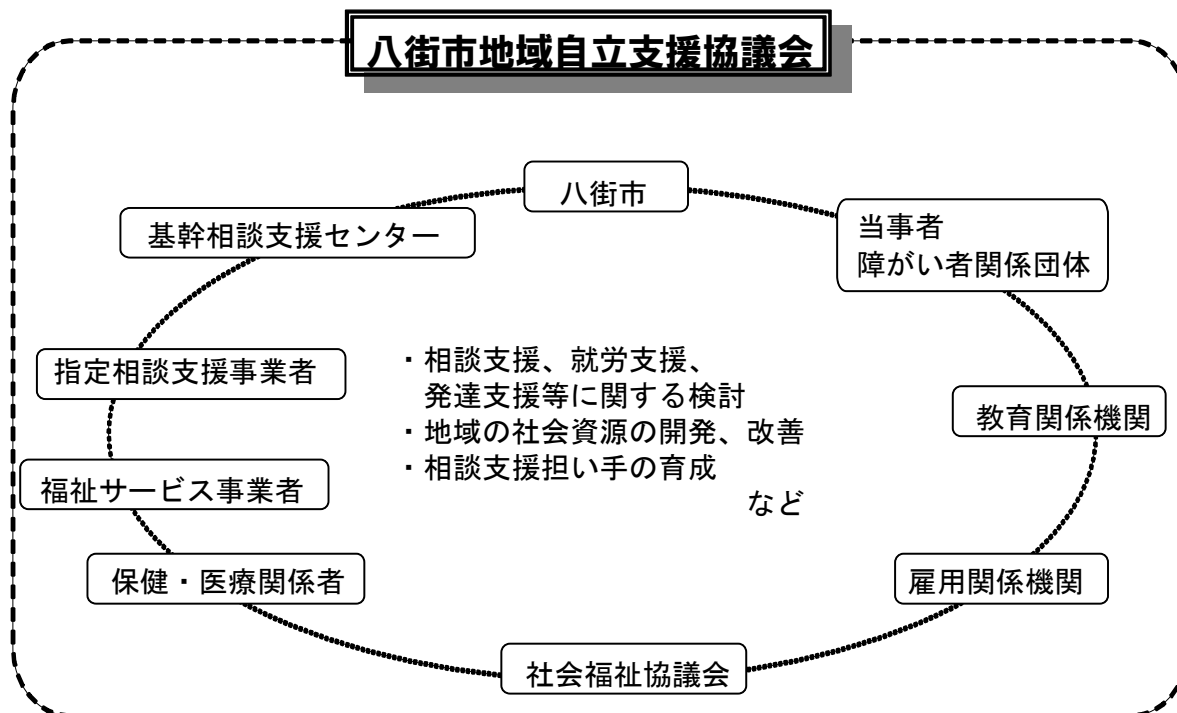
しかし、障害福祉サービスだけでなく、障がい者雇用や教育、医療など障がいのある人を取り巻く様々な分野において支援を充実していくためには、様々な関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

市では、障がい者支援に関するこうしたネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「八街市地域自立支援協議会」を設置しています。

この協議会では、関係機関との連絡・調整をはじめ、将来の相談支援を担う人材の育成をテーマとした協議・検討を行っています。

また、「おとな部会」「こども部会」「そうだん部会」「くらし部会」を適時開催することにより、それぞれの部会に関連する現状や課題を把握するとともに情報交換を行い、さまざまな相談に対して、的確な支援が図れるよう取り組んでいます。

今後も、更なる幅広い分野からの参加を確保し本協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。



2 情報提供体制の充実

(1) 情報提供の充実

障害福祉サービスや手当などをはじめとする障がいのある人に関係する各種制度の情報提供に努めるとともに、国や県、先進市町村などの新たな制度や事例など様々な情報収集に努めます。また、義足や人工関節を使用している人、視覚及び聴覚障がいの人、内部障がいや難病の人など外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない人が周囲の人に自身の障がい等の支援や配慮を知らせることができる「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の周知・普及に努め、ヘルプカード・ヘルプマークを必要としている人の存在や障がいの理解を広めます。

(2) 情報提供による事業者支援の充実

サービス提供に関して、サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした研修会などの情報提供や支援を行います。また、多様な事業者の参入促進を図るため、広く情報提供していきます。

3 高齢期移行に伴う支援の方向性

本市の高齢化は進行しており、障がいのある人も高齢化が進んでいます。こうしたことから、高齢期を迎えた障がいのある人に対する支援のあり方も重要な課題となります。

現行制度においては、高齢期を迎えた障がいのある人のほとんどは、介護保険が優先適用となることから、障害福祉サービスから介護保険サービスへの切り替えが必要となります。

しかし、障害福祉と介護保険では根拠法令がそれぞれ別であり、支援の内容や基準、給付水準なども異なることから、介護保険の支給限度を超える部分や介護保険にはないサービスは障害福祉サービスを利用することとなります。

国は、平成30年に「地域共生社会」の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念により、介護保険制度、障害福祉制度に「共生サービス」

を創設し、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするよう法改正を行いました。

本市においても、介護保険制度や障害福祉制度の見直しなどにおける国や県の動向に注視し、円滑にサービスが利用できるよう関係機関と連携を図ります。

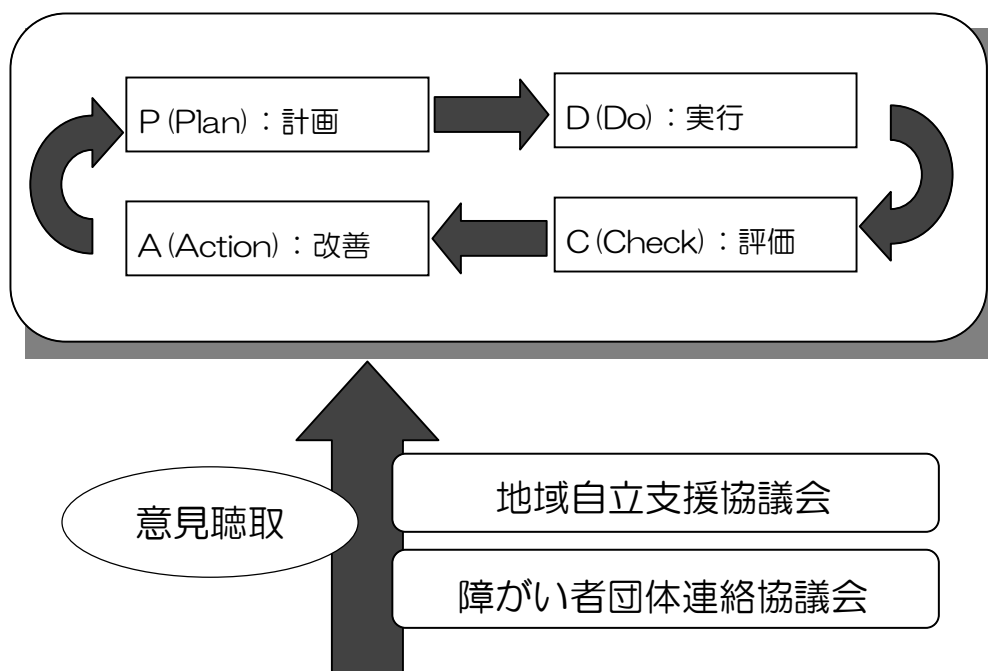
4 点検及び評価体制

障がい者基本計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが重要となります。

そこで、地域自立支援協議会や障がい者団体連絡協議会に随時意見を聞きながら、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握などを行い、目標達成に向けて取り組みを進めていきます。また、その結果については、ホームページなどに公開します。

計画のPDCAサイクル



資料編

資料編

1 策定経過

日程	会議名等	内容
令和元年7月10日	当事者団体 ヒアリング 第1の部	八街市聴覚障がい者協会 八街市精神障害者家族会 きんもくせいの会 ダウン症のある子と親の会ジュピター(八街事務局)
令和元年7月10日	当事者団体 ヒアリング 第2の部	八街市身体障害者福祉会 八街市手をつなぐ親の会 八街市視覚障害者団体あおば会
令和元年8月7日	当事者団体 ヒアリング 第3の部	医療的ケア児者(3家族4人)
令和元年8月7日	保育園 ヒアリング	市内公立保育園(6園9人)
令和元年8月7日	幼稚園 ヒアリング	市内公立幼稚園(3園6人)
令和元年9月5日	訪問系サービス事業所	訪問介護事業所(2事業所2人)
令和元年7月8日	八街市地域自立支援協議会	こども部会(委員25名、事務局2名)
令和元年7月18日	八街市地域自立支援協議会	そうだん部会(委員7名、事務局1名)
令和元年8月8日	八街市地域自立支援協議会	おとな部会(委員6名、事務局2名)
令和元年10月15日	八街市地域自立支援協議会	くらし部会(委員13名、事務局2名)
令和元年10月31日～11月19日	当事者へのアンケート実施	身体障がい者1,480人 知的障がい者490人 精神障がい者765人 難病療養者265人 合計3,000人
令和元年12月24日	第1回八街市障がい者福祉基本計画策定委員会 第1回八街市障がい者福祉基本計画策定作業班	八街市障がい者基本計画の概要 策定方針及び策定作業日程 アンケート及びヒアリング結果
令和元年12月	八街市障がい者福祉基本計画策定作業班	障がい者基本計画の原稿依頼
令和2年2月27日	第1回八街市障がい者施策推進協議会	役員の選出 八街市障がい者基本計画の概要 策定方針及び策定作業日程 アンケート及びヒアリング結果
令和2年12月2日	第2回八街市障がい者福祉基本計画策定作業班	障がい者基本計画・福祉計画(案)
令和2年12月17日	第2回八街市障がい者福祉基本計画策定委員会	障がい者基本計画・福祉計画(案)
令和2年12月24日	第2回八街市障がい者施策推進協議会	障がい者基本計画・福祉計画(案)
令和3年1月15日～2月15日	パブリックコメントの実施	
令和3年2月	八街市地域自立支援協議会に意見照会	
令和3年2月	千葉県健康福祉部障害福祉推進課に意見照会	
令和3年3月25日	第3回八街市障がい者施策推進協議会	諮問・答申

2 八街市障がい者施策推進協議会

(1) 八街市障がい者施策推進協議会設置条例

(設置)

第1条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく八街市障がい者基本計画（以下「障がい者計画」という。）を策定するため、八街市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、障がい者計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 削除
- (2) 医師
- (3) 歯科医師
- (4) 保健所の職員
- (5) 教育委員会の委員
- (6) 国民健康保険運営協議会の委員
- (7) 健康づくり推進協議会の委員
- (8) 社会福祉協議会の会長
- (9) 身体障害者相談員
- (10) 知的障害者相談員
- (11) 障がい者関係団体の代表者
- (12) その他市長が必要と認めた者

3 市長は、諮問の都度委員を委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部障がい福祉課において処理する。

(2) 八街市障がい者施策推進協議会委員名簿

(敬称略; 順不同) 任期 令和元年10月1日～

	所 属 等	氏 名	任期の変更
1	医師(印旛市郡医師会八街地区)	淡路 正則	
2	歯科医師(印旛郡市歯科医師会八街地区)	佐藤 則子	
3	薬剤師(八街市薬剤師会)	丸本 暢雄	
4	千葉県印旛健康福祉センター(印旛保健所地域保健福祉課)	佐久間 文明	～R2. 6. 30
		古川 恭子	R2. 7. 1～
5	八街市教育委員会	山田 良子	
6	八街市健康づくり推進協議会	鈴木 早苗	
7	八街市国民健康保険運営協議会・八街市社会福祉協議会	石毛 勝	
8	知的障害者相談員・ダウン症のある子と親の会ジュピター(八街事務局)	長谷川 美子	
9	前知的障害者相談員・八街市手をつなぐ親の会	鈴木 みどり	
10	身体障害者相談員・八街市身体障害者福祉会	越川 陽子	
11	八街市視覚障害者団体あおば会	荒木 キクエ	～R2. 9. 30
		田邊 藤祐	R2. 12. 1～
12	八街市手をつなぐ親の会	田中 いづみ	
13	八街市聴覚障がい者協会	門澤 実	
14	きんもくせいの会	橋場 祥子	
15	八街市民生委員児童委員協議会会長	河野 勝	
16	八街市ボランティア連絡協議会	霞 次男	
17	南八街病院	中塚 智子	
18	自立支援協議会(おとな部会)	井手 一茂	
19	自立支援協議会(こども部会)	濱田 真史	
20	自立支援協議会(そうだん部会)	成田 覚	
21	自立支援協議会(くらし部会)	山本 樹	
22	一般公募	綿古里 久子	
23	一般公募	林 多佳史	

3 八街市障がい者基本計画策定委員会

八街市障がい者基本計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 八街市障がい者基本計画（以下「基本計画」という。）の計画案を策定するため、八街市障がい者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、市民部長の職にある者がその職務を代理する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、基本計画の企画及び立案の方向づけをし、次条に規定する作業班から提出された素案を基に、基本計画の計画案を策定し、市長に提出するものとする。

2 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業班)

第4条 委員会の下に作業班を設置し、別表第2に掲げる各所属から選出された者をもって組織する。

2 作業班に班長を置き、市民部障がい福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 班長に事故あるときは、班長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(作業班の任務)

第5条 作業班は、基本計画の策定に係る全庁的な連絡調整に当たるとともに、各部門別の政策課題に応じ、基本計画の策定に関する調査及び検討を行い、素案を作成し、委員会に提出するものとする。

(庶務)

第6条 委員会及び作業班の庶務は、市民部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1(第2条第1項)

副市長
教育長
総務部長
市民部長
経済環境部長
建設部長
教育次長
総務部総務課長
総務部企画政策課長
総務部財政課長
総務部防災課長
市民部国保年金課長
市民部社会福祉課長
市民部障がい福祉課長
市民部高齢者福祉課長
市民部子育て支援課長
市民部健康増進課長
市民部市民協働推進課長
経済環境部商工観光課長
建設部道路河川課長
建設部都市計画課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長
教育委員会スポーツ振興課長
八街市中央公民館長

別表第2(第4条第1項)

総務部総務課
総務部企画政策課
総務部財政課
総務部防災課
市民部国保年金課
市民部社会福祉課
市民部障がい福祉課
市民部高齢者福祉課
市民部子育て支援課
市民部健康増進課
市民部市民協働推進課
八街市立つくし園
経済環境部商工観光課
建設部道路河川課
建設部都市計画課
教育委員会学校教育課
教育委員会社会教育課
教育委員会スポーツ振興課
八街市中央公民館

4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、意向や要望、地域の福祉サービス等の課題の把握を行うことを目的に、市内在住の障がいのある人及び難病療養者を対象として、郵送によりアンケート調査を実施しました。

■調査の実施時期…令和元年 10 月 31 日から令和元年 11 月 19 日

■調査方法…郵送配布・郵送回収

■調査対象者

調査対象者	対象者数 (人)	備 考
身体障がいのある人	2,252	身体障害者手帳所持者
知的障がいのある人	737	療育手帳所持者
精神障がいのある人	1,167	精神障害者保健福祉手帳所持者 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者
難病療養者	399	難病見舞金受給者
合 計	4,555	

■配布・回収数及び有効回収率

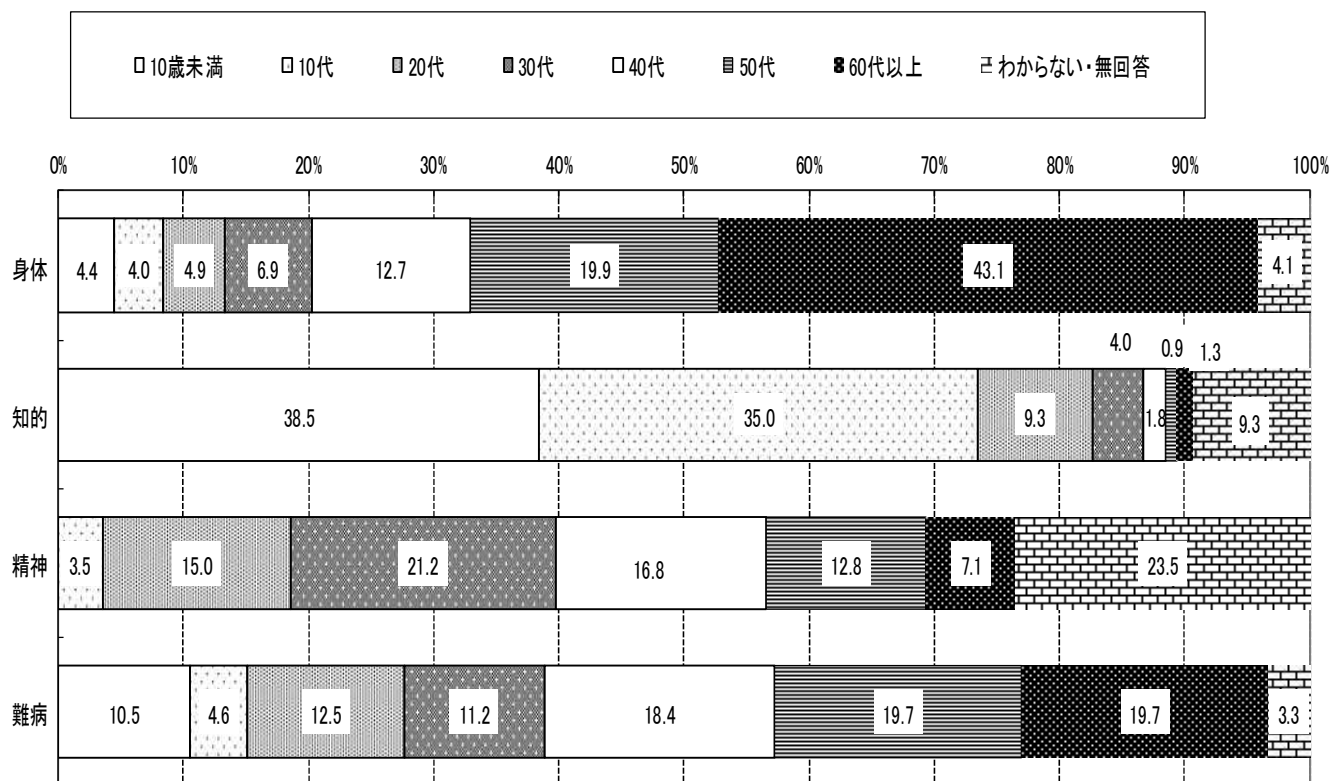
調査対象者	配布数 (部)	有効回収数 (部)	有効回収率 (%)
身体障がいのある人	1,480	654	44.2
知的障がいのある人	490	226	46.1
精神障がいのある人	765	261	34.1
難病療養者	265	152	57.4
合 計	3,000	1,293	43.1

（２）調査結果の概要

《１．障害者手帳等取得年齢》

・手帳を取得した年齢は、身体障がいのある人では「60代以上」が4割以上を、知的障がいのある人では「10代未満」が4割弱を、精神障がいのある人では「40代」が2割弱を、難病療養者では「50代」及び「60代以上」がそれぞれ2割弱を占めています。

【手帳を取得したのは何歳ごろですか】



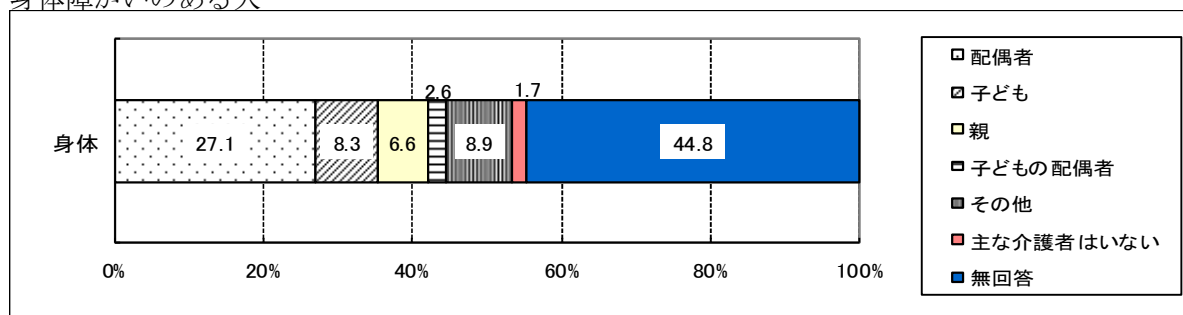
《２．日常生活》

・日常生活の主な介護者は、身体障がいのある人では、「配偶者」が27.1%と一番多く、知的障がい及び精神障がいのある人では、「親」が主な介護者となっており、特に知的障がいのある人では約7割を占めており、難病で療養されている人は、「配偶者」が19.7%となっています。

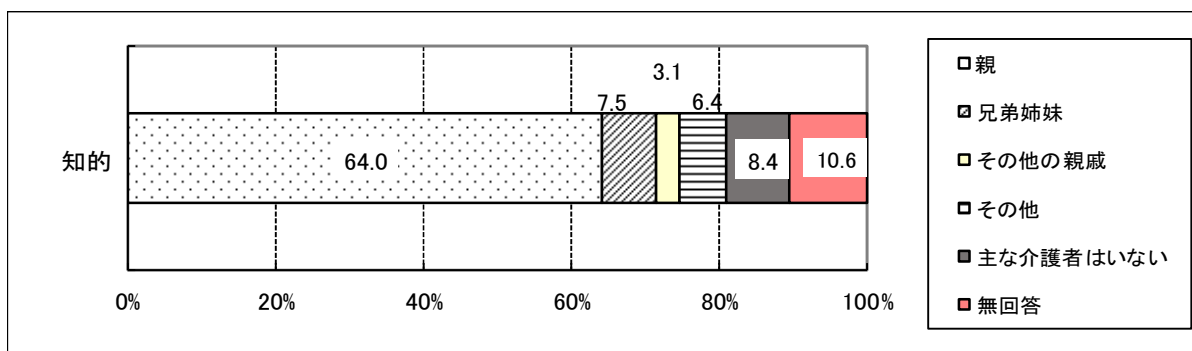
・介護をする上での問題や悩みについては、身体障がい及び知的障がいのある人では、「長期的な外出ができない」や「精神的な負担が大きい」を多くの人が挙げており、精神障がいのある人では、「経済的負担が大きい」が最も多い悩みとなっています。

【主な介護者は誰ですか】

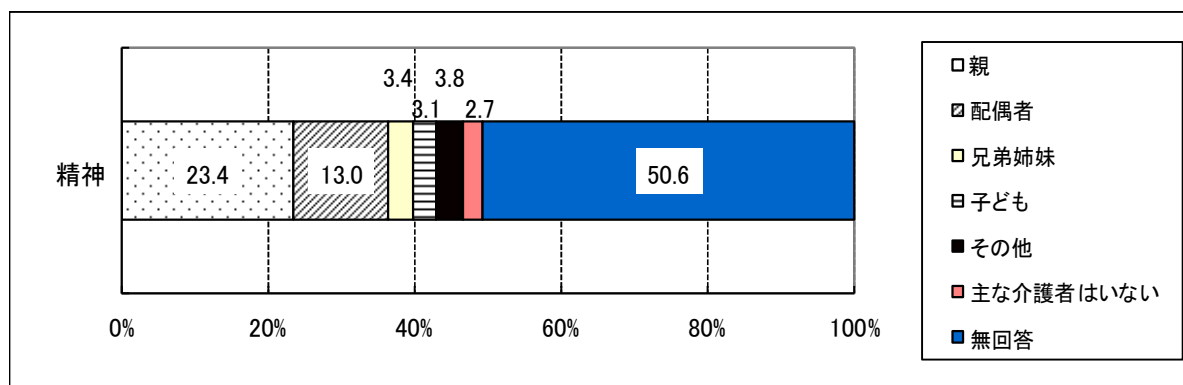
身体障がいのある人



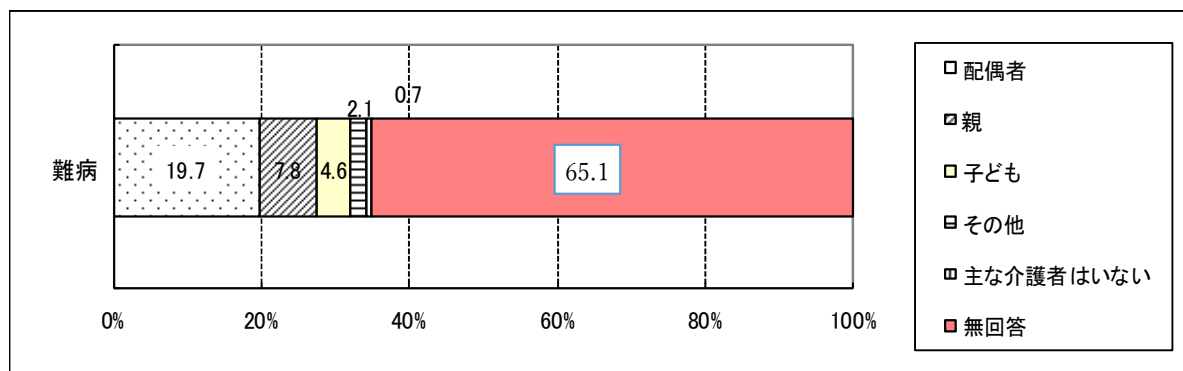
知的障がいのある人



精神障がいのある人



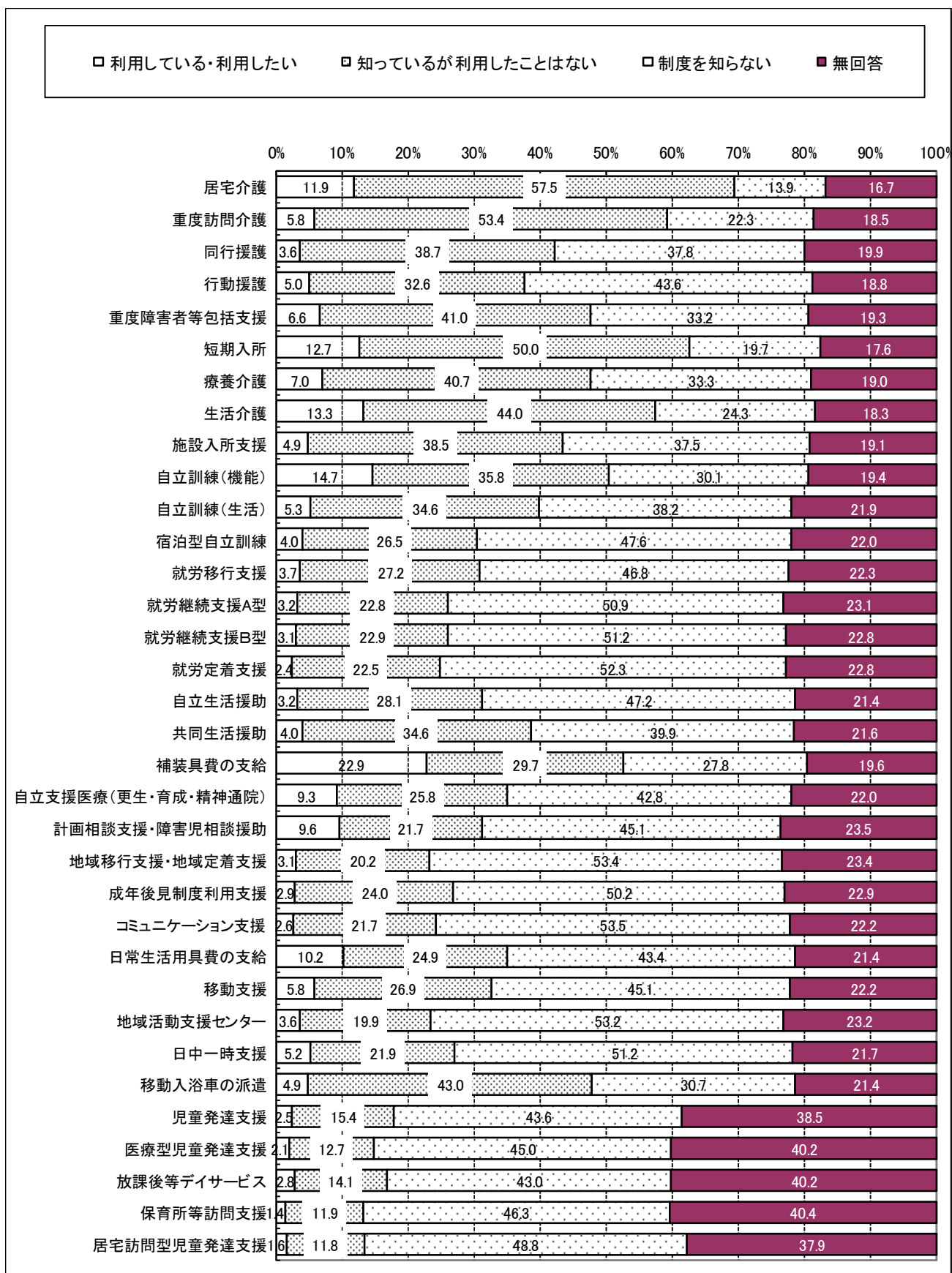
難病で療養されている人

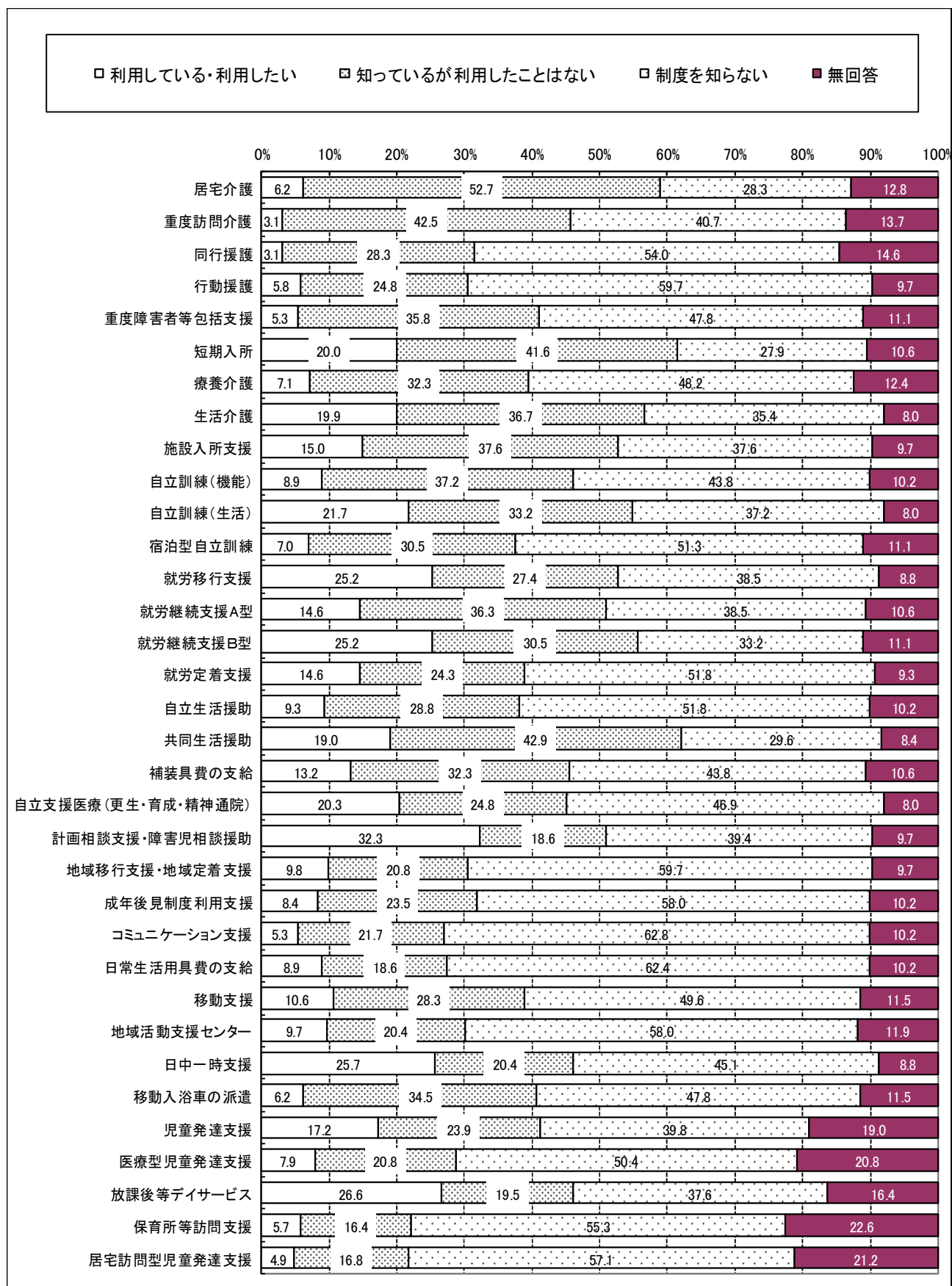


《 3. 障害福祉サービスの利用状況》

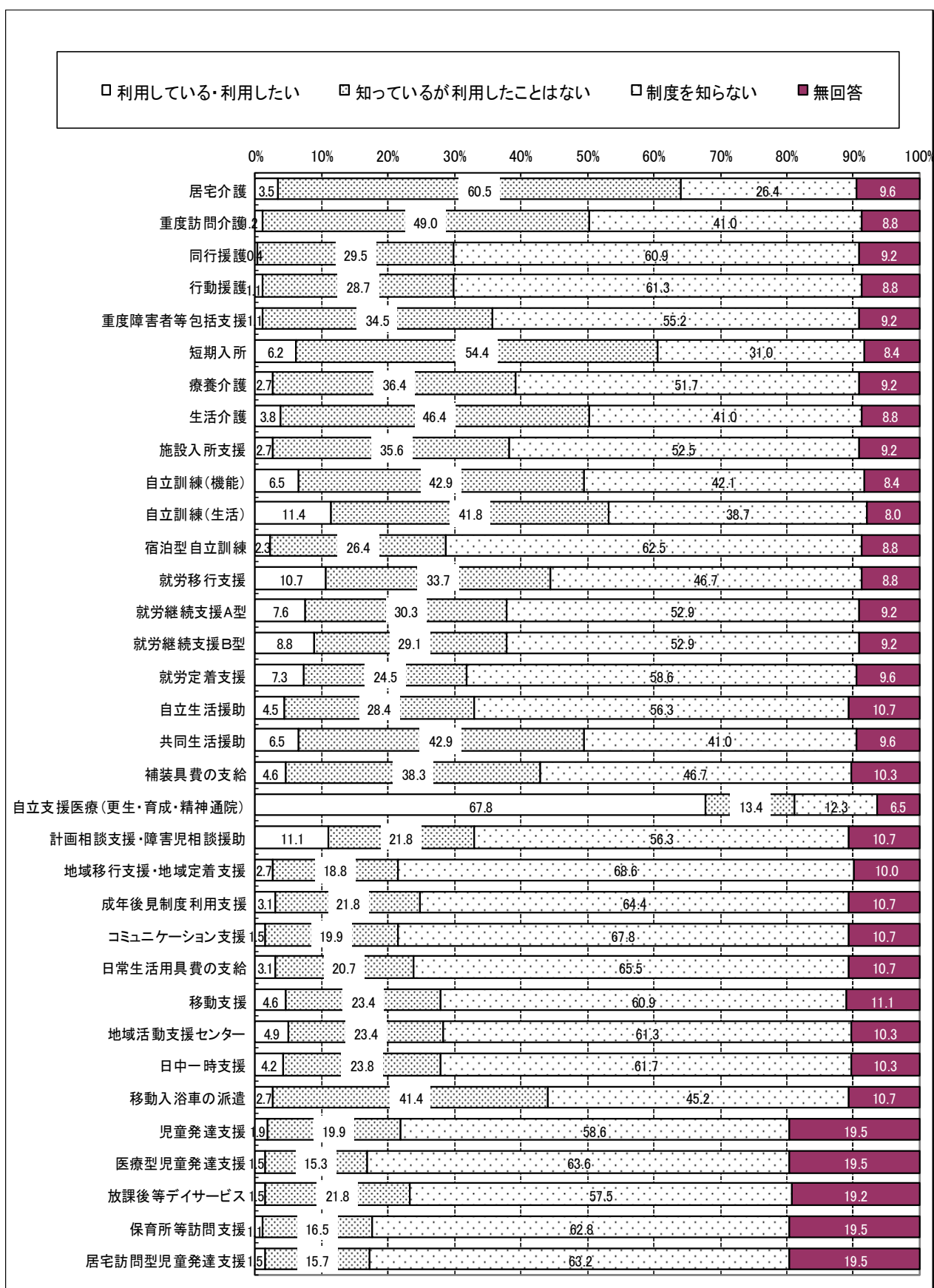
- ・ 身体障がいのある人は、「補装具の支給」、「自立訓練（機能訓練）」、「生活介護」、「短期入所」、「居宅介護」の利用あるいは利用希望が多くなっています。
- ・ 知的障がいのある人では、「計画相談支援・障害児相談援助」、「放課後等デイサービス」、「日中一時支援」、「就労移行支援」、「就労継続支援B型」の利用あるいは利用希望が多くなっています。
- ・ 精神障がいのある人では、「自立支援医療（更生・育成・精神通院）」、「自立訓練（生活訓練）」、「計画相談支援・障害児相談援助」、「就労移行支援」、「就労継続支援B型」の利用あるいは利用希望が多くなっています。
- ・ 難病で療養されている人は、「児童発達支援」、「自立訓練（機能訓練）」、「短期入所」、「日常生活用具費の支給」、「補装具の支給」、「自立支援医療（更生・育成・精神通院）」の利用あるいは利用希望が多くなっています。

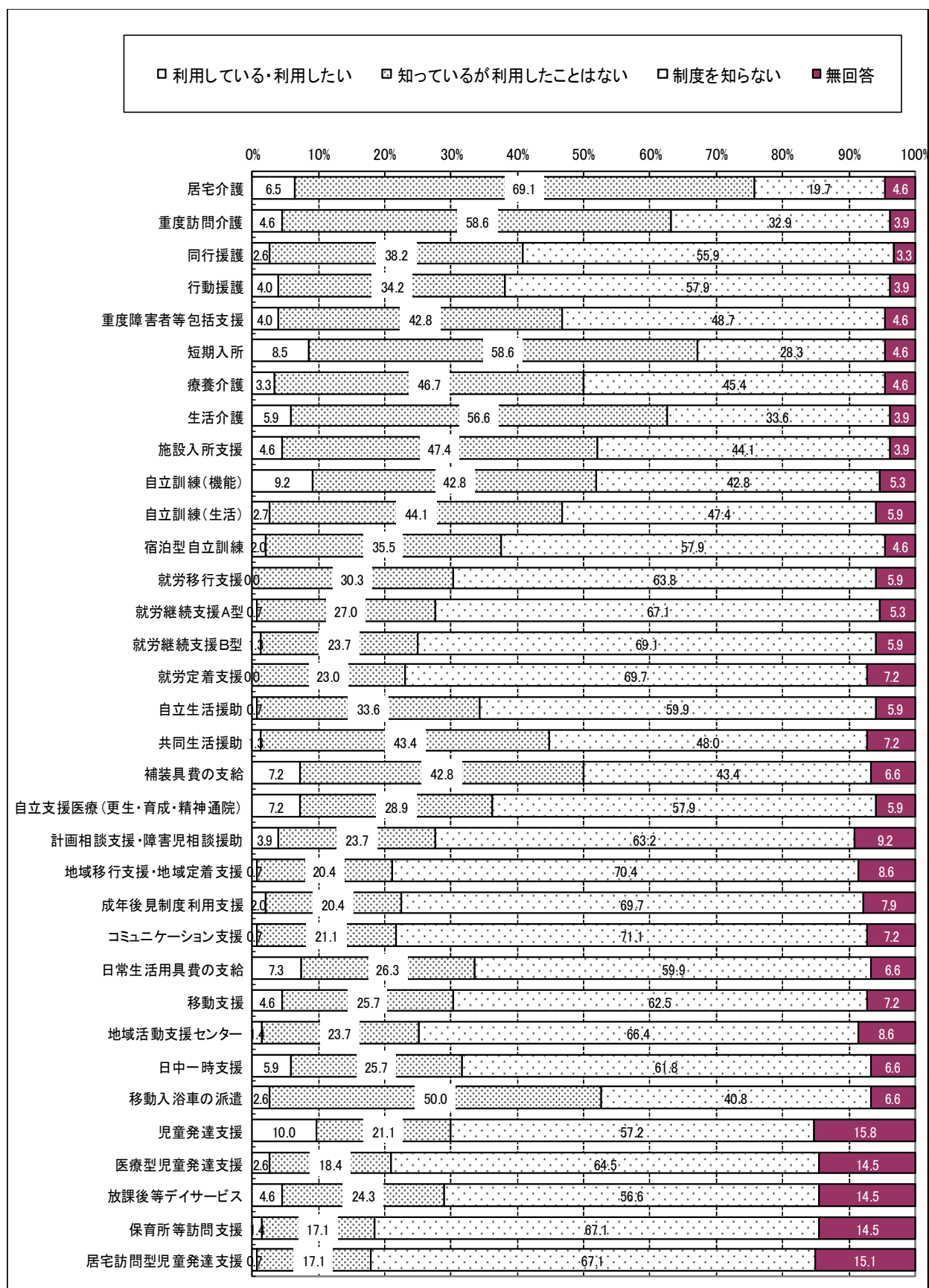
・身体障がいのある人





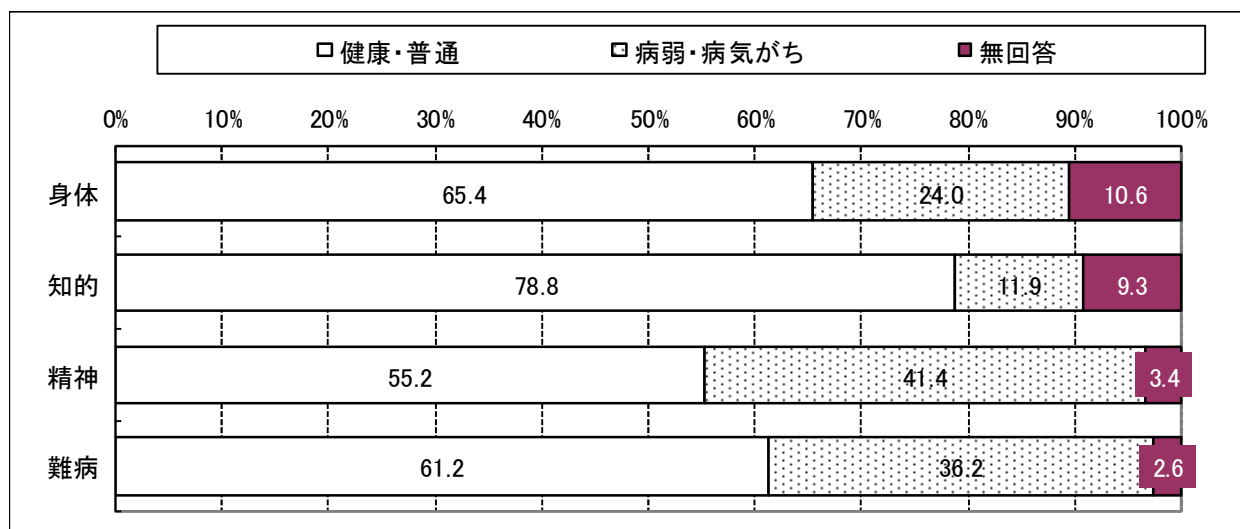
・精神障がいがある人





《4. 健康状態について》

- ・現在の健康状態について「病弱又は病気がち」と答えた方が身体障がいのある人で24.0%、知的障がいのある人で11.9%、精神障がいのある人で41.4%、難病療養者で36.2%となっています。
- ・「健康管理や医療について困ったり不便に思ったことがありますか」の問いに、各障がいのある人ともに「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」、「医療費の負担が大きい」、「近所に診てくれる医師がいない」を上位に挙げています。



【健康管理や医療について困ったり不便に思ったことがありますか】

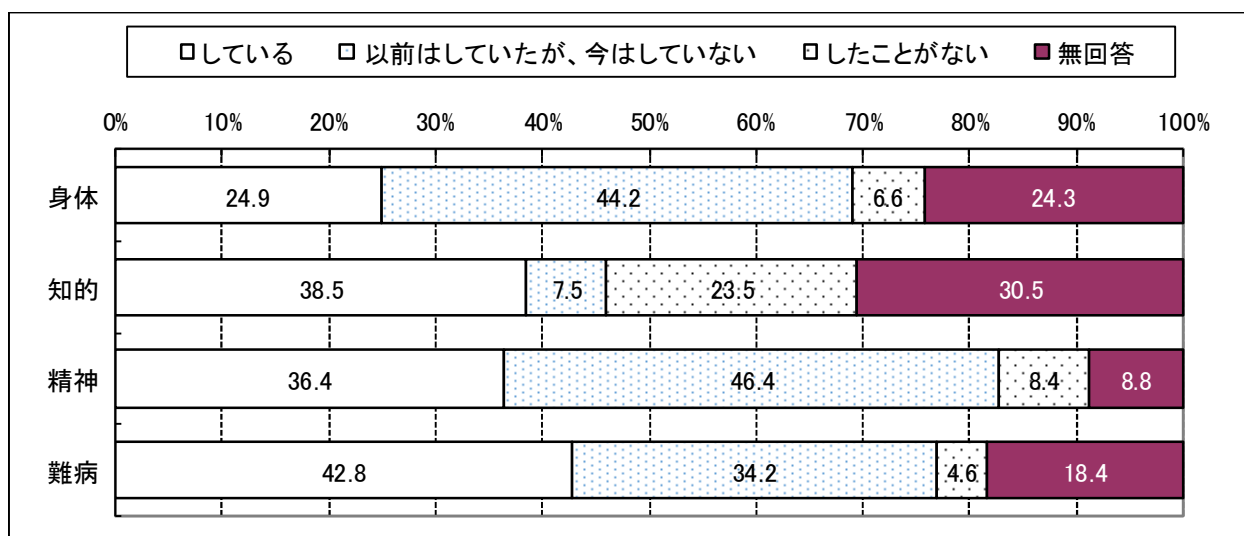
(%)

	身体	知的	精神	難病
近所に診てくれる医師がいない	11.0	9.3	19.5	11.8
専門的な治療を行っている医療機関が身近にない	20.5	26.1	30.3	44.7
通院する時に付き添いをしてくれる人がいない	3.1	4.0	5.4	2.6
診療をことわられる	0.9	2.2	1.1	2.6
気軽に往診を頼める医師がいない	7.8	6.6	8.0	9.2
歯科診療を受けられない	3.4	4.4	2.3	2.6
定期的に健康診断を受けられない	2.0	2.7	3.8	4.6
症状が正確に伝わらず、必要な治療を受けられない	2.8	8.8	5.0	2.6
受診手続きや案内など障害者への配慮が不十分	4.1	8.8	5.4	5.3
医療費の負担が大きい	10.6	6.6	20.3	19.7
入院のとき付き添いや個室を強いられる	2.4	4.9	0.4	0.7
その他	4.0	5.3	5.4	3.3
特に困ったことはない	48.5	44.7	37.5	33.6

《5. 就労について》

- ・就労状況については、「働いている」割合は身体障がいのある人で24.9%、知的障がいのある人で38.5%、精神障がいのある人で36.4%、難病療養者で42.8%となっています。
- ・働いている知的障がいのある人の約4割は、就労支援事業所等の福祉的就労となっています。
- ・「以前は仕事をしていたが、今はしていない」の割合は、身体障がい・精神障がいのある人が4割強、難病療養者で3割強となっています。
- ・「仕事をする上で困ったり、つらいこと」では、「収入が少ない」を多くの人が挙げており、難病療養者は「仕事がきつい」「体調のコントロールが難しい」も同程度挙げています。
- ・「障がいのある人の就業を促進するためどのようなことを希望されますか」の問いに、「経営者、従業員の理解」を多くの人が希望しております。

【現在、仕事をしていますか？】



【障がいのある人の就業を促進するためにどのようなことを希望されますか】

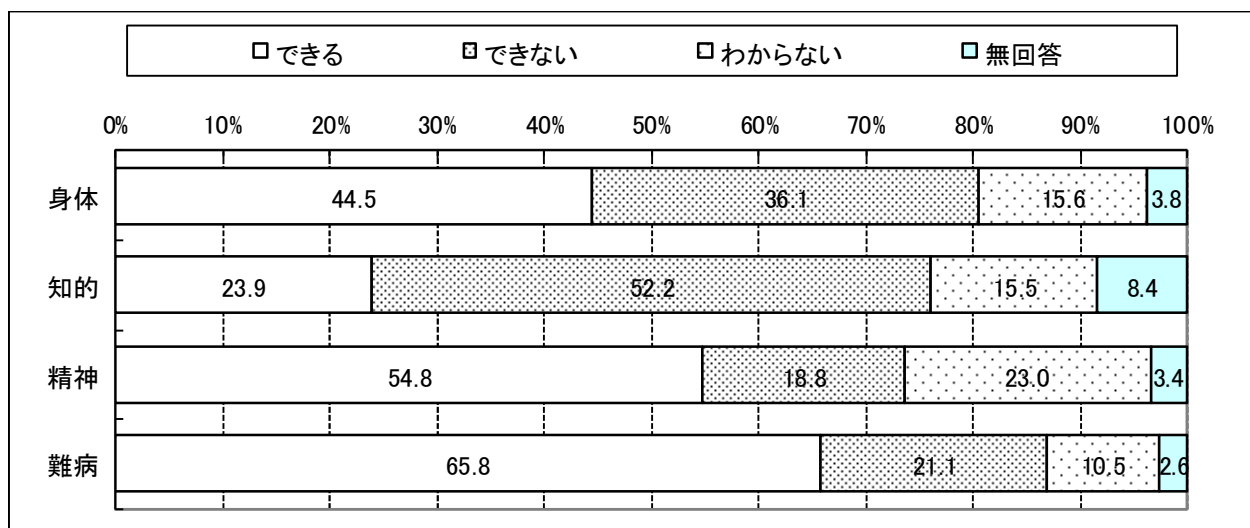
(%)

	身体	知的	精神	難病
経営者の理解	20.9	32.3	44.8	25.7
従業員の理解	18.8	37.6	46.0	27.0
行政の民間企業指導	9.0	13.7	11.9	9.2
職業訓練施設の増設	6.9	11.9	10.3	5.3
福祉サービス(就労継続支援)施設の増設	9.0	20.4	15.7	13.2
職業斡旋窓口の充実	7.8	9.7	14.2	7.2
職業相談窓口の充実	9.3	12.8	16.5	7.9
民間企業の雇用努力	11.0	13.7	16.1	11.2
雇用未達成企業の罰則強化	2.6	6.2	6.1	2.0
ジョブコーチの充実	7.3	20.8	16.9	5.9
その他	0.9	1.3	2.3	
特になし	11.0	13.3	11.1	7.9

《6. 災害について》

- ・災害時に一人で避難できない、又はわからないと答えた人が身体障がいのある人で51.7%、知的障がいのある人で67.7%、精神障がいのある人で41.8%、難病療養者で31.6%となっています。
- ・「災害時に困ると思われること」では、「投薬や治療を受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）について不安」、「安全なところまで迅速に避難できない」が上位に挙げられています。

【火事や地震等の災害時に、あなたは一人で避難できますか】



【災害時に困ると思われるのはどのようなことですか】

(%)

	身体	知的	精神	難病
投薬や治療を受けられない	45.0	25.7	64.8	55.9
補装具の使用が困難になる	12.8	2.7	5.0	6.6
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	15.3	10.6	8.0	7.2
救助を求めることができない	15.9	28.8	9.2	9.2
安全なところまで、迅速に避難することができない	38.1	36.3	22.6	22.4
被害状況、避難所の場所、物資の入手方法等の情報	25.2	42.5	28.4	18.4
周囲の人とコミュニケーションがとれない	14.5	40.7	33.0	9.2
避難場所の設備（トイレ等）について不安	43.0	35.0	37.5	42.1
その他	1.1	6.2	5.4	2.6
特になし	13.9	13.7	12.3	16.4

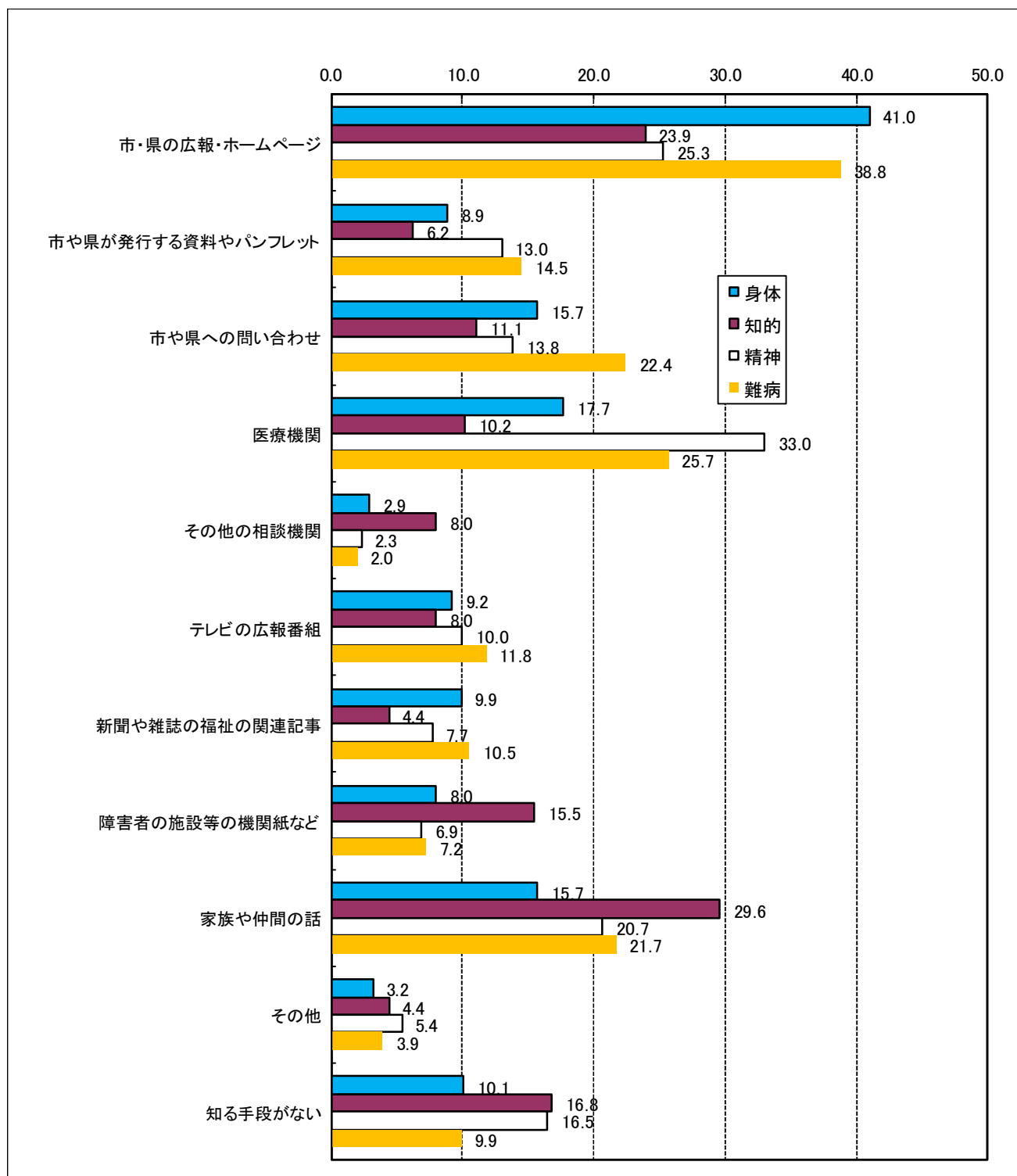
令和元年9月台風15号（房総半島台風）、同年10月台風19号（東日本台風）及び千葉県豪雨災害に関して、次のような自由意見がありました。

- ・防災無線が聞こえない
- ・安心して避難できる場所の重要性 障がいにあわせた配慮の必要性
- ・筆記での情報提供、車で回って知らせしてほしい メール配信の必要性
- ・水や食料の入手が困難 支給の必要性 給水車にきてほしい
- ・発電機の貸し出しや設置要望
- ・安否確認の連絡や訪問が遅い
- ・支援がないことへの不安と不満
- ・どうすればいいのかわからない不安
- ・障がい者の台風・大雨・地震等の援助

《 7. 情報保障 》

- ・福祉サービスの情報については、多くの人が「市・県の広報等で知ることが多い」と答えています。
- ・知的障がいのある人は、「家族や仲間の話」が、精神障がいのある人は「医療機関」が情報源の上位となっております。

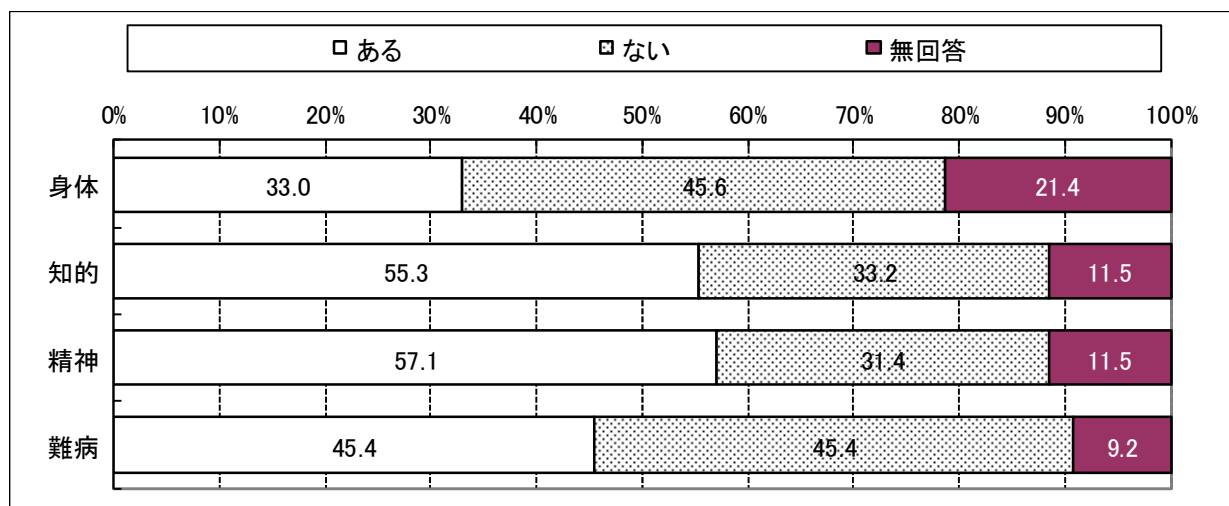
【福祉サービスの内容についてどのようなもので知ることが多いですか】



《 8. 障がいへの理解》

- ・障がいのある人への差別・偏見については、身体障がいのある人で 33.0%、知的障がいのある人で 55.3%、精神障がいのある人で 57.1%、難病療養者で 45.4%の人が「ある」と答えています。
- ・多くの障がいのある人が、「雇用・就職」の時に、差別や偏見を経験したと答えています。

【障がいのある人への差別、偏見があると思いますか】



【障がいのある人への差別、偏見をどんな時に経験しましたか】

(%)

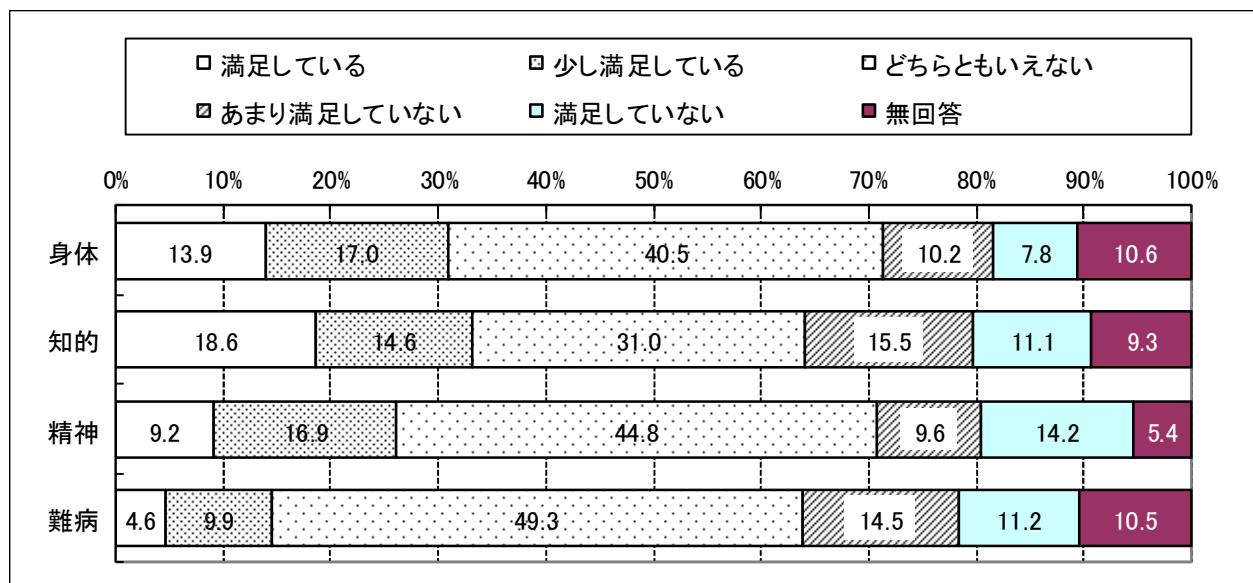
	身体	知的	精神	難病
賃貸住宅の契約時	2.0	4.9	5.0	4.6
バス・タクシー等の公共交通機関を利用した時	9.6	14.6	9.6	14.5
公共施設を利用した時	7.8	17.3	7.3	9.2
映画館や観覧施設を利用した時	2.8	8.8	4.6	2.6
家族関係や近隣関係	6.3	11.5	22.6	7.2
各種行事や地域の交流に参加した時	6.4	14.6	7.3	6.6
雇用・就職	12.5	19.0	35.2	17.8
その他	6.0	6.6	7.3	6.6

《 9. 将来 》

・八街市の福祉サービス全般について、「満足している」あるいは「少し満足している」と答えた人は、身体障がいのある人で30.9%、知的障がいのある人で33.2%、精神障がいのある人で26.1%、難病療養者で14.5%となっています。

・「今後、八街市がどのようなことを特にしていく必要があると思われますか」の問いに、「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充等）」、「バスなどの公共交通の利用を周知し、乗りやすいバスやバス停留所の整備」、「暮らしやすい街づくり（道路の段差解消等）」を多くの人が挙げています。

【八街市の福祉サービス全般について満足していますか】



【今後、八街市がどのようなことを特にしていく必要があると思われますか】

(%)

	身体	知的	精神	難病
在宅福祉サービスの充実(ホームヘルプ、入浴等)	28.3	18.6	27.2	36.2
在宅の配食サービスの充実(食事を家庭まで届ける)	26.9	15.5	29.5	35.5
入所施設の整備	26.5	31.0	26.4	28.9
短期入所施設の整備	18.3	21.7	17.2	24.3
通所施設の整備	15.0	25.7	19.2	19.1
保健・医療サービスの充実(検診、専門的な機能回復訓練等)	26.0	22.1	30.3	29.6
住宅の整備・改造のための整備	22.9	14.6	21.8	30.9
地域で生活できる住宅の整備(グループホーム等)	13.6	27.0	16.5	14.5
暮らしやすい街づくり(道路の段差解消等)	31.0	27.4	40.2	34.2
療育・保育・教育の質の向上	9.9	25.7	20.3	21.1
働く機会の充実(職業訓練の実施、働く場の確保等)	11.0	33.6	31.8	14.5
一般企業以外での就労の場(福祉サービス等)	8.4	28.3	18.4	11.2
地域での活動や余暇活動への参加のためのしくみづくり	9.9	12.8	14.6	11.8
相談体制の充実(生活相談、療育相談、職業相談等)	18.0	26.5	29.9	20.4
経済的な援助の充実(医療費の補助、福祉手当・年金の拡充等)	32.7	42.9	43.3	36.2
情報通信分野の充実(パソコンの貸与、情報通信ネットワークの構築等)	8.4	8.4	13.8	13.8
障がい者についての地域の人の理解を深めるための活動	11.3	32.3	26.4	11.2
ボランティアの育成	11.2	14.6	13.4	13.8
財産管理の援助(財産保全サービス、成年後見制度等)	6.6	16.8	12.6	8.6
災害時における避難誘導體制の確立	27.8	32.3	30.3	31.6
障がい者との地域や国際交流	5.2	10.6	9.6	7.2
障がい者団体の自立活動に対する行政の支援	9.0	23.5	17.6	9.9
乗りやすいバスやバス停留所の整備	34.4	37.2	44.1	43.4
特にない	9.2	14.2	9.6	5.3
その他	4.6	4.9	5.7	7.2

5 用語集

【あ行】

■医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。

■インクルージョン

「障がいがあっても地域で地域の資源を活用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。地域社会はさまざまな人によって構成されることが自然であり、そこで、それぞれがその人らしい暮らしを築いていくことを実現していく社会の在り方を示している。

【か行】

■介護保険

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を必要とする方等について、必要な介護サービスを提供する社会保険制度。保険者は市町村であり、40歳以上の方が加入する。

■基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、①総合相談 ②地域の相談支援体制の強化の取組 ③地域移行・地域定着 ④権利擁護・虐待防止 ⑤地域自立支援協議会の運営を行う。

■共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうちの訓練等給付の1つ。世話人が、調理や洗濯などの家事の手伝いを行いながら、共同生活を行う。また、食事や入浴などの介助・介護を必要とする人に、それらの介護やその他日常生活上の援助を提供する。

■共同生活介護（ケアホーム）

平成26（2014）年から共同生活援助（グループホーム）に一元化

■ケアマネジメント

①保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。ケース・マネジメント。

②介護保険制度下で、個別の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。

【さ行】**■災害時避難行動要支援者**

災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

■サピエ

視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。

■支援費制度

障がいのある人がサービスを選択し、施設・事業者と対等な立場での契約に基づきサービスを利用する制度。

■自閉症

→発達障害を参照。

■障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく支援機関。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

■自立支援医療

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうちの支援給付の1つ。障がいのある人や子どもが、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を、指定自立支援医療機関から受けるもの。「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」の3つがある。

■自立支援給付

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの1つ。介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、相談支援からなる。

■成年後見制度

判断能力が不十分な成年者(認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など)を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)の契約、遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。成年後見制度には後見・保佐・補助の3種類がある。

【た行】

■地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域のシステムづくりの協議の場。相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校・企業・高齢者介護等の関係機関、障がい当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等の障がいのある人の地域生活を支えている人を構成メンバーとして、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議等を担っている。

■地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの1つ。各地域独自の判断で障がいのある人の地域生活を支援する事業で、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、知的障害者職親委託制度などがある。

■地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他、障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ、Ⅰ型からⅢ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発活動などの事業と併せて相談支援事業を実施します。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。

Ⅲ型：創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の事業を実施します。

■知的障害者職親委託制度

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうちの地域生活支援事業に含まれる事業の1つ。知的障害のある人の社会復帰に理解のある事業経営者等を職親として登録し、一定期間、知的障害のある人を預かり、就職に必要な生活指導や技能習得訓練を行っている。

■注意欠陥多動性障害（ADHD）

→発達障害を参照

■中核地域生活支援センター

子ども、障がいのある人、高齢者など一人一人の状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。千葉県単独制度。

■特別支援

特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人一人のニーズに応じた教育。

■「トライアングル」プロジェクト

障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害など障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められている。

【な行】

■難病

原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、また経過が慢性にわたり、厚生労働省が指定した病気。調査研究の推進、医療施設の整備、医療費の自己負担の解消が図られている。

■日常生活用具

在宅の障がいのある人、難病者等が、日常生活や介護を容易にするために必要な用具。

■ノーマライゼーション

障がいのある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方。

【は行】

■８０５０問題（はちじゅうごじゅうもんだい）

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に５０代前後のひきこもりの子どもを８０代前後の親が養っている状態を指す。

■発達障害

発達障害者支援法の定義においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」をいう。

もっとも、これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、また、年齢や環境により目立つ症状が違うため、診断された時期により、診断名が異なることもある。

なお、上記定義において示される主な障がいの概要は次のとおり。

① 広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群の他、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎

性発達障害を含む総称。

② 自閉症

「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「パターン化した興味や活動」の3つの特徴を持つ障害で、生後まもなくから発現する。最近では症状が軽い人達まで含めて、自閉症スペクトラムという呼び方もされている。また、自閉症スペクトラムの内、知的発達の遅れを伴わないものは、高機能自閉症と呼ばれる。

③ アスペルガー症候群

対人関係の障害があり、限定した常道的な興味、行動及び活動をするという特徴は、自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

④ 学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。

⑤ 注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention Deficit Hyperactivity Disorder）

「多動性（おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりする）」、「注意力散漫（うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがある）」、「衝動性（約束や決まり事を守れないことや、せっかちで苛々してしまうことがよくある）」といった3つの特徴が見られる。

■ピアサポーター

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動（＝ピアサポート）を行う方法。

■ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。地域においては、発達障害児の支援機関等で実施されることが多い。

■ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うこと。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動する。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

■補装具

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうちの自立支援給付の1つ。身体の機能等を補い、日常生活や職業生活を容易にするための用具。義肢、装具、補聴器、車いす等がある。障がいのある人からの申請により給付される。

【ま行】**■民生委員・児童委員**

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

■モニタリング

サービスの利用計画が利用者のニーズに合っているかを再評価するための仕組み。

【や行】**■要約筆記**

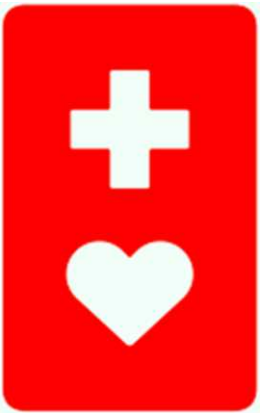
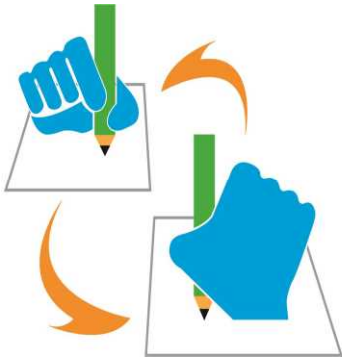
聴覚障がいのある人、特に手話を使用しない難聴者・中途失聴者が主な対象者で、その場の音声を要約し、文字で伝える情報保障のひとつ。手書きによるものとパソコンによる方法がある。

6 障がい者に関するマーク

名称 マーク	概要等
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。 ※このマークは、「全ての障害者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
身体障害者標識(身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務になっております。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 	聴覚障害者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

盲人のための国際シンボルマーク 	世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通マークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について、ご協力をお願いします。
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別にあたります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

オストメイト用設備/オストメイト 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることをあらわしています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。
障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。ご協力のほどお願いします。
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 	白杖を頭上 50 cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声を掛けて支援をしようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることなどを聞き、サポートをして下さい。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。（J I S規格） ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします
手話マーク 	耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・公共機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。
筆談マーク 	耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

(出典) 内閣府